

令和5年度  
第2回 関東ブロック発注者協議会 幹事会  
議 事 次 第

日時: 令和5年12月21日(木)15時00分～

会場: さいたま新都心合同庁舎2号館

共用大会議室 501

1. 開 会

2. 挨拶

【第 1 部】

3. 議 事

(1) 全国統一指標・関東ブロック独自指標について

(2) 働き方改革に関する発注者としての取組について

(建設業における2024年問題に関する取組について)

- ・労働担当部局、協会とのコミュニケーション
- ・土木工事電子書類スリム化ガイド
- ・工事書類の統一化
- ・工事におけるウイークリースタンス
- ・ワンデーレスポンス実施の手引き

(3) 業界団体から寄せられている意見について

(休 憩)

# 配布資料一覧

○議事次第

○出席者名簿

○「関東ブロック発注者協議会」設置要領

○全国統一指標・関東ブロック独自指標について

資料 1

○労働担当部局、協会とのコミュニケーションについて

資料 2 - 1

○土木工事電子書類スリム化ガイドについて

資料 2 - 2

○工事書類統一化について

資料 2 - 3

○工事におけるウィークリースタンスについて

資料 2 - 4

○ワンデーレスポンス実施の手引きについて

資料 2 - 5

○業界団体から寄せられている意見について

資料 3

# 「関東ブロック発注者協議会」設置要領

## (名称)

第1条 本会は、関東ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号 令和元年6月14日一部改正）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定 令和元年10月18日改正）」（以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日策定 令和2年1月30日改正）」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

## (事務)

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 発注者間の支援
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省関東農政局農村振興部長及び都県を代表する委員をもってあてる。なお、都県を代表する副会長は、任期を2年とし、互選により選任する。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

## (協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

## (幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省関東地方整備局企画部長をもってあてる。

- 4 副幹事長は、農林水産省関東農政局農村振興部設計課長及び都県を代表する副会長に選任された都県の幹事をもってあてる。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

#### (幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。
- 3 幹事は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 6 分科会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事会及び分科会の会議は、公開とする。なお、幹事長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、関東地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

#### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

- 附 則 この要領は、平成20年11月6日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年10月20日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成23年10月28日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成24年11月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成25年11月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成27年1月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成27年8月3日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成28年3月24日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成29年3月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成30年2月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成30年7月17日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和元年5月29日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和2年7月22日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 第 4 条関係（委員）

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監(兼)都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局長
	横浜市	財政局	ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部担当部長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長	
千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長	
東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長	
神奈川県横須賀市	財務部	財務部長	
山梨県甲府市	行政経営部	行政経営部長	
長野県長野市	建設部	建設部長	

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部長
	(独)国際協力機構		調達・派遣業務部長
	(独)国立科学博物館		経営管理部長
	(独)国立女性教育会館		事務局長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	技術管理部長
	(独)都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独)日本学生支援機構	財務部	財務部長
	(独)日本芸術文化振興会	財務企画部	財務企画部長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部	財務部長
	(独)水資源機構		技術管理室長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	営繕企画監
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設部	施設部長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画部管理部長
地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長	

## 第6条関係（幹事）

	所 属	部 署	役 職
幹事長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	関東農政局	農村振興部 設計課長
副幹事長	茨城県	土木部	検査指導課長
幹 事	警察庁	関東管区警察局	総務監察部 会計課長
	警察庁	科学警察研究所	総務部 会計課長
	警察庁	皇宮警察本部	会計課長
	警察庁	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	財務省	関東財務局	管財第一部 第一統括国有財産管理官
	財務省	関東信越国税局	総務部 営繕監理官
	財務省	東京国税局	総務部 営繕監理官
	農林水産省	関東森林管理局	森林整備部 森林整備課長
	国土交通省	関東地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	関東地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部 営繕品質管理官
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部 技術審査官
	国土交通省	関東運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	東京航空局	技術管理官
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部 施設課長
	環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	北関東防衛局	調達部 調達計画課長
	防衛省	南関東防衛局	調達部 調達計画課長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課課長補佐
	茨城県	農林水産部農地局	農地整備課長
	栃木県	県土整備部 農政部	技術管理課長 農村振興課長
	群馬県	県土整備部 農政部	契約検査課長 農村整備課長
	埼玉県	県土整備部 農林部	建設管理課長 農村整備課長
	千葉県	県土整備部 農林水産部	技術管理課長 耕地課長
	東京都	建設局総務部 産業労働局農林水産部	技術管理課長 農業基盤整備担当課長
	神奈川県	県土整備局都市部 環境農政局総務室	技術管理課長 経理担当課長
	山梨県	県土整備部 農政部	技術管理課長 耕地課長
	長野県	建設部	建設政策課 技術管理室長
	さいたま市	建設局	技術管理課長
	千葉市	建設局土木部	技術管理課長
	横浜市	財政局ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部	公共事業調整課長
	川崎市	建設緑政局総務部	技術監理課長
	相模原市	都市建設局	技術監理課長
	茨城県水戸市	財務部	契約検査課長
	栃木県宇都宮市	建設部	技術監理課長
	群馬県前橋市	総務部 契約監理課	審査契約室長

	所 属	部 署	役 職
幹 事	埼玉県川口市	建設部	建設管理課長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	技術管理課長
	東京都新宿区	みどり土木部	道路課長
	神奈川県横須賀市	財務部	契約課長
	山梨県甲府市	行政経営部	契約管財室 指導検査課長
	長野県長野市	財政部	契約課長
	東日本高速道路(株)	関東支社 技術部	技術管理課長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部 技術管理課長
	首都高速道路(株)		技術部技術企画課長
	成田国際空港(株)		調達部調達管理グループ マネージャー
	日本中央競馬会		施設部施設総務課長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部 契約調整課長
	(独)国際協力機構		計画・調整課長
	(独)国立科学博物館		経営管理部 施設整備主幹
	(独)国立女性教育会館		財務・企画課長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課室長(管理)
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部 環境整備課長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部 管理課長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	経理部	契約第一課長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部施設課長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	技術管理部技術管理課長
	(独)都市再生機構	技術・コスト管理部	担当課長
	(独)日本学生支援機構	財務部	施設整備推進室長
	(独)日本芸術文化振興会	財務企画部	財務企画部契約課長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部 契約第3課長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部調達管財課	財務部 調達管財課長
	(独)水資源機構		技術管理室 技術調査課長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設部	計画室長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 技術監理課長

# 全国統一指標・関東ブロック独自指標の 令和6年度目標に向けた取組について



令和5年12月21日  
国土交通省 関東地方整備局

# 目次

1. 新・担い手3法、発注関係事務の運用に関する指針について
2. 全国統一指標・関東ブロック独自指標  
・令和4年度調査結果について

# 1. 新・担い手3法、発注関係事務の運用に関する指針について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施**

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

### ○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞

### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

## 背景・必要性

## 1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

## 3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

## 2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

## 4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要（改正のポイント）

## I. 災害時の緊急対応の充実強化

## 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

## 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

## II. 働き方改革への対応

## 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

## 【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

## 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

## III. 生産性向上への取組

## 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

## IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

## V. その他

## (1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- ③公共工事の目的物の適切な維持管理  
【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

## 工事

## 測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

## 必ず実施すべき事項(工事)

### ① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

### ② 歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

### ④ 施工時期の平準化【新】

発注者は**積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施**する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

### ⑤ 適正な工期設定【新】

**工期の設定**に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

### ⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

### ⑦ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

## 実施に努める事項(工事)

### ① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるように、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

### ② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

### ③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

### ④ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

### ⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

### ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

**下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保**に関し、その**実態を把握**するよう努める。

### ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

### ⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

## 必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計[新])

### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定に当たっては**、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う**。

### ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

### ③ 履行期間の平準化

**発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施**する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

### ④ 適正な履行期間の設定

**履行期間の設定**に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

### ⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

### ⑥ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

## 実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

### ① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

### ② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ**、**プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

### ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

### ④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

### ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

## 災害対応(工事・業務)【新】

### ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

**災害時の入札契約方式の選定**にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

### ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

### ③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

# 各指標の品確法、基本方針、運用指針における位置づけ

【指標】	【法、基本方針、運用指針の対応する条項】
工事① 地域平準化率 (施工時期の平準化)	[品確法] 第7条. 1. 五 [基本方針] 第2. 1. (4)
工事②⑥ 週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	[品確法] 第7条. 1. 六 [基本方針] 第2. 1. (5)
工事③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	[品確法] 第7条. 1. 四 [基本方針] 第2. 1. (3)
工事④ 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (予定価格の適正な設定)	[品確法] 第7条. 1. 一 [運用指針] 1-1
工事⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況 (適切な設計変更)	[品確法] 第7条. 1. 七 [運用指針] 1-3
業務① 地域平準化率 (履行期限の分散)	[品確法] 第7条. 1. 五 [基本方針] 第2. 8. (1). ④
業務② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	[品確法] 第7条. 1. 四 [基本方針] 第2. 8. (1). ③
業務③ ウィークリースタンスの実施 (履行状況の確認)	[運用指針] 2-3

## 2. 全国統一指標・関東ブロック独自指標 ・令和4年度調査結果について

# 品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する 全国統一指標調査・関東ブロック独自指標

【令和4年度調査】

令和5年10月  
関東ブロック発注者協議会

# 1. 調査概要

# 1. 調査概要

## 1-1 背景・目的

令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づき、令和2年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」(以下、運用指針という)が策定された。運用指針において、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとされている。

関東ブロック発注者協議会では、発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、運用指針で定められている発注関係事務に関する項目から「新・全国統一指標」及び「関東ブロック独自指標」を設定し目標値を定めた。

本資料は、「新・全国統一指標」及び「関東ブロック独自指標」に関する取り組みの実施状況をとりまとめたものであり、今後の発注関係事務の取り組みの向上のために活用していくものである。

# 1. 調査概要

## 1-2 調査対象

### ●471機関

国 : 17機関

特殊法人等 : 25法人

地方公共団体 : 1都8県、5政令市、415区市町村

	機関名
国	関東管区警察局
	科学警察研究所
	皇宮警察本部
	東京都警察情報通信部
	関東財務局
	関東信越国税局
	東京国税局
	関東農政局
	関東森林管理局
	関東地方整備局
	関東運輸局
	東京航空局
	国土技術政策総合研究所
	関東地方環境事務所
	北関東防衛局
	南関東防衛局
	東京高等裁判所

	機関名
特殊法人等	東日本高速道路(株)関東支社
	中日本高速道路(株)東京支社
	首都高速道路(株)
	成田国際空港(株)
	日本中央競馬会
	(国研)科学技術振興機構
	(独)国際協力機構
	(独)国立科学博物館
	(独)国立女性教育会館
	(独)国立美術館 国立西洋美術館
	(独)国立文化財機構 東京国立博物館
	(独)国立文化財機構 東京文化財研究所
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
	(独)中小企業基盤整備機構
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社
	(独)都市再生機構
	(独)日本学生支援機構
	(独)日本芸術文化振興会
	(国研)日本原子力研究開発機構
	(独)日本スポーツ振興センター
	(独)水資源機構
	(独)労働者健康安全機構
	(国研)産業技術総合研究所
	(独)製品評価技術基盤機構
	地方共同法人 日本下水道事業団

	機関名
都県	茨城県
	栃木県
	群馬県
	埼玉県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	山梨県
長野県	
政令市	さいたま市
	千葉市
	横浜市
	川崎市
	相模原市

	機関名	区市町村数
都県(区市町村)	茨城県(市町村)	44
	栃木県(市町村)	25
	群馬県(市町村)	35
	埼玉県(市町村)	62
	千葉県(市町村)	53
	東京都(区市町村)	62
	神奈川県(市町村)	30
	山梨県(市町村)	27
長野県(市町村)	77	

# 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

## 全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

### ①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

### ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

## 関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

### ④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準:1年<sup>※1</sup>以内に更新されている積算基準(※1営繕の場合は2年)基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

### ⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

### ⑥区市町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合

※R4年度調査より指標を新設

# 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

## 全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

### ①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

### ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

## 関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

### ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

# 項目と指標分類(工事)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	地域平準化率：年度の工事平均稼働件数と4～6月期の工事平均稼働件数との比率 対象：契約金額500万円以上の工事 稼働件数：当該月に工期が含まれるもの	地域平準化率 (4～6月期の工事平均稼働件数) / (年度の工事平均稼働件数)	「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のコリンプに登録されたデータを活用
週休2日対象工事の実施状況	発注工事に対する週休2日対象工事の割合 週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。	(週休2日対象工事件数(公告))/(週休2日公告対象件数)	アンケート調査  R3年度より、分母の定義の見直し（R2年度までは全工事件数が分母）を行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合対象 平成30年度実績：予定価格（設計書金額を含む）が250万円を超える工事(随意契約を除く) 令和元年度以降実績：予定価格（設計書金額を含む）について、都県、政令市については250万円を超える工事、市区町村については130万円を超える工事（随意契約を除く） ※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の工事発注件数)	H30～R2まで 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用 R3～ アンケート調査
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）	・最新の積算基準：1年 <sup>※1</sup> 以内に更新されている積算基準（※1 営繕の場合は2年） ・基準対象外（小規模施工など）の際の対応状況：見積もり等により積算するルールを整備し運用しているか	a：最新の積算基準を適用 <sup>※2</sup> し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用 b：最新の積算基準を適用 <sup>※2</sup> しているが、基準範囲外の場合の一定のルールは整備していない c：その他（※2 他団体の積算基準を適用している場合を含む）	アンケート調査
設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	a：設計変更ガイドラインを策定、活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	アンケート調査
区市町村における週休2日制工事の取組状況	発注機関としての週休2日制工事の取組状況 週休2日制対象工事：発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。	a：全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している b：対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している c：対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している d：週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね1年以内に試行を実施する予定） e：週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない	アンケート調査

## 項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象：100万円以上の業務 稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）	(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)	測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)および農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータを活用 営繕業務：公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合 対象：契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務数)	H30～R2まで 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ(本省実施)を活用 R3～ アンケート調査
ウィークリースタンスの実施	業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか	a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール <sup>※1</sup> を整備し、かつ、取り組みを実施 b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール <sup>※1</sup> を整備していないが、取り組みを実施 c：実施していない (※1 他団体の指針等を適用している場合を含む)	アンケート調査

## 2. 調査結果

# 全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要(工事)

工事	全国統一指標															
	地域平準化率					週休2日対象工事の実施状況 <sup>※1</sup>					低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)
関東ブロック	0.68	0.71	0.72	0.71	0.80	0.26	0.44	0.78	0.88	1.00	0.85	0.88	0.90	0.90	0.90	1.00
茨城地域	0.65	0.63	0.59	0.62	0.70	0.52	0.59	0.90	0.84	1.00	0.77	0.76	0.81	0.81	0.79	1.00
栃木地域	0.60	0.73	0.70	0.68	0.70	0.66	0.76	1.00	1.00	1.00	0.91	0.92	0.96	0.97	0.96	1.00
群馬地域	0.63	0.73	0.73	0.67	0.70	0.02	0.26	0.84	0.67	1.00	0.85	0.93	0.94	0.94	0.95	1.00
埼玉地域	0.59	0.62	0.63	0.65	0.70	0.14	0.23	0.48	0.96	1.00	0.90	0.90	0.91	0.90	0.91	1.00
千葉県域	0.59	0.62	0.62	0.65	0.70	0.21	0.32	0.86	0.98	1.00	0.89	0.88	0.90	0.92	0.91	1.00
東京都域	0.72	0.74	0.75	0.75	0.80	0.61	0.77	1.00	1.00	1.00	0.86	0.87	0.87	0.86	0.86	1.00
神奈川県域	0.64	0.63	0.67	0.68	0.70	0.13	0.21	0.80	0.96	1.00	0.93	0.97	0.97	0.97	0.97	1.00
山梨地域	0.68	0.73	0.67	0.68	0.70	0.37	0.58	0.86	0.96	1.00	0.84	0.88	0.86	0.89	0.93	1.00
長野地域	0.74	0.79	0.82	0.75	0.75	0.01	1.00 <sup>※2</sup>	1.00	1.00	1.00	0.71	0.79	0.87	0.86	0.87	1.00

注)関東ブロックは、都県域に加え国・特殊法人等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市・市区町村が対象)

工事の指標に係る都県域は、当該都県・政令市・市区町村が対象。

(ただし、「週休2日対象工事の実施状況」の指標は当該都県・政令市が対象)

※1 R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

※2 長野県のR2年度実績値は、一部災害復旧等の緊急を要する工事と現場施工期間が1週間未満の工事を除く

# 全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要(工事)

工事	関東ブロック独自指標											
	最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況					設計変更ガイドラインの 策定・活用状況					区市町村における 週休2日制工事の 取組状況 ※3	
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (R3)	実績値 (R4)
関東ブロック	317/471	363/471	381/471	396/471	全機関a	232/471	274/471	297/471	311/471	全機関a	61/415	78/415
茨城領域	23/45	31/45	36/45	37/45	全機関a	20/45	25/45	32/45	33/45	全機関a	5/44	6/44
栃木領域	20/26	21/26	21/26	23/26	全機関a	19/26	21/26	21/26	22/26	全機関a	8/25	11/25
群馬領域	19/36	22/36	26/36	29/36	a	15/36	17/36	19/36	19/36	a (個別策定もしくは県策定の準用)	4/35	4/35
埼玉県域	51/64	52/64	52/64	53/64	a	25/64	34/64	35/64	38/64	a	3/62	5/62
千葉県域	55/55	55/55	55/55	55/55	a (改定内容に基づき速やかに対応)	31/55	33/55	36/55	37/55	a (受注者へ浸透を図る)	9/53	13/53
東京都域	37/63	45/63	46/63	46/63	a	30/63	35/63	37/63	39/63	a	15/62	16/62
神奈川県域	16/34	18/34	20/34	23/34	a	19/34	20/34	23/34	24/34	a	2/30	2/30
山梨領域	16/28	20/28	22/28	23/28	全機関a	21/28	24/28	25/28	26/28	全機関a	1/27	2/27
長野領域	47/78	62/78	65/78	68/78	全機関a	27/78	35/78	37/78	41/78	全機関a	14/77	19/77

【最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況】  
 基準値・実績値：aの機関数／対象機関数  
 a:最新の積算基準を適用※4し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用  
 b:最新の積算基準を適用※4しているが、基準範囲外の場合の一定のルールは整備していない  
 c:その他  
 (※4 他団体の積算基準を適用している場合含む)

【設計変更ガイドラインの策定・活用状況】  
 基準値・実績値：aの機関数／対象機関数  
 a:設計変更ガイドラインを策定・活用しこれに基づき設計変更を実施  
 b:設計変更ガイドラインは未策定だが必要に応じて設計変更を実施  
 c:設計変更を実施していない

注)関東ブロックは、都領域に加え国・特殊法人等も対象。  
 (ただし、「区市町村における週休2日制工事の取組状況」の指標は当該都県区市町村が対象)  
 工事の指標に係る都領域は、当該都県・政令市・市区町村が対象。

※3 R4年度調査より、区市町村における週休2日制工事の取組を指標に新設。

【区市町村における週休2日制工事の取組状況】  
 基準値・実績値：c以上の機関数／対象機関数  
 a:全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している  
 b:対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している  
 c:対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している  
 d:週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)  
 e:週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

# 全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要(業務)

業務	全国統一指標											関東ブロック独自指標				
	地域平準化率					低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						ウィークリースタンスの実施				
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)
関東ブロック	0.51	0.48	0.49	0.49	0.50以下	0.75	0.77	0.86	0.95	0.95	1.00	23/56	23/56	25/56	31/56	全機関a
茨城領域	0.44	0.43	0.43	0.48	0.40	0.95	1.00	0.99	0.99	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
栃木領域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a (取組を推進する)
群馬領域	0.40	0.41	0.44	0.45	0.40	未集計	0.92	0.99	0.98	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a (ただし災害を除く)
埼玉領域	0.51	0.45	0.48	0.47	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1.00	1.00	1/2	1/2	2/2	2/2	a
千葉領域	0.51	0.48	0.49	0.47	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	2/2	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.54	0.50	0.00	0.00	0.00	0.02	0.06	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.59	0.50	0.97	0.90	0.91	0.97	0.97	1.00	3/4	3/4	3/4	4/4	a
山梨領域	0.51	0.49	0.48	0.47	0.50	0.02	0.01	0.95	0.95	0.96	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
長野領域	0.35	0.32	0.38	0.34	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a

注) 関東ブロックは、都領域に加え国・特殊法人等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市が対象)

業務の指標に係る都領域は、当該都県・政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】

基準値・実績値：aの機関数／対象機関数

a: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施

b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施

c: 実施していない

## 【工事】全国統一指標①：地域平準化率

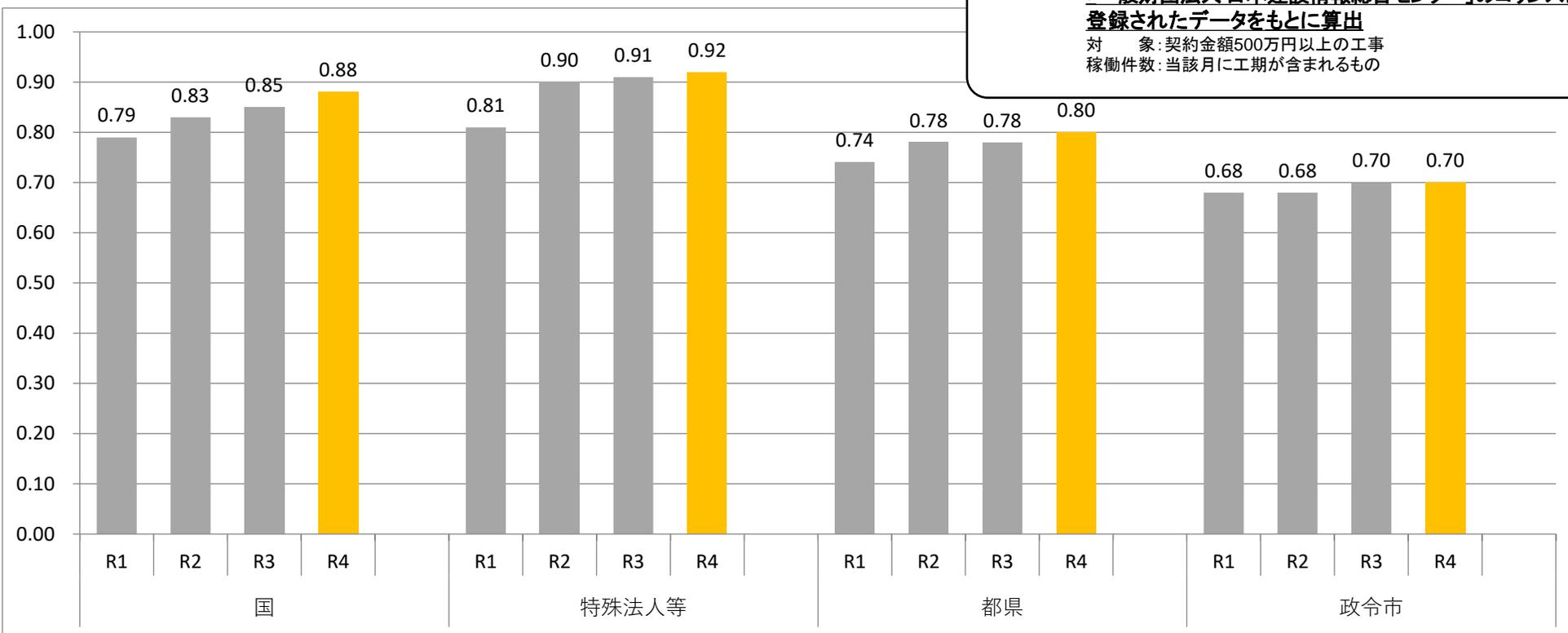
- ・国、特殊法人等においては、0.9程度。  
都県においては、0.8程度、政令市においては、0.7程度であった。
- ・国・特殊法人等、都県において、R1年度からR4年度にかけて増加傾向であった。

【国・特殊法人等・都県・政令市】

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター」のコリンズに登録されたデータをもとに算出

対象：契約金額500万円以上の工事  
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの



注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2)対象工事：契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

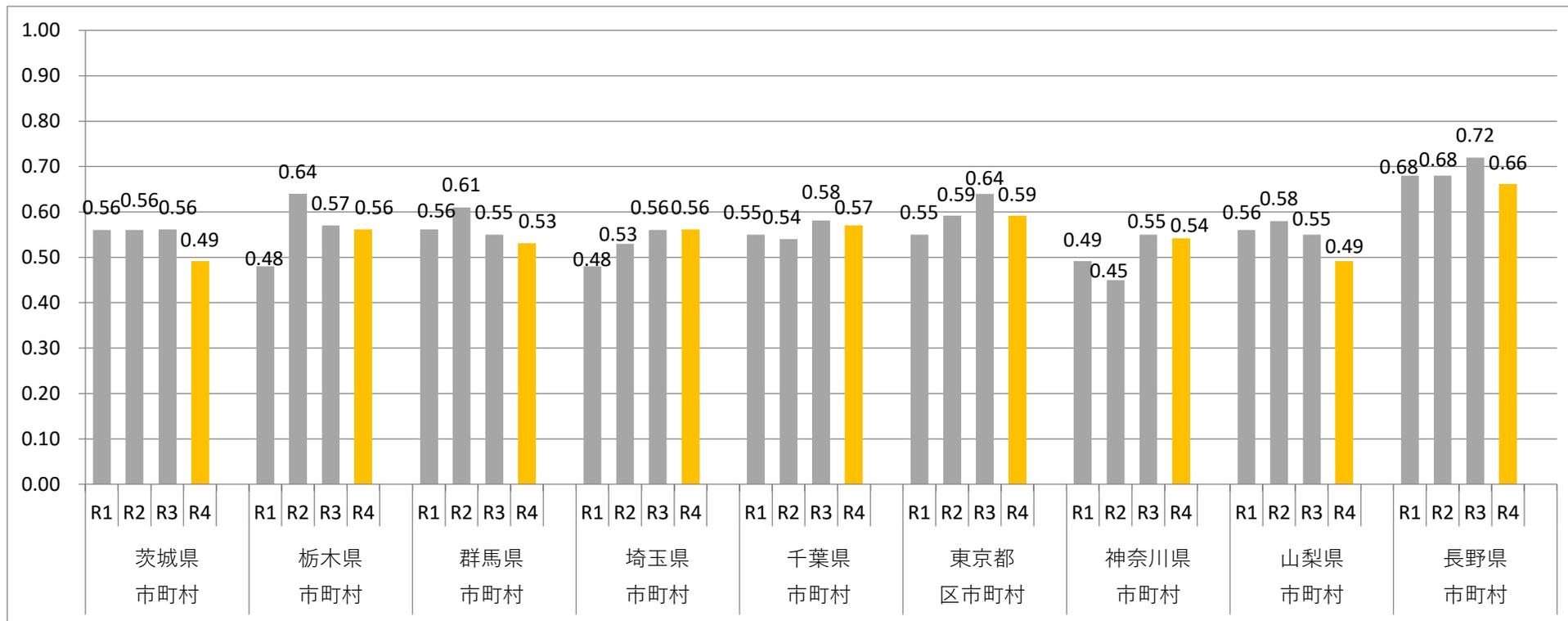
注3)地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

注4)算出方法については7頁参照。

## 【工事】全国統一指標①:地域平準化率

- ・区市町村においては、概ね0.5～0.7程度。
- ・8都県において、R3年度からR4年度にかけて低下傾向であった。

### 【区市町村】



注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。

注2)政令市を除いている。

注3)対象工事:契約金額500万円以上の工事。

年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。

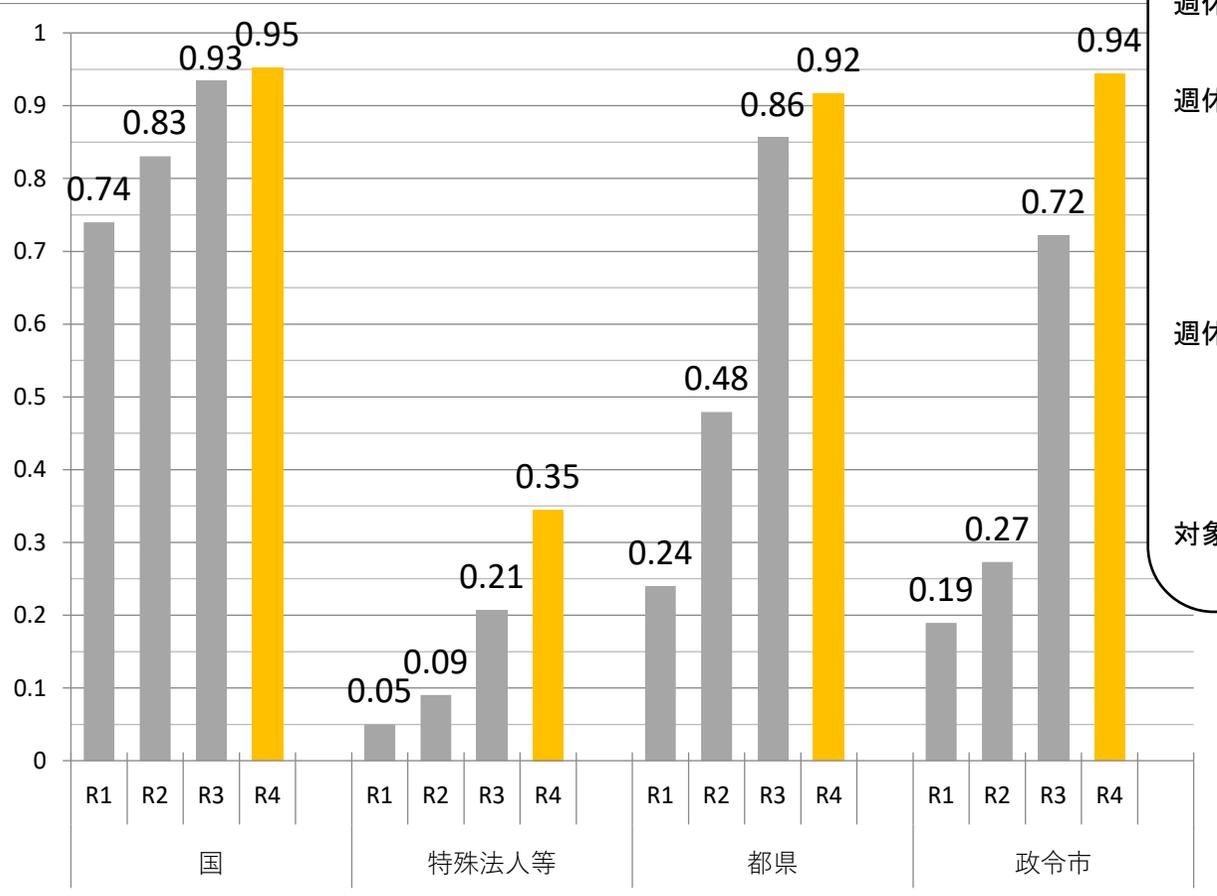
注4)地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。

注5)算出方法については7頁参照。

## 【工事】全国統一指標②：週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

- ・特殊法人等においては、0.4程度。国、都県、政令市においては、0.9程度であった。
- ・国・特殊法人等、都県・政令市において、R1年度からR4年度にかけて増加傾向であった。

### 【国・特殊法人等・都県・政令市】



$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$$

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。  
R3年度より、分母の定義の見直しを行った。（R2年度までは全工事件数が分母）

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

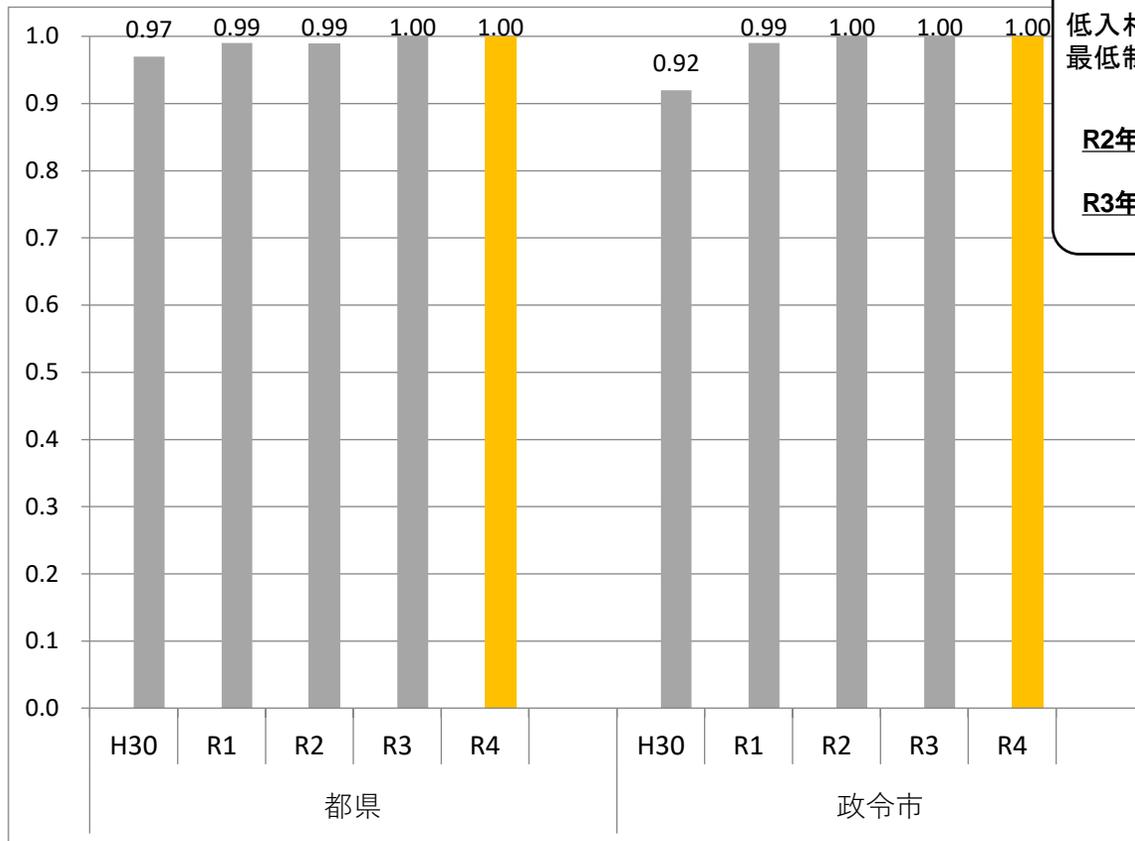
注2) 対象工事：各年度中（4.1～3.31）に公告等の発注手続きを行った全ての工事。

注3) R3年度より、定義の見直しを行った。

# 【工事】全国統一指標③: 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

・R3年度以降、都県、政令市ともに、1.0となっている。

【都県・政令市】



$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$$

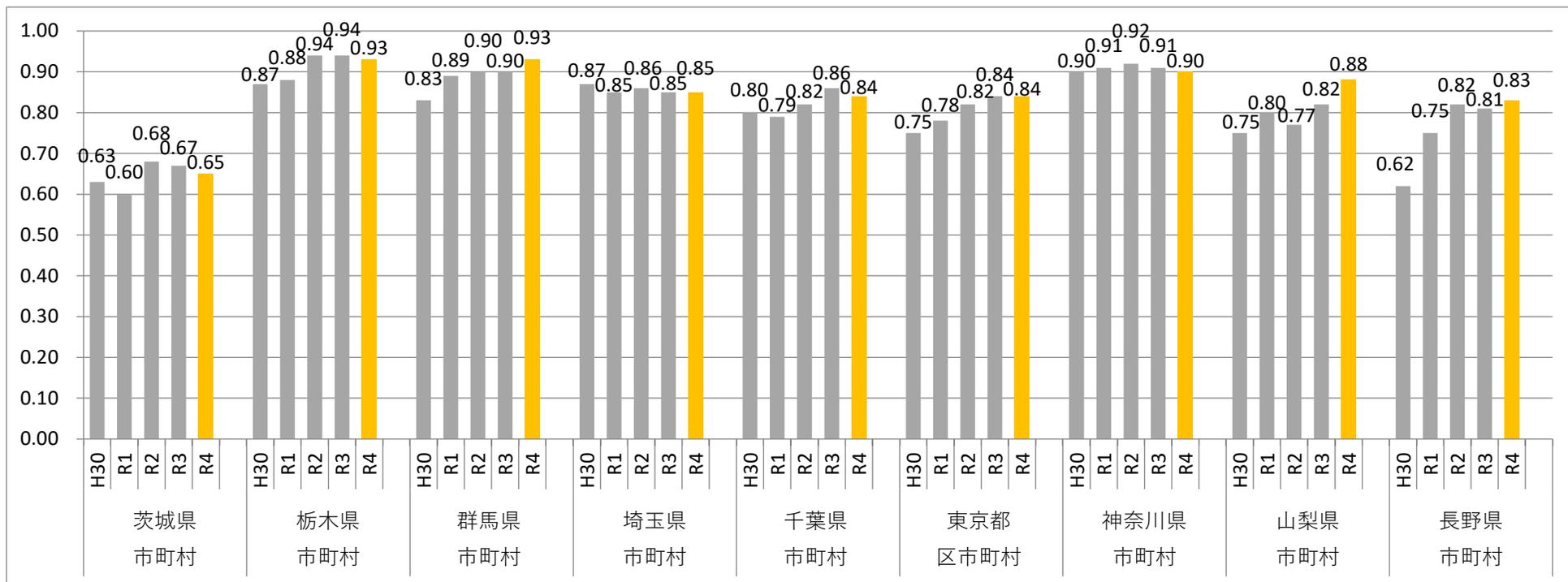
**R2年度まで** : 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出  
**R3年度以降** : アンケート調査結果をもとに算出

注1) 本調査項目は、R2年度までは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データ、R3年度以降は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果をもとに算出している。  
 注2) 対象工事、予定価格(設計書金額を含む)が250万円を超える工事(随意契約を除く)  
 注3) 算出方法については7頁参照。

## 【工事】全国統一指標③: 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

- ・区市町村においては、都県単位でばらつきがみられ、0.6~0.9程度。
- ・R3年度からR4年度にかけて3県で増加、4県で減少、2都県が同程度であった。

### 【区市町村】



注1)本調査項目は、R2年度までは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データ、R3年度以降は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果をもとに算出している。

注2)政令市を除いている。

注3)対象工事:H30 予定価格(設計書金額を含む)が250万円を超える工事(随意契約を除く)

R1以降 予定価格(設計書金額を含む)が130万円を超える工事(随意契約を除く)

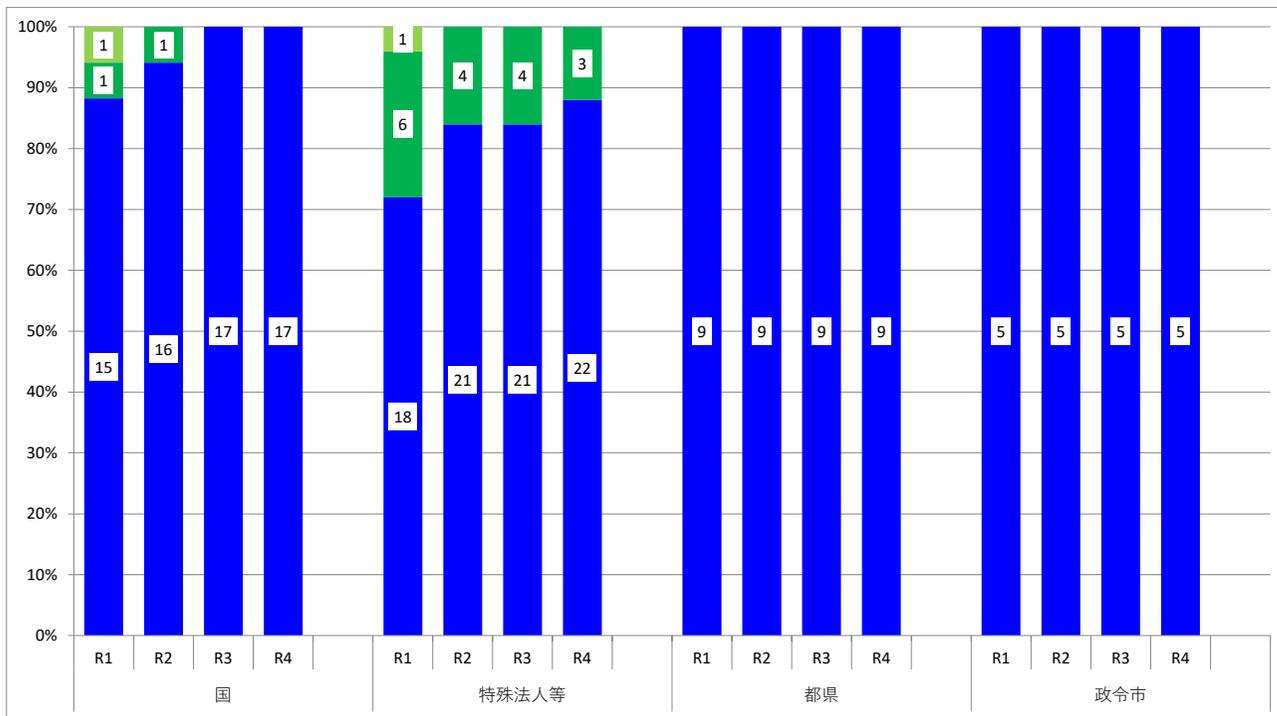
注4)算出方法については7頁参照。

# 【工事】関東ブロック独自指標④：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

- ・国機関、特殊法人等、都県、政令市については、最新の積算基準を適用。
- ・基準対象外の際の対応については、国・都県・政令市では、全ての機関で要領が整備されている。

## 【国・特殊法人等・都県・政令市】

<単位：機関数>



### <凡例>

- a:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合の要領の整備なし
- c:その他

区分	国				特殊法人等				都県				政令市			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
回答数	17				25				9				5			
a	15	16	17	17	18	21	21	22	9	9	9	9	5	5	5	5
b	1	1	0	0	6	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
c	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17	17	17	17	25	25	25	25	9	9	9	9	5	5	5	5

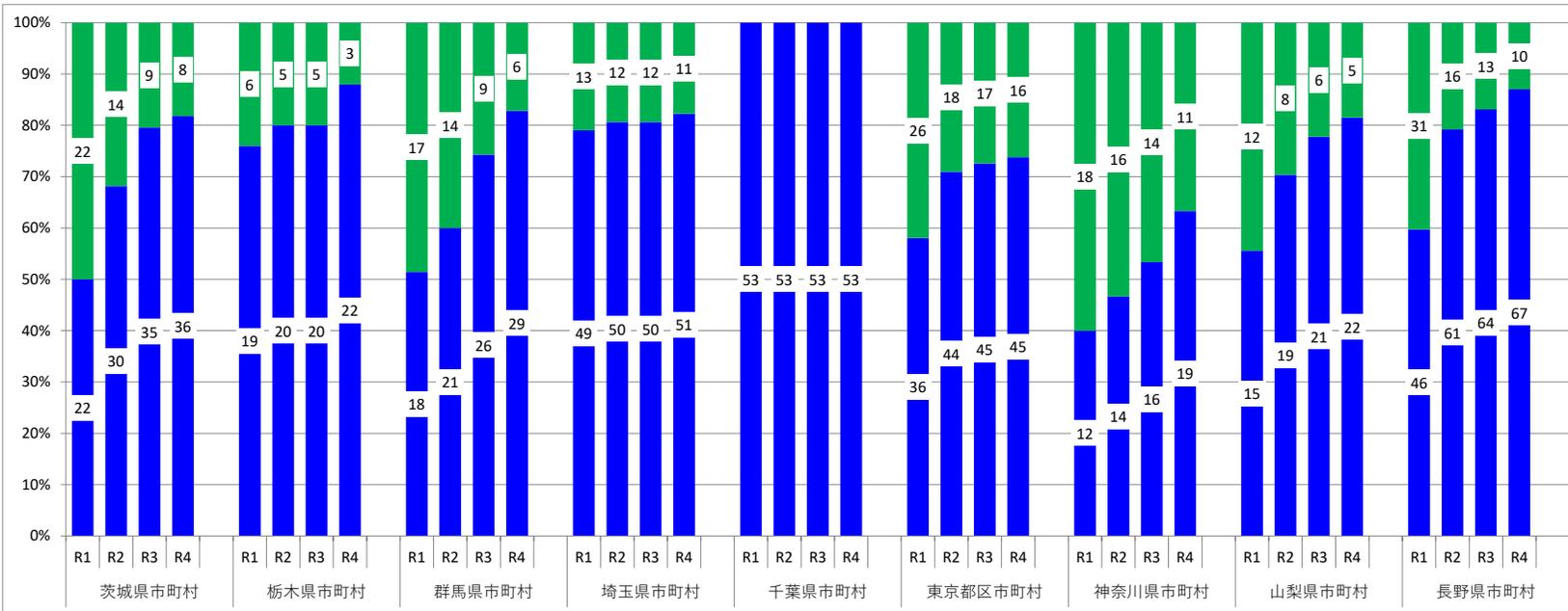
注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

# 【工事】関東ブロック独自指標④：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

- ・区市町村について、全ての発注機関が最新の積算基準を適用。
- ・基準対象外の場合の要領の整備状況について、8都県において、R1からR4にかけて要領を整備した区市町村が増加。特に茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県では要領が整備されている区市町村の割合が8割以上となっている。

## 【区市町村】

＜単位：機関数＞



### ＜凡例＞

- a:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合は要領を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用、基準範囲外の場合の要領の整備なし
- c:その他

区分	茨城県				栃木県				群馬県				埼玉県				千葉県				東京都				神奈川県				山梨県				長野県			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4																				
回答数	44				25				35				62				62				62				62				27				77			
a	22	30	35	36	19	20	20	22	18	21	26	29	49	50	50	51	53	53	53	53	36	44	45	45	12	14	16	19	15	19	21	22	46	61	64	67
b	22	14	9	8	6	5	5	3	17	14	9	6	13	12	12	11	0	0	0	0	26	18	17	16	18	16	14	11	12	8	6	5	31	16	13	10
c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	44	44	44	44	25	25	25	25	35	35	35	35	62	62	62	62	53	53	53	53	62	62	62	61	30	30	30	30	27	27	27	27	77	77	77	77

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

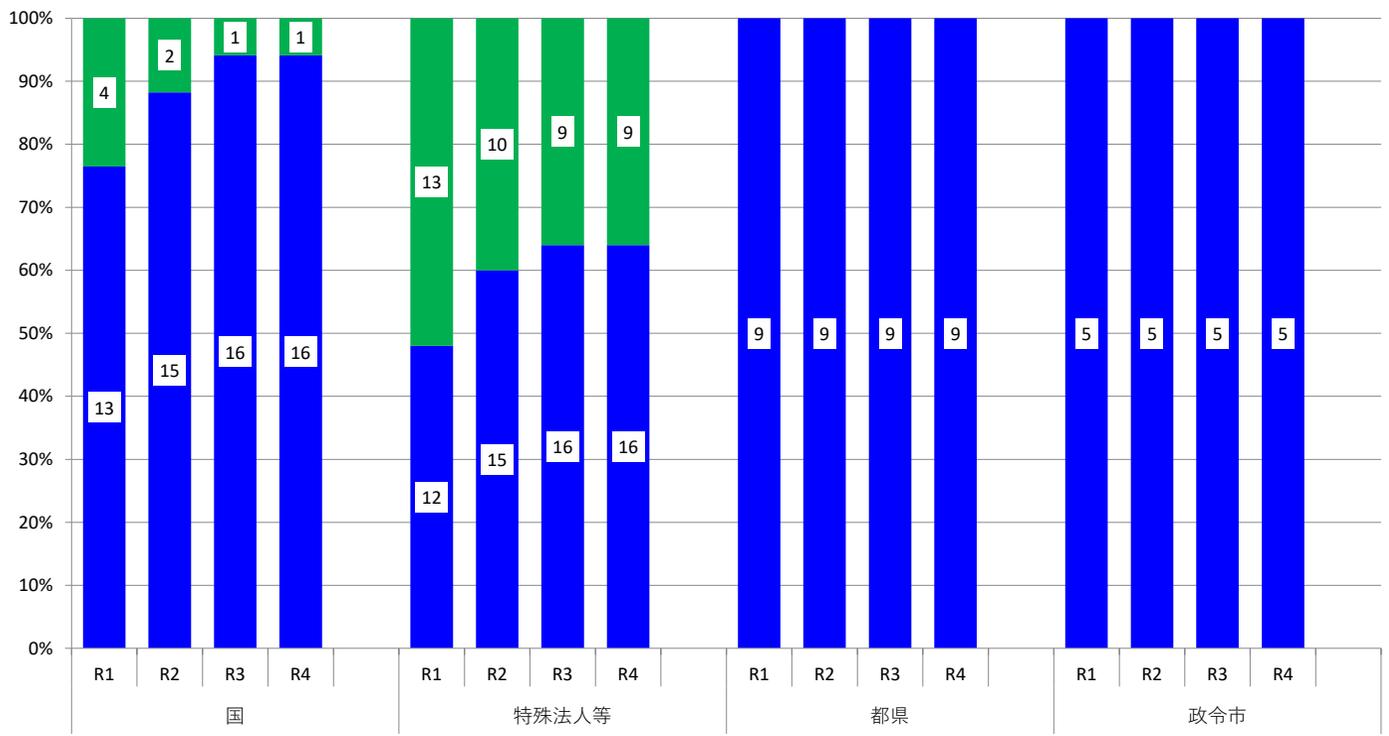
注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

# 【工事】関東ブロック独自指標⑤：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

- ・設計変更ガイドラインの策定状況は、国においては9割以上、特殊法人等においては6割程度となっている。
- ・都県・政令市は、全ての機関で設計変更ガイドラインが策定されている。

## 【国・特殊法人等・都県・政令市】

<単位：機関数>



### <凡例>

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

区分	国				特殊法人等				都県				政令市			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
回答数	17				25				9				5			
a	13	15	16	16	12	15	16	16	9	9	9	9	5	5	5	5
b	4	2	1	1	13	10	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

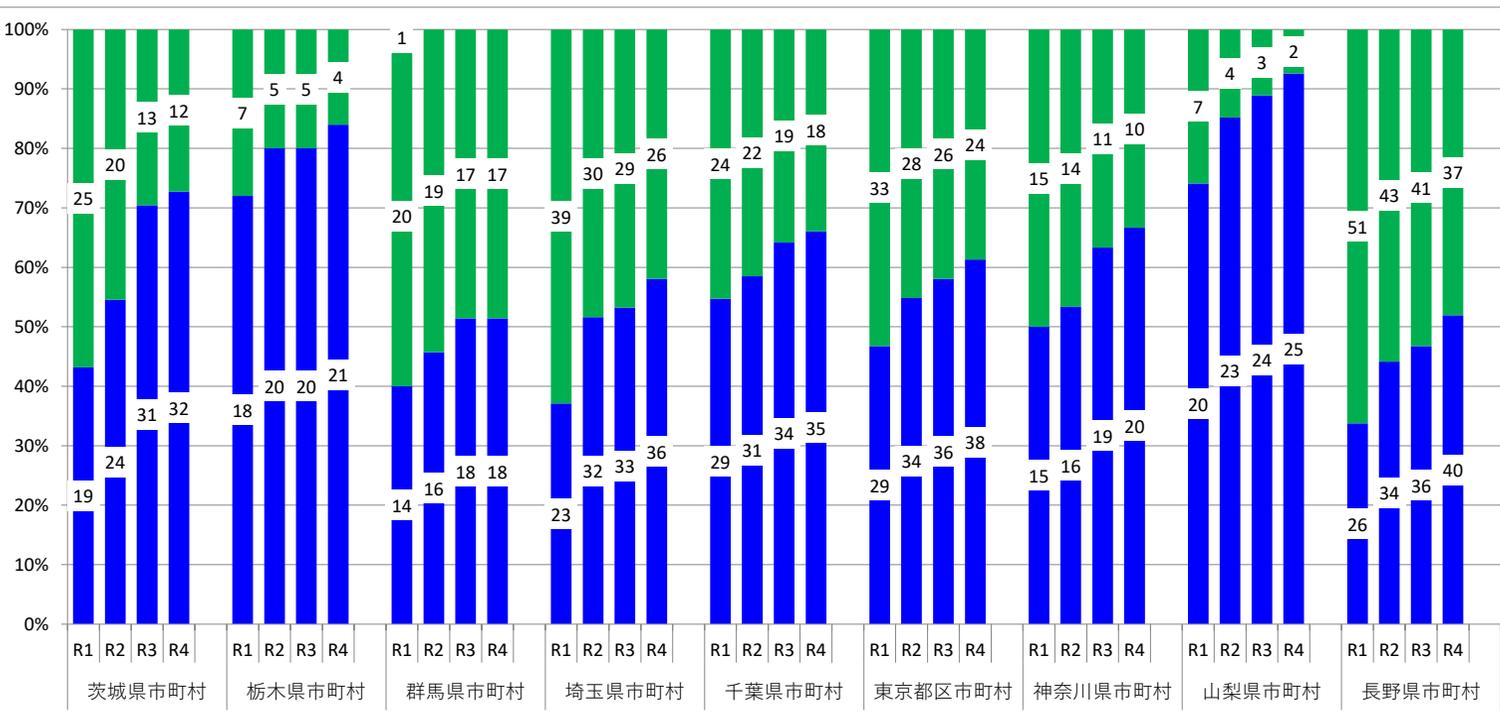
# 【工事】関東ブロック独自指標⑤：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

・区市町村における設計変更ガイドラインの策定状況は、都県単位ではばらつきはあるが約6割の区市町村で設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している。

・R4は、設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している区市町村が増加した。特に栃木県、山梨県では設計変更ガイドラインを策定・活用し、設計変更を実施している市町村の割合が8割以上となっている。

【区市町村】

<単位：機関数>



<凡例>

- a:設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c:設計変更を実施していない

区分	茨城県市町村				栃木県市町村				群馬県市町村				埼玉県市町村				千葉県市町村				東京都区市町村				神奈川県市町村				山梨県市町村				長野県市町村			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4																
回答数	44				25				35				62				53				62				30				27				77			
a	19	24	31	32	18	20	20	21	14	16	18	18	23	32	33	36	29	31	34	35	29	34	36	38	15	16	19	20	20	23	24	25	26	34	36	40
b	25	20	13	12	7	5	5	4	20	19	17	17	39	30	29	26	24	22	19	18	33	28	26	24	15	14	11	10	7	4	3	2	51	43	41	37
c	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

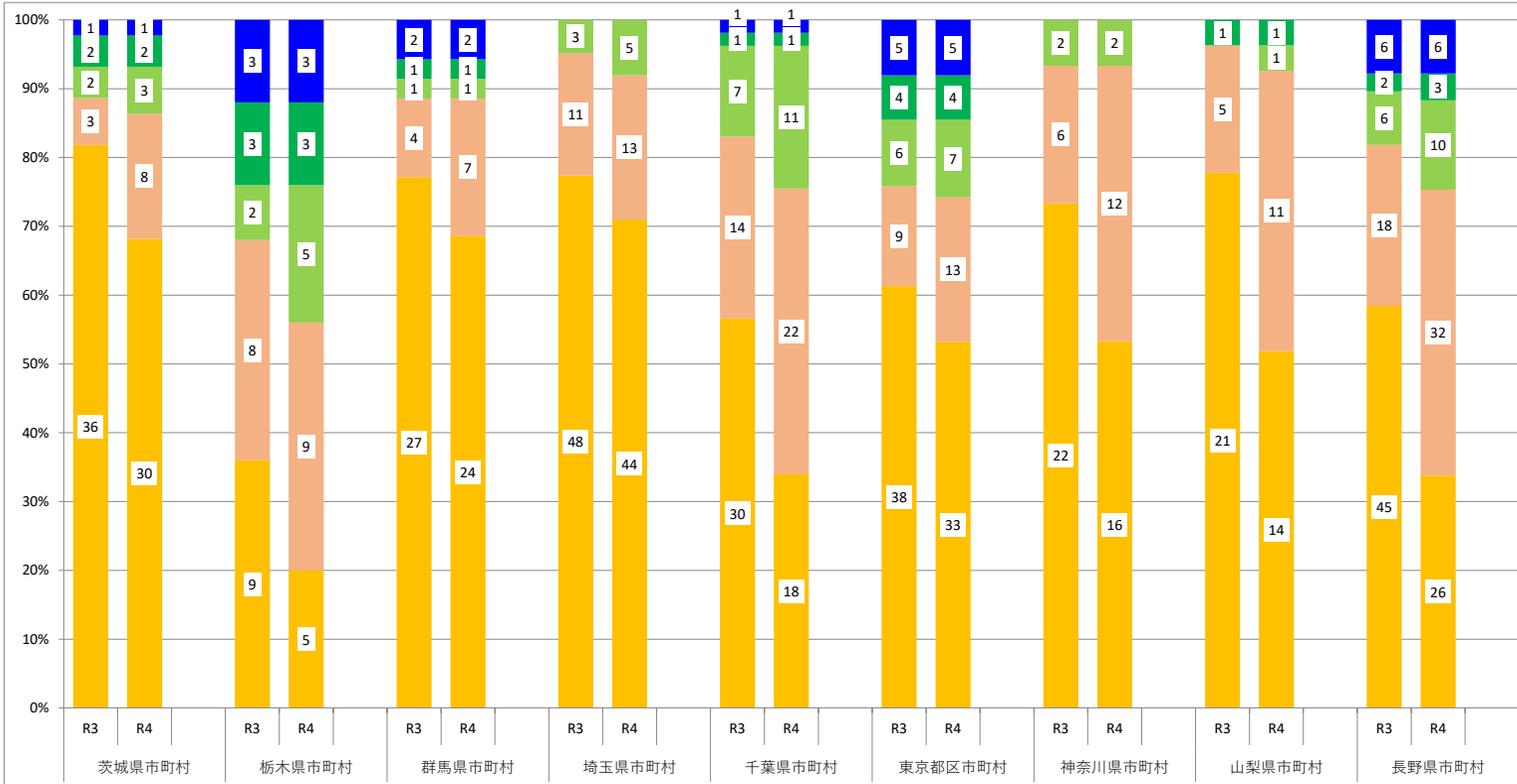
注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。  
 注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

# 【工事】関東ブロック独自指標⑥：区市町村における週休2日対象工事の実施状況

・区市町村における週休2日対象工事の実施状況は、都県単位ではつきはあるが関東ブロック全体の約2割の区市町村で週休2日制工事として発注している。(c以上)

## 【区市町村】

<単位：機関数>



### <凡例>

- a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- b: 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- c: 対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)
- e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

区分	茨城県市町村		栃木県市町村		群馬県市町村		埼玉県市町村		千葉県市町村		東京都区市町村		神奈川県市町村		山梨県市町村		長野県市町村	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4								
回答数	44		25		35		62		53		62		30		27		77	
a	1	1	3	3	2	2	0	0	1	1	5	5	0	0	0	0	6	6
b	2	2	3	3	1	1	0	0	1	1	4	4	0	0	1	1	2	3
c	2	3	2	5	1	1	3	5	7	11	6	7	2	2	0	1	6	10
d	3	8	8	9	4	7	11	13	14	22	9	13	6	12	5	11	18	32
e	36	30	9	5	27	24	48	44	30	18	38	33	22	16	21	14	45	26

注1) 本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

注2) 「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

## 【業務】全国統一指標①：地域平準化率

- ・国においては、0.6程度、特殊法人等においては、0.4程度。  
都県においては、0.5程度、政令市においては、0.6程度であった。
- ・国、都県、政令市において、R3年度からR4年度にかけては同程度であった。

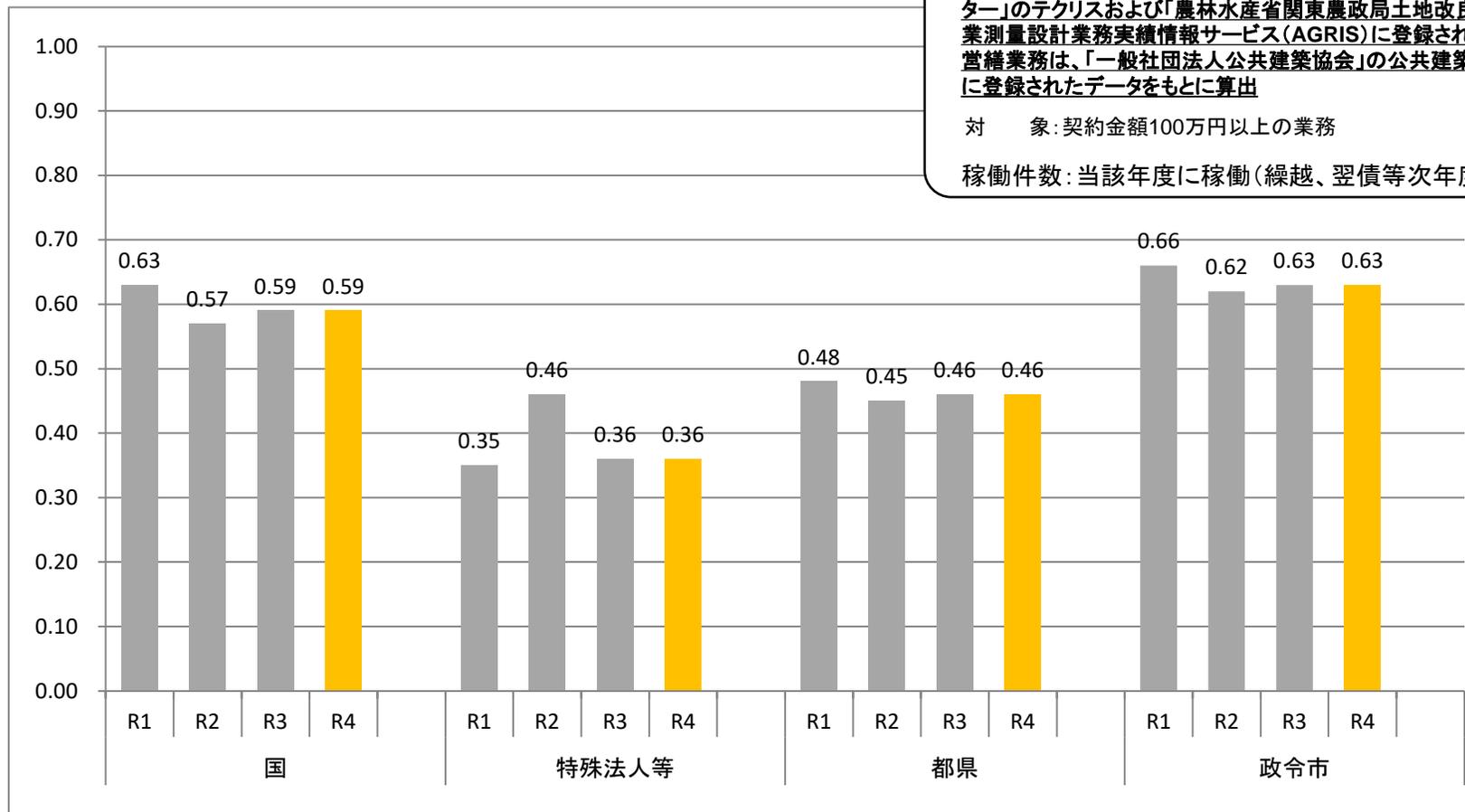
### 【国・特殊法人等・都県・政令市】

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスおよび「農林水産省関東農政局土地改良技術事務所」の農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータをもとに算出  
営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータをもとに算出

対 象：契約金額100万円以上の業務

稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）



注1)本調査項目は、テクリス及びPUBDIS、AGRISに登録されたデータベースをもとに算出している。

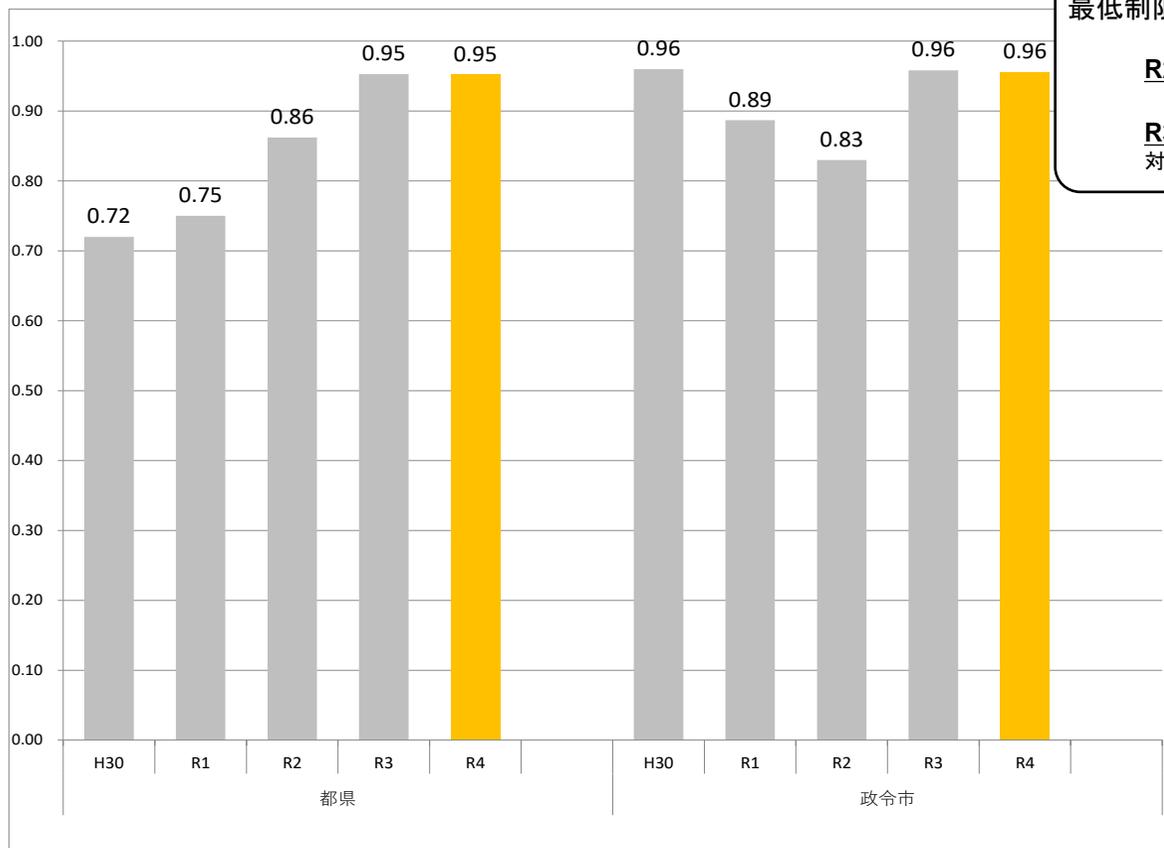
注2)対象業務：契約金額100万円以上の業務。

注3)算出方法については8頁参照。

## 【業務】全国统一指標②: 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

- ・都県、政令市においては、0.9を超えている。
- ・R3年度からR4年度にかけては、同程度であった。

### 【都県・政令市】



$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務数)}}$$

**R2年度まで:「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データをもとに算出**

**R3年度以降:アンケート調査結果をもとに算出**

対 象: 契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)

注1) 本調査項目は、R2年度までは、「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データ、

R3年度以降は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果をもとに算出している。

注2) 対象業務: 契約金額100万円以上の業務。(随意契約を除く)

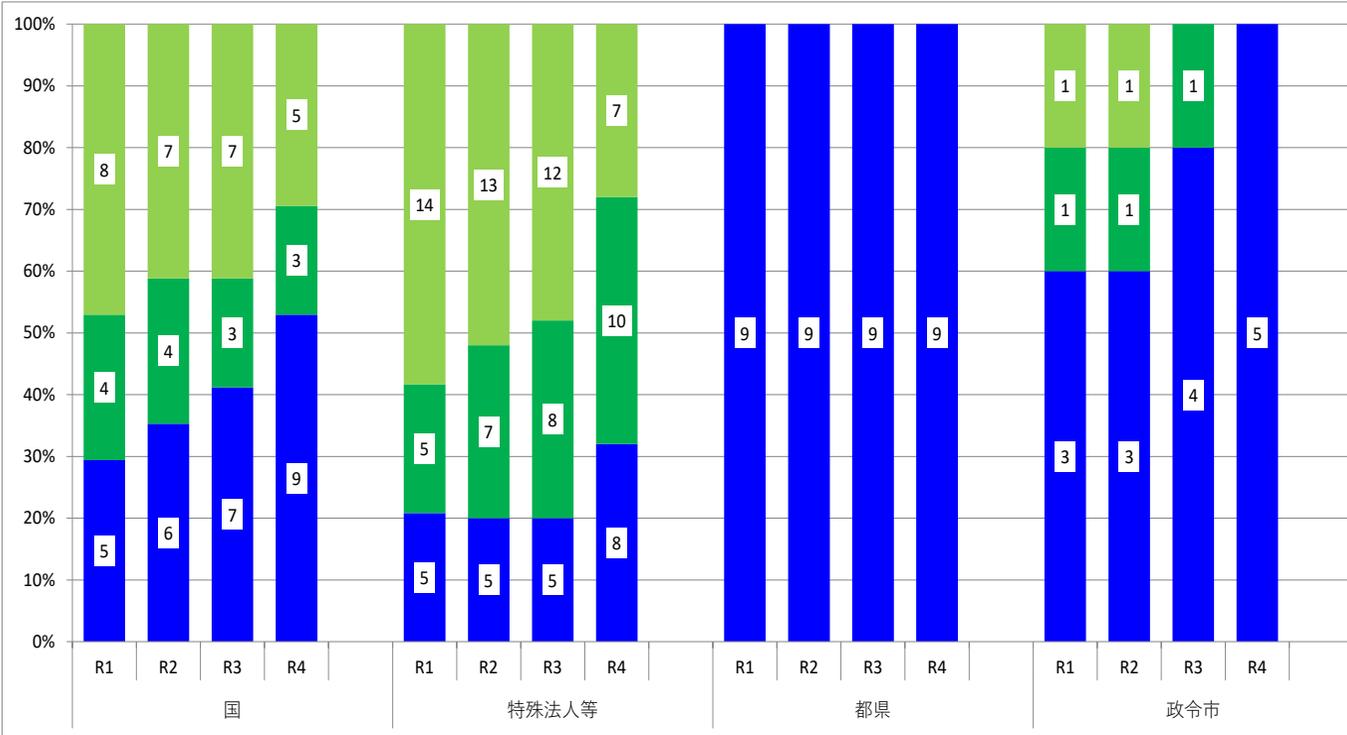
注3) 算出方法については8頁参照。

# 【業務】関東ブロック独自指標③：ウィークリースタンスの実施（履行状況の確認）

- ・ウィークリースタンスの実施状況は、国、特殊法人等においては7割程度となっている。
- ・都県、政令市は、全ての機関でウィークリースタンスが実施されている。

## 【国・特殊法人等・都県・政令市】

<単位：機関数>



### <凡例>

- a: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施
- b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施
- c: その他

区分	国				特殊法人等				都県				政令市			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
回答数	17				25				9				5			
a	5	6	7	9	5	5	5	8	9	9	9	9	3	3	4	5
b	4	4	3	3	5	7	8	10	0	0	0	0	1	1	1	0
c	8	7	7	5	14	13	12	7	0	0	0	0	1	1	0	0

注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。

# 參考資料

# (参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【国】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標											
	指標①						指標②						指標④					指標⑤						
	地域平準化率(件数)						週休2日対象工事の実施状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況					設計変更ガイドラインの策定・活用状況						
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容
関東管区警察局	1.00	0.00	-	-	R6	上半期の早期執行に努める	0.00	-	-	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	a
科学警察研究所	-	-	0.00	0.00	R6	第1四半期に6割以上の発注数を目標とする。	-	-	-	-	R6	1.00	c	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a
皇宮警察本部	0.00	0.31	0.38	0.75	R6	0.90	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
東京都警察情報通信部	1.00	-	-	0.00	R6	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a
関東財務局	0.54	0.46	0.63	0.52	R6	0.90	0.00	0.06	0.40	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
関東信越国税局	0.36	0.08	0.30	0.67	R6	第一四半期に5割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.82	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a
財務省 東京国税局	0.28	0.20	0.42	0.57	R6	0.56	0.97	0.98	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a
関東農政局	0.48	0.68	0.81	0.82	R6	0.90	0.97	0.95	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
林野庁関東森林管理局	0.66	0.82	0.89	0.86	R6	0.90	0.00	0.79	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a
関東地方整備局	0.82	0.84	0.84	0.89	R6	0.90	0.93	0.97	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
国土交通省関東運輸局	0.86	0.75	0.00	0.00	R6	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a
国土交通省 東京航空局	0.76	0.95	0.68	0.69	R6	0.90	0.30	0.31	1.00	0.89	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
国土技術政策総合研究所	0.12	0.16	1.88	0.72	R6	発注工事が少なく、金額も安定していないため、目標値を掲げることが難しい。	0.00	0.00	0.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
関東地方環境事務所	0.27	0.06	0.26	0.93	R6	第1四半期に5割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.94	0.88	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
北関東防衛局	0.94	0.91	1.07	1.00	R6	0.90	0.58	0.59	0.95	0.96	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a
南関東防衛局	0.97	0.99	0.98	0.97	R6	0.90	0.08	0.25	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
東京高等裁判所	0.09	0.10	0.43	0.26	R6	早期発注に努める	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (現状維持に努める)

注)全国統一指標 指標②週休2日対象工事の実施状況について、R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

# (参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

## 【特殊法人等】

発注機関名	全国統一指標											関東ブロック独自指標												
	指標①					指標②						指標④					指標⑤							
	地域平準化率					週休2日対象工事の実施状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況					設計変更ガイドラインの策定・活用状況							
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標				
年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次				
東日本高速道路(株)関東支社	1.05	0.98	0.97	0.93	R6	0.16	0.16	0.90	0.99	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	
中日本高速道路(株)東京支社	0.98	0.94	1.04	1.10	R6	0.19	0.67	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	
首都高速道路(株)	1.02	1.06	0.97	0.98	R6	0.22	0.40	0.56	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		
成田国際空港(株)	0.94	1.84	1.02	0.93	R6	0.00	0.00	0.00	0.03	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	
日本中央競馬会	0.91	0.87	0.86	0.94	R6	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		
(国研)科学技術振興機構	0.23	0.63	0.21	0.00	R6	0.04	0.13	0.37	0.57	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	(R5年度から運用開始)
(独)国際協力機構	0.00	0.46	0.63	1.23	R6	1.00	1.00	1.00	0.33	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	
(独)国立科学博物館	0.38	0.00	0.68	0.63	R6	0.00	0.00	0.00	-	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	b	
(独)国立女性教育会館	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	0.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	c	b	b	b	R6	a	b	b	a	a	R6	a	
(独)国立美術館 国立西洋美術館	-	-	0.91	0.40	R6	-	0.33	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)
(独)国立文化財機構 東京国立博物館	1.02	0.00	-	0.13	R6	-	0.00	-	0.75	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	
(独)国立文化財機構 東京文化財研究所	0.00	0.92	0.00	-	R6	0.90	0.00	1.00	-	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	0.62	0.55	0.69	0.77	R6	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	
(独)中小企業基盤整備機構	0.84	2.14	0.80	1.08	R6	0.00	0.00	-	-	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	b	R6	b	(発注件数が少ないため、独自基準の制定予定なし)
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社	0.75	0.88	1.01	1.26	R6	0.24	0.29	0.18	-	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	(当該マニュアルは随時更新している。(最終更新R2.8))
(独)都市再生機構	0.93	0.90	0.93	0.93	R6	0.00	0.02	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	(R5年度運用開始予定)
(独)日本学生支援機構	0.00	0.00	0.27	0.95	R6	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	(R2年度運用開始済)
(独)日本芸術文化振興会	0.39	0.24	0.43	0.22	R6	0.80	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	
(国研)日本原子力研究開発機構	0.59	0.99	0.67	0.66	R6	0.18	0.00	0.01	0.43	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	
(独)日本スポーツ振興センター	0.92	1.92	0.11	0.89	R6	0.00	0.00	0.00	0.64	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	(R6までの運用開始を目標とします。ただし、監督官庁における策定状況を踏まえ実施します。)
(独)水資源機構	0.82	0.87	0.88	0.85	R6	0.00	0.12	0.16	0.62	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)
(独)労働者健康安全機構	0.69	0.66	0.70	0.82	R6	0.00	0.00	0.00	-	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	b	
(国研)産業技術総合研究所	0.49	0.69	0.63	0.65	R6	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	
(独)製品評価技術基盤機構	0.06	1.09	-	0.08	R6	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	(他所のガイドラインを参照もしくはコンサル事業業者等の有識者を交えて判断)
地方共同法人 日本下水道事業団	0.90	0.87	0.88	0.89	R6	0.00	0.00	0.05	0.11	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	

注)全国統一指標 指標②週休2日対象工事の実施状況について、R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【都県・政令市】

発注機関名	全国統一指標																	関東ブロック独自指標															
	指標①						指標②						指標③					指標④				指標⑤											
	地域平準化率(件数)						週休2日対象工事の実施状況						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況					最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況				設計変更ガイドラインの策定・活用状況											
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標			
都 県	茨城県	0.74	0.70	0.63	0.76	R6	0.80	0.52	0.59	0.90	0.84	R6	1.00	0.97	0.99	1.00	0.99	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ返送を図る)
	栃木県	0.73	0.81	0.83	0.80	R6	0.80	0.66	0.76	1.00	1.00	R6	1.00	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	
	群馬県	0.68	0.81	0.86	0.77	R6	0.80	0.02	0.26	0.84	0.67	R6	1.00	0.90	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	埼玉県	0.70	0.73	0.71	0.80	R6	0.90	0.02	0.10	0.39	0.95	R6	1.00	0.92	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	千葉県	0.65	0.70	0.66	0.69	R6	0.80	0.21	0.30	0.97	1.00	R6	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ返送を図る)
	東京都	0.80	0.84	0.82	0.85	R6	0.90	0.61	0.77	1.00	1.00	R6	1.00	0.99	0.99	0.95	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	神奈川県	0.64	0.67	0.71	0.77	R6	0.80	0.14	0.25	0.93	1.00	R6	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	山梨県	0.77	0.82	0.76	0.82	R6	0.80	0.37	0.58	0.86	0.96	R6	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	長野県	0.78	0.89	0.90	0.86	R6	0.90	0.01	1.00	※1	1.00	R6	1.00	0.93	0.93	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
政 令 市	さいたま市(埼玉泉域)	0.75	0.70	0.69	0.62	R6	0.80	0.44	0.46	0.85	1.00	R6	1.00	1.00	0.94	1.00	0.98	0.98	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ返送を図る)	
	千葉市(千葉泉域)	0.51	0.66	0.68	0.86	R6	0.80	0.22	0.51	0.54	0.88	R6	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	横浜市(神奈川泉域)	0.68	0.65	0.68	0.68	R6	0.80	0.05	0.12	0.64	0.89	R6	1.00	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	川崎市(神奈川泉域)	0.70	0.79	0.76	0.74	R6	0.80	0.03	0.06	0.97	1.00	R6	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a
	相模原市(神奈川泉域)	0.68	0.69	0.78	0.71	R6	0.80	0.78	0.75	1.00	1.00	R6	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a

注)全国統一指標 指標②週休2日対象工事の実施状況について、R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

※1 長野県のR2年度実績値は、一部災害復旧等の緊急を要する工事と現場施工期間が1週間未満の工事を除く

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【茨城県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																							
	指標①						指標②						指標③						指標④						指標⑤						指標⑥					
	地域平準化率(件数)						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況											
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標								
				年次	目標値						年次	目標値					年次	内容					年次	内容			年次	内容								
水戸市	0.59	0.69	0.73	0.66	R6	0.80	0.91	0.91	1.00	1.00	1.00	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (H30.4運用開始)	c	c	R6	b								
日立市	0.62	0.44	0.53	0.44	R6	0.65	0.70	0.71	0.78	0.74	0.75	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	b	b	R6	b							
土浦市	0.76	0.73	0.80	0.60	R6	0.90	1.00	0.97	1.00	1.00	0.99	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (ガイドラインを活用し、これに基づき設計)	e	d	R6	c							
古河市	0.46	0.61	0.54	0.52	R6	0.56	0.41	0.44	0.39	0.43	0.50	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	d							
石岡市	0.52	0.27	0.53	0.55	R6	0.80	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (担当者へ浸透を図る)	c	c	R6	c							
結城市	0.84	0.39	0.25	0.49	R6	0.80	0.38	0.22	0.28	0.30	0.28	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c							
鹿ヶ崎市	0.56	0.69	0.38	0.49	R6	0.65	0.53	0.47	0.39	0.39	0.48	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	b	e	e	R6	c							
下妻市	0.88	0.32	0.61	0.39	R6	0.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c							
常総市	0.49	0.78	0.74	0.72	R6	0.65	0.13	0.13	0.15	0.11	0.06	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a (策ガイドラインに準じて運用)	e	e	R6	c							
常陸太田市	0.63	0.63	0.42	0.34	R6	0.65	0.46	0.28	0.41	0.38	0.28	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (策定に向け検討中)	e	e	R6	d							
高萩市	0.86	0.52	0.98	0.28	R6	基準値(R1)を維持する	0.18	0.21	0.10	0.13	0.26	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a (aを目指す)	b	a	a	a	R6	a (aを目指す)	e	e	R6	c							
北茨城市	0.46	0.69	0.74	0.28	R6	0.65	0.18	0.29	0.33	0.18	0.25	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	d	d	R6	d							
笠間市	0.53	0.49	0.80	0.40	R6	0.60	0.73	0.68	0.69	0.68	0.60	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c							
取手市	0.52	0.68	0.49	0.41	R6	0.56	0.24	0.41	0.40	0.42	0.30	R6	1.00	b	b	a	a	R6	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c								
牛久市	0.60	0.47	0.61	0.67	R6	0.70	0.00	0.00	0.78	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c								
つくば市	0.54	0.58	0.51	0.41	R6	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	e	d	R6	a							
ひたちなか市	0.59	0.47	0.54	0.46	R6	0.60	0.91	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (R2年度運用開始済み)	e	e	R6	c							
鹿嶋市	0.46	0.60	0.55	0.59	R6	0.56	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c								
潮来市	0.46	0.48	0.47	0.41	R6	0.90	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c							
守谷市	0.64	0.70	0.59	0.65	R6	0.70	0.45	0.74	0.80	0.83	0.73	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e								
常陸大宮市	0.45	0.75	0.37	0.43	R6	0.50	0.26	0.27	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	a	e	d	R6	c							
那珂市	0.63	0.53	0.64	0.48	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (R6年度までに整備予定)	e	e	R6	d							

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【茨城県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																	
	指標①						指標③						指標④						指標⑤						指標⑥					
	地域平準化率(件数)						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	
茨城県 (市町村)	筑西市	0.79	0.40	0.44	0.49	R6	0.80	0.66	0.50	0.53	0.65	0.72	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	a	R6	a	e	e	R6	e
	坂東市	0.50	0.43	0.48	0.31	R6	0.80	0.71	0.76	0.60	0.70	0.62	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	a (策定に向けて少しづつ事例を精査していく)	e	e	R6	c
	稲敷市	0.43	0.60	0.49	0.52	R6	0.65	0.63	0.49	0.63	0.43	0.49	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c
	かすみがうら市	0.27	0.18	0.40	0.37	R6	0.56	集計対象外	0.96	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
	桜川市	0.82	0.31	0.44	0.53	R6	0.90	0.50	0.26	0.32	0.35	0.43	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
	神栖市	0.43	0.35	0.29	0.19	R6	0.80	0.99	0.96	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	a
	行方市	0.40	0.30	0.40	0.36	R6	0.56	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	d	d	R6	c
	鉾田市	0.51	0.52	0.58	0.63	R6	0.65	0.74	0.98	0.80	0.76	0.65	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c
	つくばみらい市	0.42	0.40	0.81	0.44	R6	0.80	0.00	0.39	0.44	0.33	0.49	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	a	e	c	R6	c
	小美玉市	0.27	0.39	0.32	0.29	R6	0.50	0.00	0.00	0.00	0.47	0.39	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c
	茨城町	0.22	0.34	0.48	0.40	R6	0.56	0.30	0.34	0.51	0.39	0.45	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	a	e	e	R6	c
	大洗町	0.76	0.61	0.30	0.52	R6	0.80	0.04	0.03	0.03	0.00	0.03	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (R6年度運用開始予定)	e	d	R6	a
	城里町	0.91	0.98	0.96	0.66	R6	0.90	0.75	0.63	0.69	0.73	0.68	R6	1.00	b	a	a	a	R6	b	b	a	a	a	R6	b	b	b	R6	b
	東海村	0.55	0.58	0.55	0.54	R6	0.80	0.97	0.96	1.00	1.00	0.98	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e
	大子町	0.20	0.94	0.66	0.89	R6	第一四半期に7割発注を目標とする 0.80	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c
	奥浦村	0.53	0.26	0.61	0.75	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (現状維持)	e	e	R6	c
	阿見町	0.64	0.66	0.56	0.63	R6	0.80	0.40	0.35	0.31	0.26	0.21	R6	1.00	b	a	a	a	R6	b	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c
河内町	0.13	0.25	0.21	0.24	R6	0.56	0.10	0.00	0.00	0.00	0.09	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c	
八千代町	1.13	0.24	0.48	0.14	R6	前年度の数値と同じ数値を目標とする 0.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (R6年度運用開始予定)	a	a	R6	a	
五霞町	0.22	0.45	0.79	0.37	R6	0.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	a	e	e	R6	e	
境町	0.39	0.68	0.44	0.56	R6	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
利根町	0.48	0.28	0.39	0.54	R6	0.80	0.33	0.00	0.03	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	a	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【栃木県内市町村】

発注機関名	全国統一指標														関東ブロック独自指標														
	指標①						指標③								指標④					指標⑤					指標⑥				
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況								最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況					設計変更ガイドラインの策定・活用状況					市区町村における週休2日対象工事の実施状況				
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容	基準値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容
宇都宮市	0.47	0.63	0.56	0.63	R6	早期発注に努める	0.99	0.86	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	b	
足利市	0.64	0.76	0.70	0.65	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c		
栃木市	0.41	0.74	0.49	0.51	R6	0.60	0.96	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c		
佐野市	0.41	0.57	0.61	0.53	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	a		
鹿沼市	0.34	0.89	0.80	0.69	R6	0.60	0.99	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c		
日光市	0.55	0.66	0.66	0.76	R6	0.60	0.99	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c	
小山市	0.46	0.37	0.31	0.29	R6	0.60	0.00	0.64	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	d	c	R6	a	
真岡市	0.39	0.42	0.47	0.45	R6	0.60	0.76	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	a	a	R6	a	
大田原市	0.60	0.71	0.88	0.48	R6	0.80	0.99	1.00	0.99	0.97	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c		
矢板市	0.53	0.36	0.59	0.67	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (現状維持)	a	a	a	a	R6	a (単の設計変更ガイドラインに準じ、策定する)	e	e	R6	c	
那須塩原市	0.69	0.71	0.62	0.63	R6	0.80	1.00	1.00	0.98	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (単の設計変更ガイドラインに準じ、策定する。)	d	c	R6	a	
さくら市	0.22	0.45	0.34	0.33	R6	早期発注に努める	0.90	0.77	0.92	0.92	0.88	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a (他団体が策定したガイドラインを適用する。)	e	e	R6	c	
那須烏山市	0.53	0.90	0.49	0.20	R6	0.80	1.00	0.71	1.00	0.91	0.90	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (基準範囲外の場合の要領を整備する)	a	a	a	a	R6	a	b	b	R6	a
下野市	0.35	0.46	0.36	0.64	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	c	R6	c		
上三川町	0.46	0.65	0.59	0.52	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	a	
益子町	0.73	0.12	0.76	0.30	R6	第一四半期の発注に努める	0.81	0.70	0.66	0.62	0.57	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	a	
茂木町	0.78	1.01	0.81	0.67	R6	0.80	0.00	-	0.11	0.26	0.13	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	a	
市貝町	0.47	0.59	0.35	0.38	R6	0.65	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (今年、策定に努める)	a	a	R6	a	
芳賀町	0.14	0.42	0.65	0.63	R6	0.70	1.00	0.88	1.00	0.70	0.49	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a (単の設計変更ガイドラインに準じ、策定を目指す。)	b	b	b	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)	a	a	R6	a
壬生町	0.34	0.52	0.58	0.33	R6	0.60	0.05	0.09	0.14	0.17	0.14	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	a	R6	a
野木町	0.00	0.31	0.33	0.07	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (R6年度までに運用開始予定)	d	d	R6	c	
権谷町	1.50	0.29	0.59	0.83	R6	0.80	0.23	0.06	0.16	0.16	0.12	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	R6	a	
高根沢町	0.64	0.36	0.73	0.28	R6	0.70	0.00	0.67	0.79	0.93	0.88	R6	0.50	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	c	
那須町	0.60	0.90	0.45	0.57	R6	0.60	0.98	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a (R5年度運用開始)	d	d	R6	c	
那珂川町	0.53	0.68	0.61	0.68	R6	第一四半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (R4年度運用開始予定)	e	e	R6	c

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【群馬県内市町村】

発注機関名	全国統一指標														関東ブロック独自指標																			
	指標①				指標③										指標④				指標⑤				指標⑥											
	地域平準化率				低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況										最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況				設計変更ガイドラインの策定・活用状況				市区町村における週休2日対象工事の実施状況											
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標						
				年次	目標値							年次	目標値					年次	内容					年次	内容			年次	内容					
群馬県	0.50	0.53	0.43	0.48	R6	0.70	0.95	0.97	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
前橋市	0.64	0.71	0.70	0.72	R6	0.80	0.99	0.98	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	a	
高崎市	0.55	0.71	0.44	0.44	R6	0.90	1.00	0.76	0.83	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
桐生市	0.66	0.50	0.51	0.56	R6	検討中	1.00	0.97	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
伊勢崎市	0.56	0.56	0.55	0.42	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
太田市	0.70	0.61	0.42	0.56	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.88	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
沼田市	0.35	0.36	0.49	0.36	R6	0.56	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
鹿林市	0.56	0.51	0.36	0.43	R6	0.65	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
法川市	0.42	0.51	0.49	0.53	R6	0.56	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
藤岡市	0.67	0.70	0.72	0.47	R6	0.80	0.01	0.98	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	e	
富岡市	0.38	0.56	0.58	0.58	R6	0.56	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e	
安中市	0.57	0.43	0.60	0.47	R6	0.65	0.29	0.22	0.29	0.30	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c	
みどり市	0.43	0.26	0.03	0.19	R6	適切な時期に繰越処理を行うこととし、年度当初発注を行うこととしている。	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d	
榑栗村	0.61	0.65	0.86	0.88	R6	検討中	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d	
吉岡町	1.00	0.57	1.04	1.71	R6	第一四半期より早期の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d	
上野村	0.90	1.54	0.50	1.09	R6	第一四半期より早期の発注を目標とする	0.00	0.55	1.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	d	d	R6	c	
神流町	0.09	0.93	1.28	0.35	R6	第一四半期の早期の発注をする	発注件数未入力	0.43	0.78	0.71	0.69	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	b	
下仁田町	0.77	0.90	1.20	0.77	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.85	1.00	0.00	0.42	0.68	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	e	
南牧村	0.30	1.00	0.74	0.23	R6	第一四半期の早期発注を目標とする	0.24	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
甘楽町	0.45	0.86	0.84	0.32	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	R6	a	(R4年度適用開始予定)	b	b	R6	a	e	e	R6	a	
中之条町	0.55	1.61	0.90	1.00	R6	0.80	0.00	1.00	0.88	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	R6	a	b	a	a	R6	a	e	e	R6	e	
長野原町	1.04	0.93	0.98	1.11	R6	0.56	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	c	c	R6	b	
榑栗村	0.25	0.34	0.35	0.44	R6	0.56	1.00	1.00	1.00	0.91	0.98	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	b	b	a	R6	a	b	b	a	R6	a	a	a	R6	a	
草津町	0.65	1.09	0.29	1.04	R6	第一四半期に8割の発注を目標とする	0.50	0.52	0.44	0.50	0.64	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	a	a	R6	a	b	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
高山村	0.85	0.89	0.86	0.71	R6	現状維持	0.00	0.99	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d	
東吾妻町	0.25	0.52	0.62	0.60	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(県のものを活用)	e	e	R6	a	e	e	R6	e	
片品村	1.02	0.60	0.80	0.71	R6	第一四半期に6割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	R6	a	(R4年度適用開始予定)	a	d	d	R6	c				
川場村	0.81	0.55	0.74	0.58	R6	第一四半期に6割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.07	0.03	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(R4年度適用開始予定)	b	b	b	R6	a	(県のものを活用)	e	e	R6	c				
昭和村	0.65	0.36	0.83	0.70	R6	0.80	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d	
みなかみ町	0.69	0.74	0.65	0.76	R6	0.80	0.66	0.97	0.91	0.94	0.98	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c	
玉村町	0.00	0.67	-	0.27	R6	第一四半期に5割の発注を目標とする	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	a	a	R6	a	
板倉町	0.16	0.56	0.79	0.15	R6	第一四半期の早期発注を目標とする	発注件数未入力	0.74	0.45	0.50	0.45	R6	0.20	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	a	
明和町	0.41	0.42	0.35	0.17	R6	0.80	0.00	0.27	0.33	1.00	1.00	R6	0.20	b	b	a	a	R6	a	c	b	b	R6	a	(R4年度策定予定)	e	e	R6	e					
千代田町	0.44	0.20	0.28	0.30	R6	第一四半期に3割の発注を目標とする	0.34	0.31	0.26	0.20	0.21	R6	0.34	b	b	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e	
大泉町	0.12	0.41	0.51	0.48	R6	第一四半期に6割の発注を目標とする	発注件数未入力	0.76	0.86	0.82	0.93	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(R4年度適用開始予定)	b	b	b	R6	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c
邑楽町																																		

注)報告に誤りがあったため、富岡市については、指標④の基準値(R1)実績値(R2、R3)をaからbに指標⑤の基準値(R1)実績値(R2、R3)をaからbに修正しました。

玉村町については、指標④の基準値(R1)実績値(R2、R3)をaからbに修正しました。

邑楽町については、指標④の実績値(R3)をaからbに修正しました。

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【埼玉県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																	
	指標①						指標②						指標③						指標④											
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標		
川口市	0.45	0.56	0.67	0.67	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	d	c	R6	b	
蕨市	0.54	0.58	0.75	0.58	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c		
戸田市	0.62	0.69	0.74	0.75	R6	0.65	0.84	0.89	0.85	0.87	0.78	R6	0.85	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	c	
朝霞市	0.58	0.55	0.45	0.42	R6	0.59	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	d		
志木市	0.35	0.66	0.54	0.67	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R6年度までに策定・活用)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d		
和光市	0.65	0.71	0.69	0.58	R6	0.90	0.89	1.00	0.94	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	a	
新座市	0.86	0.73	0.73	0.46	R6	0.80	0.98	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c		
鴻巣市	0.37	0.47	0.40	0.47	R6	0.53	0.96	0.92	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	a	R6	a (R3年度運用開始)	e	e	R6	d	
上尾市	0.58	0.55	0.52	0.85	R6	0.70	1.00	1.00	0.97	0.95	0.96	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	c	
橘川市	0.65	0.60	0.22	0.51	R6	0.65	0.82	0.84	0.75	0.68	0.65	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (R2年度運用開始)	e	e	R6	d	
北本市	0.21	0.26	0.25	0.09	R6	0.53	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	b	e	e	R6	c	
伊奈町	0.34	0.43	0.66	0.40	R6	0.65	0.02	0.28	0.38	0.44	0.57	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	e		
川越市	0.46	0.49	0.56	0.47	R6	0.53	0.92	0.73	0.99	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	c	c	R6	c	
所沢市	0.42	0.47	0.56	0.50	R6	0.70	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R6年度運用開始予定)	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	a	
狭山市	0.38	0.38	0.55	0.40	R6	第一四半期の発注に努める	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	d	
富士見市	0.44	0.95	0.73	0.62	R6	0.65	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	b	b	b	b	R6	b	e	d	R6	c		
ふじみ野市	0.50	0.57	0.83	0.52	R6	上半期の発注に努める	0.93	0.75	0.86	0.81	0.81	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	c	
三芳町	0.67	0.60	0.43	0.49	R6	第一四半期の発注に努める	1.00	0.85	1.00	0.98	0.98	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (基準範囲外の場合の要領の整備に努める)	b	b	b	b	R6	a (設計変更ガイドラインの策定に努める)	e	e	R6	c	
飯能市	0.36	0.58	0.63	0.35	R6	0.53	0.98	0.94	0.95	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c	
入間市	0.50	0.60	0.43	0.62	R6	0.53	0.66	0.59	1.00	0.77	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d	
坂戸市	0.32	0.57	0.37	0.61	R6	0.53	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c	
鶴ヶ島市	0.63	0.57	0.69	0.59	R6	0.70	0.23	0.24	0.29	0.89	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
日高市	0.48	0.73	1.12	0.92	R6	0.53	0.90	0.86	0.81	1.00	0.92	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
毛呂山町	0.34	0.39	0.53	0.29	R6	0.56	0.09	0.11	0.05	0.03	0.13	R6	1.00	b	b	b	b	R6	aを目指す	b	b	b	b	R6	aを目指す	e	e	R6	c	
越生町	0.00	0.78	0.00	1.19	R6	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d		
東松山市	0.61	0.66	0.66	0.49	R6	0.90	0.59	0.85	0.72	0.81	0.86	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	a	
滑川町	0.09	0.29	0.11	0.21	R6	0.56	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	b	R6	a	e	e	R6	e	
嵐山町	0.60	1.32	0.49	0.26	R6	0.65	0.26	0.33	0.21	0.38	0.38	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c	
小川町	0.15	0.76	0.46	0.21	R6	0.50	0.57	0.48	0.47	0.36	0.45	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (R6年度運用開始を目指す)	e	e	R6	d	
川島町	0.46	0.15	0.33	0.40	R6	0.59	1.00	1.00	0.96	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	d	d	R6	d	
吉見町	0.19	0.28	0.34	0.33	R6	0.50	1.00	0.53	0.41	0.42	0.46	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a (R6年度運用開始を目指す)	e	e	R6	d	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【埼玉県内市町村】

発注機関名	全国統一指標														関東ブロック独自指標														
	指標①					指標③					指標④				指標⑤				指標⑥										
	地域平準化率					低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況					最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況				設計変更ガイドラインの策定・活用状況				区市町村における週休2日対象工事の実施状況										
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容	基準値 (R3)	実績値 (R4)	年次	内容	
埼玉県 (市町村)	0.63	1.27	0.66	0.47	R6	0.65	0.77	0.00	0.00	0.02	0.09	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	d
鳩山町	0.10	0.61	0.72	0.32	R6	0.20	0.05	0.06	0.03	0.04	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a (県に準じ対応)	e	e	R6	c	
ときがわ町	0.29	0.48	1.23	1.00	R6	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a (R6年度適用開始予定)	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	d	d	R6	c
東秩父村	0.45	0.53	0.79	0.56	R6	0.53	0.91	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	d	d	R6	a
秩父市	0.09	0.77	0.61	0.60	R6	0.56	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	R6	b	d	d	R6	a	
横瀬町	0.54	0.36	0.09	0.27	R6	0.54	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c	
皆野町	0.15	0.17	0.59	0.24	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R6年度適用開始予定)	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	d
長瀨町	0.35	0.34	0.54	0.42	R6	0.53	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R4年度適用開始予定)	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d
小畷野町	0.48	0.87	0.67	0.79	R6	0.65	0.98	1.00	0.96	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	a	e	d	R6	c
本庄市	0.69	0.58	0.47	0.69	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c
美里町	0.62	0.61	0.44	0.37	R6	0.90	0.13	0.18	0.28	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d
神川町	0.52	0.33	0.58	0.80	R6	0.65	0.52	0.26	0.61	0.51	0.46	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
上里町	0.26	0.47	0.54	0.57	R6	0.55	1.00	0.91	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c
熊谷市	0.59	0.53	0.57	0.46	R6	0.65	0.98	0.87	0.88	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a (R6年度適用開始予定)	d	c	R6	c
深谷市	0.28	0.14	0.60	0.62	R6	0.80	0.36	0.30	0.25	0.24	0.20	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R6年度適用開始予定)	b	b	b	b	R6	a	e	d	R6	c
寄居町	0.50	0.59	0.40	0.65	R6	0.90	1.00	0.71	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	d	d	R6	c
行田市	0.46	0.23	0.33	0.70	R6	0.80	0.86	0.61	0.72	0.43	0.39	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	c
加須市	0.53	0.44	0.32	0.51	R6	第一四半期の差注に努める。	0.93	1.00	0.88	0.85	0.91	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e
羽生市	0.49	0.58	0.55	0.65	R6	0.60	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
春日部市	0.52	0.52	0.58	0.65	R6	0.53	0.93	0.74	0.93	0.92	0.91	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c
草加市	0.52	0.38	0.51	0.40	R6	0.59	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	b	e	d	R6	c
越谷市	0.35	0.36	0.45	0.66	R6	0.50	0.80	0.72	0.81	0.81	0.80	R6	0.80	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
八潮市	0.65	0.62	0.60	0.64	R6	0.66	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
三郷市	0.33	0.53	0.62	0.71	R6	0.53	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
吉川市	0.27	0.24	0.32	0.85	R6	第一四半期の差注を目標とする。	1.00	0.20	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a (R6までに適用開始)	e	e	R6	a
松伏町	0.39	0.50	0.44	0.33	R6	0.49	0.32	0.90	0.72	0.77	0.78	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c
久喜市	0.49	0.41	0.44	0.45	R6	0.60	0.42	0.37	0.24	0.77	0.90	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R2年度適用開始)	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
蓮田市	0.40	0.47	0.40	0.30	R6	0.53	0.82	0.56	0.54	0.40	0.43	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c
幸手市	0.24	0.14	0.53	0.50	R6	0.53	0.53	0.58	0.36	0.38	0.61	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	e
源代町	0.19	0.14	0.30	0.41	R6	0.60	0.60	0.46	0.57	0.44	0.49	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	e
白岡市	0.57	0.34	0.62	0.47	R6	0.60	0.64	0.62	0.88	0.61	0.56	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (R6年度適用開始予定)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c
杉戸町																													

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【千葉県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標												
	指標①				指標③								指標④				指標⑤				指標⑥				
	地域平準化率				低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況								最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況				設計変更ガイドラインの策定・活用状況				市区町村における週休2日対象工事の実施状況				
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	
千葉県 (市町村)	銚子市	0.38	0.34	0.36	0.34	R6	0.60	1.00	0.89	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(R4年度適用開始予定)	d	d	R6	c
	市川市	0.53	0.71	0.55	0.58	R6	0.80	1.00	0.61	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	d	d	R6	c
	船橋市	0.61	0.53	0.68	0.59	R6	0.70	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	c	c	R6	a
	館山市	0.89	0.58	0.63	0.52	R6	0.60	0.81	0.49	0.65	0.69	0.69	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	e	d	R6	c
	木更津市	0.38	0.61	0.44	0.66	R6	0.70	0.38	0.54	0.42	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	b	a	a	R6	c
	松戸市	0.53	0.38	0.59	0.63	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a
	野田市	0.32	0.29	0.63	0.71	R6	0.60	0.53	0.49	0.83	0.80	0.74	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a
	茂原市	0.28	0.75	0.54	0.36	R6	0.55	0.47	0.55	0.38	0.43	0.41	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a
	成田市	0.57	0.51	0.65	0.55	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b
	佐倉市	0.56	0.47	0.54	0.56	R6	0.60	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(R5年度適用開始予定)	e	e	R6	a
	鎌倉市	0.68	0.34	0.16	0.15	R6	0.60	1.00	0.74	0.74	0.69	0.81	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	c
	旭市	0.50	0.71	0.56	0.61	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	e	d	R6	c
	習志野市	0.60	0.77	0.51	0.49	R6	0.80	1.00	1.00	0.00	0.94	0.85	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	e	d	R6	c
	柏市	0.55	0.50	0.61	0.60	R6	0.70	集計対象外	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	c	c	R6	c
	勝浦市	0.36	0.00	0.84	0.75	R6	上半期の発注に努める	0.67	0.59	0.50	0.50	0.36	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	e	e	R6	c
	市原市	0.37	0.46	0.61	0.36	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	c	c	R6	a
	流山市	0.85	0.64	0.78	0.61	R6	0.70	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	a
	八千代市	0.67	0.62	0.62	0.83	R6	0.70	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	d	c	R6	a
	我孫子市	0.72	0.54	0.72	0.86	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	d	c	R6	a
	鴨川市	0.49	0.68	0.68	0.69	R6	0.70	0.48	0.45	0.39	0.37	0.40	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	d
鎌ヶ谷市	0.55	0.34	0.39	0.52	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	c	c	R6	a	
君津市	0.64	0.57	0.64	0.64	R6	0.70	0.80	0.89	0.68	0.81	0.76	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	e	d	R6	c	
富津市	0.67	0.88	0.64	0.70	R6	0.60	0.54	0.23	0.52	0.40	0.02	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	a	a	a	R6	c	
浦安市	0.55	0.78	0.50	0.50	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(R2年度より運用)	e	e	R6	c	
四街道市	0.55	0.79	0.51	0.59	R6	0.70	0.11	0.05	0.06	0.13	0.08	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	c	
袖ヶ浦市	0.57	0.38	0.38	0.71	R6	0.60	0.47	0.38	0.40	0.42	0.34	R6	1.00	a	a	a	a	R6	b	b	a	a	R6	c	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【千葉県内市町村】

発注機関名	全国統一指標													関東ブロック独自指標																	
	指標①						指標②						指標③						指標④						指標⑤						
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況						
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標値	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標値	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標	基準値 (R3)	実績値 (R4)	年次	目標		
八街市	0.55	0.55	0.43	0.28	R6	0.60	1.00	発注件数未入力	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	a	R6	a	(R4年度運用開始予定)	c	c	R6	c
印西市	0.30	0.39	0.52	0.45	R6	0.70	0.88	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	d	R6	c
白井市	0.94	0.58	0.51	0.51	R6	0.60	0.51	0.42	0.41	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	a	a	R6	a
富里市	0.38	0.51	0.39	0.24	R6	0.55	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	d	R6	a
南房総市	0.72	0.77	0.52	0.61	R6	0.70	0.06	0.09	0.04	0.19	0.13	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	d	d	R6	c
君津市	0.50	0.34	0.44	0.12	R6	0.55	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c
香取市	0.61	0.30	0.51	0.69	R6	0.60	0.53	0.69	0.71	0.67	0.82	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	d	R6	c
山武市	0.37	0.41	0.37	0.45	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	d	d	R6	c
いすみ市	0.76	0.60	0.19	0.54	R6	0.55	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	d	d	R6	a
大網白里市	0.64	0.70	0.12	0.40	R6	第一四半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R6年度運用開始を目標とする)	b	b	R6	b
酒々井町	0.75	0.55	0.37	0.48	R6	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	e	e	R6	c
栄町	0.57	0.34	0.77	0.08	R6	0.60	集計対象外	0.41	0.40	0.21	0.25	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	e	e	R6	a
神崎町	—	0.00	1.60	0.00	R6	上半期発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	d	d	R6	a
多古町	0.64	0.42	0.41	0.53	R6	0.65	0.07	0.13	0.04	0.14	0.10	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	d
東庄町	0.80	1.03	0.38	0.00	R6	0.60	0.68	1.00	0.97	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c
九十九里町	0.00	—	0.32	4.00	R6	上半期発注を目標とする	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	e	e	R6	c
芝山町	0.30	0.48	0.64	0.39	R6	第一四半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R6年度運用開始予定)	e	d	R6	c
横芝光町	0.30	0.28	0.24	0.28	R6	上半期の4割発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R6年度運用開始予定)	e	e	R6	c
一宮町	0.28	0.00	0.11	0.15	R6	上半期の4割の発注を目標とする	1.00	0.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	d
睦沢町	0.48	0.53	0.50	0.33	R6	0.70	0.00	0.00	0.00	-	0.04	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	e	e	R6	c
長生村	0.44	0.31	0.31	0.22	R6	上半期に7割の発注を目標とする	1.00	0.90	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	c	R6	b
白子町	2.00	0.43	0.57	1.00	R6	0.80	発注件数未入力	1.00	1.00	0.48	0.10	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始)	e	d	R6	c
長柄町	0.26	0.44	1.26	0.74	R6	上半期7割の発注を目標とする	0.00	0.05	0.30	0.13	0.04	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	d	d	R6	a
長南町	0.67	0.52	1.18	0.63	R6	第一四半期の発注に努める	1.00	0.94	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R6年度運用開始予定)	d	d	R6	c
大多喜町	0.88	0.73	1.00	0.48	R6	上半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	d	d	R6	a
御宿町	0.59	0.43	0.73	0.32	R6	上半期の発注に努める	0.25	0.24	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R4年度運用開始予定)	e	e	R6	c
麗南町	0.43	1.25	0.32	0.70	R6	上半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	c

千葉県(市町村)

# (参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

## 【東京都内区市町村】

発注機関名	全国統一指標														関東ブロック独自指標																						
	指標①						指標③								指標④					指標⑤					指標⑥												
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況								最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況					設計変更ガイドラインの策定・活用状況					市区町村における週休2日対象工事の実施状況												
	基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標	基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標	基準値	実績値	実績値	実績値	目標	基準値	実績値	実績値	実績値	目標	基準値	実績値	実績値	実績値	目標										
(R1)	(R2)	(R3)	(R4)		年次	目標値	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	目標値	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	内容	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	内容	(R3)	(R4)	年次	内容								
千代田区	0.60	0.76	0.61	0.69	R6	0.70	0.72	0.49	0.65	0.76	0.66	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	e	e	R6	c					
中央区	0.62	0.63	0.74	0.62	R6	0.80	0.72	0.92	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	e	e	R6	c					
港区	0.63	0.65	0.62	0.59	R6	0.63	0.95	0.78	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	e	e	R6	e					
新宿区	0.48	0.33	0.42	0.49	R6	0.55	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	c	c	R6	b					
文京区	0.54	0.56	0.74	0.71	R6	0.80	0.81	0.90	0.88	0.89	0.87	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	e	e	R6	e
台東区	0.50	0.43	0.74	0.64	R6	0.60	0.78	0.83	0.87	0.74	0.72	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	b	b	R6	b					
北区	0.46	0.64	0.63	0.66	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	b	a	a	R6	a	e	e	R6	e				
荒川区	0.83	0.65	0.67	0.34	R6	0.90	0.77	0.88	0.91	0.92	0.88	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c				
品川区	0.48	0.61	0.64	0.50	R6	0.80	0.40	0.36	0.49	0.81	0.77	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	b				
目黒区	0.40	0.45	0.56	0.57	R6	0.75	0.94	0.43	0.86	0.80	0.72	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d				
大田区	0.54	0.47	0.53	0.56	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	b				
世田谷区	0.82	0.90	1.00	0.69	R6	0.70	0.96	1.00	0.90	0.93	0.87	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c				
渋谷区	0.77	0.76	0.69	0.58	R4	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	d				
中野区	0.60	0.61	0.71	0.47	R6	0.65	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	b				
杉並区	0.68	0.68	0.56	0.74	R6	0.80	集計対象外	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	c				
豊島区	1.05	0.73	0.72	0.72	R6	1.00	0.60	0.61	0.58	0.69	0.79	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	c				
板橋区	0.64	0.61	0.70	0.54	R6	0.90	0.99	1.00	0.95	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d				
練馬区	0.74	0.80	0.96	0.68	R6	0.60	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d				
墨田区	0.46	0.68	0.45	0.49	R6	0.65	1.00	0.95	0.94	0.93	0.96	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	b				
江東区	0.54	0.46	0.54	0.75	R6	0.90	1.00	0.63	0.92	0.91	0.93	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	a	a	a	R6	a	b	b	R6	b				
足立区	0.55	0.43	0.64	0.54	R6	0.55	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c				
葛飾区	0.47	0.53	0.93	0.68	R6	0.80	0.99	0.99	1.00	0.99	0.98	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	R6	a				
江戸川区	0.53	0.70	0.68	0.61	R6	0.60	0.91	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	b				
八王子市	0.74	0.48	0.44	0.50	R6	0.80	0.59	0.57	0.59	0.66	0.69	R6	0.59 (R6年度までに入札制度の改正を予定していないため、指標③については現状を維持する)	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	d				
青梅市	0.63	0.39	0.38	0.57	R6	0.65	0.32	0.39	0.42	0.41	0.47	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	d				
町田市	0.64	0.65	0.69	0.48	R6	0.70	0.71	0.71	0.54	0.75	0.74	R6	0.71	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	R6	a				
日野市	0.45	0.34	0.70	0.51	R6	0.60	0.55	0.67	0.66	0.65	0.67	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e				
福生市	0.53	0.63	0.64	0.77	R6	上半期に7割の発注を目標とする。	0.48	0.40	0.41	0.39	0.27	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	b	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c				
多摩市	0.85	0.50	0.91	0.87	R6	0.90	0.95	1.00	0.96	1.00	1.00	R6	0.95 単価契約で最低制限等を設けられない発注が毎年数件はあるため	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	b				

注) 文京区については、報告に誤りがあったため、関東ブロック独自指標 指標⑤の実績値(R3)をaからbに修正しました。

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【東京都内区市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																
	指標①						指標③						指標④						指標⑤						指標⑥				
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況				
	基準値	実績値	実績値	実績値	目標		基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標		基準値	実績値	実績値	実績値	目標		基準値	実績値	実績値	実績値	目標		基準値	実績値	目標	
(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	目標値	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	目標値	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	内容	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	年次	内容	(R3)	(R4)	年次	内容	
稲城市	0.82	0.86	0.51	0.40	R6	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c
あきる野市	0.83	0.67	0.59	0.41	R6	0.90	0.39	0.41	0.51	0.59	0.45	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d
羽村市	0.32	0.66	0.40	0.26	R6	上半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	0.95	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	a	a	R6	a
立川市	0.51	0.50	0.63	0.69	R6	0.60	0.51	0.84	1.00	0.91	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e
昭島市	0.54	0.64	0.47	0.60	R6	0.90	0.54	0.60	0.48	0.64	0.67	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	a	a	a	R6	a	d	c	R6	b
国分寺市	0.63	0.72	0.39	0.47	R6	第一四半期に3割の発注を目標とする。	0.89	0.76	0.89	0.95	0.95	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c
国立市	0.68	0.48	0.50	0.74	R6	第二四半期に5割の発注を目標とする。	0.68	0.52	0.39	0.41	0.50	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	a
東大和市	0.54	0.69	0.39	0.50	R6	0.80	0.03	0.03	0.02	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d
武蔵村山市	0.53	0.41	0.61	0.27	R6	0.90	0.08	0.05	0.13	0.06	0.15	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
武蔵野市	0.48	0.52	0.68	0.57	R6	0.60	0.16	0.30	0.28	0.21	0.23	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b (現状維持)	b	b	b	b	R6	b (現状維持)	d	d	R6	c
三鷹市	0.34	0.35	0.51	0.48	R6	0.50	0.55	0.51	0.53	0.62	0.66	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	b	d	d	R6	c
府中市	0.61	0.58	0.47	0.52	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	b	b	b	R6	b (必要に応じて設計変更)	e	e	R6	c
調布市	0.44	0.57	0.82	0.61	R6	第一四半期に5割の発注を目標とする。	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	aを目指す	b	b	b	b	R6	aを目指す	e	e	R6	e
小金井市	0.67	0.31	0.38	0.48	R6	令和4年度以降第一四半期の発注に努める	0.85	0.84	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
狛江市	0.76	0.58	0.82	0.99	R6	0.77	0.33	0.21	0.30	0.30	0.32	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	a
小平市	0.37	0.74	0.40	0.61	R6	0.56	0.83	0.93	0.93	0.97	0.97	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	e
東村山市	0.69	0.38	0.56	0.43	R6	0.90	0.23	0.25	0.27	0.25	0.39	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
西東京市	0.46	0.77	0.38	0.57	R6	0.60	0.57	0.37	0.42	0.41	0.44	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	e
清瀬市	0.53	0.48	0.90	0.42	R6	第一四半期に3割の発注を目標とする。	0.56	0.55	0.73	0.62	0.56	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d
東久留米市	0.30	0.39	0.36	0.28	R6	0.80	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c
瑞穂町	0.37	0.40	0.40	0.40	R6	上半期に7割の発注	0.50	0.44	0.45	0.36	0.52	R6	※前年の基準により設定	a	a	a	a	R6	a	a	b	b	b	R6	a 策定検討	e	e	R6	d
日の出町	0.61	0.08	0.61	0.57	R6	原則、9月までに発注している。	0.65	0.58	0.48	0.38	0.38	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	b (町の契約内容の変更に関する基本方針に基づき対応している。)	e	e	R6	e
奥多摩町	0.26	0.13	0.44	0.33	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	a	a	R6	a	a	a	R6	a
檜原村	0.21	0.61	0.66	0.56	R6	第一四半期に3割の発注を目標とする。	0.00	0.00	0.00	0.22	0.13	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	b
大島町	0.46	0.63	0.43	0.29	R6	0.46	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	e
八丈町	0.67	0.50	0.60	0.76	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	c	c	R6	b
利島村	0.73	0.77	0.00	1.33	R6	0.73 (発注数が極端に少ないため、昨年度の数値を目標値とする。)	0.25	0.50	0.00	-	-	R6	1.00	b	b	b	b	R6	全機関aを目指す	b	b	b	b	R6	全機関aを目指す	c	c	R6	c
新島村	0.36	0.47	0.51	0.38	R6	0.36	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	全機関a	a	a	a	a	R6	全機関a	e	e	R6	e
神津島村	0.29	0.31	0.15	0.24	R6	0.40	0.62	1.00	0.77	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	b	b	b	R6	a	b	b	R6	b
三宅村	0.28	0.25	0.32	0.52	R6	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d
御蔵島村	0.33	0.07	0.12	0.37	R6	0.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	a	a	R6	a
青ヶ島村	0.57	1.11	0.52	0.92	R6	上半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	e
小笠原村	0.37	0.43	0.40	0.41	R6	上半期の発注に努める	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	d

# (参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

## 【神奈川県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																			
	指標①						指標③						指標④						指標⑤						指標⑥							
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況							
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標				
神奈川県 (市町村)	横浜質市	0.44	0.45	0.64	0.63	R6	0.64	0.85	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(運用中)	e	d	R6	c		
	平塚市	0.70	0.60	0.88	0.50	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		d	d	R6	c		
	鎌倉市	0.75	0.66	0.41	0.96	R6	0.75	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	(適宜見直しを行い運用していく)	e	e	R6	c		
	藤沢市	0.44	0.49	0.52	0.56	R6	0.63	0.95	1.00	1.00	0.99	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		d	d	R6	a		
	小田原市	0.47	0.40	0.41	0.55	R6	0.55	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		d	d	R6	c		
	茅ヶ崎市	0.83	0.76	0.59	0.64	R6	0.70	1.00	0.96	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		c	c	R6	a		
	逗子市	0.17	0.21	0.59	0.43	R6	0.50	0.00	0.00	0.12	0.03	0.02	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	b	b	b	R6	a		e	e	R6	a	
	三浦市	0.47	0.29	0.31	0.60	R6	0.90	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	a		e	e	R6	c		
	秦野市	0.55	0.60	0.49	0.45	R6	0.80	0.88	0.90	0.90	0.89	0.89	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	c	c	R6	c	
	厚木市	0.45	0.44	0.47	0.40	R6	0.80	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	c	c	R6	c
	大和市	0.53	0.42	0.71	0.69	R4	0.53	1.00	0.98	1.00	0.99	0.99	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		e	e	R6	c		
	伊勢原市	0.42	0.47	0.42	0.49	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	a	R6	a		e	d	R6	b
	海老名市	0.41	0.45	0.61	0.46	R6	上半期の発注に努める	発注件数未入力	0.82	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a		e	e	R6	e
	座間市	0.18	0.41	0.58	0.41	R4	0.50	0.77	0.85	1.00	0.88	0.90	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(積算基準範囲外の統一基準を定める)	a	a	a	a	R6	a	(H30策定済み)	e	e	R6	c
	南足柄市	0.18	0.29	0.21	0.31	R6	第一四半期の発注件数増に努める。	0.97	1.00	0.95	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		e	e	R6	c		
	綾瀬市	0.85	0.44	0.76	0.76	R6	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(必要性を検討、具現化)	e	d	R6	c
	葉山町	0.12	0.80	0.38	0.61	R6	上半期の発注に努める	0.54	0.36	0.32	0.50	0.56	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	b	b	b	b	R6	a		e	e	R6	d
	栗川町	0.99	0.18	0.30	0.23	R6	第一四半期にも割の発注を目標とする	0.82	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a		e	d	R6	c		
	大磯町	0.40	0.24	0.33	0.43	R6	0.45	0.75	0.48	0.54	0.59	0.59	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(ガイドライン策定の検討を行う)	e	e	R6	c
	二宮町	0.85	0.48	0.38	0.36	R6	0.36	0.07	0.00	0.75	0.23	0.50	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	R6	a		e	e	R6	c		
中井町	0.23	0.06	0.30	0.28	R6	上半期の発注を目標とする	0.93	0.63	0.64	0.60	0.56	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(R4年度運用開始予定)	d	d	R6	a	
大井町	0.30	0.16	0.29	0.34	R6	上半期の発注に努める	発注件数未入力	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a		e	e	R6	c	
松田町	0.11	0.91	0.00	0.31	R6	上半期の発注に努める	0.63	0.52	0.35	0.15	0.32	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	b	b	b	b	R6	a		e	d	R6	c	
山北町	0.33	0.22	0.32	0.27	R6	上半期の発注を目標とする	0.65	0.40	0.50	0.39	0.42	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(要領を整備し対応)	b	b	b	b	R6	a	(ガイドラインを策定し対応)	e	e	R6	e	
開成町	0.38	0.47	0.67	0.44	R6	早期発注に努める	集計対象外	1.00	1.00	0.90	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	a	b	b	a	a	R6	a		e	e	R6	e	
箱根町	0.26	0.27	0.29	0.28	R6	0.90	0.97	0.74	0.69	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	a	R6	a	(R4年度以降に実施予定)	e	d	R6	b	
真鶴町	0.07	0.39	0.80	0.67	R6	第一四半期の発注に努める	0.77	0.68	0.77	0.60	0.47	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R6年度運用開始予定)	d	d	R6	c	
溝河原町	0.43	0.40	0.25	0.51	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.31	0.11	0.23	0.16	0.24	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	b	b	b	b	R6	a		e	e	R6	c	
愛川町	0.40	0.38	0.41	0.61	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	d	d	R6	c	
溝川村	0.00	0.00	0.50	0.72	R6	件数や金額を用いた平準化率の達成目標は設けていない。	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(受注者へ浸透を図る)	e	e	R6	e	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【山梨県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																	
	指標①						指標②						指標③						指標④											
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標		
				年次	目標値							年次	目標値					年次	内容					年次	内容			年次	内容	
甲府市	0.65	0.66	0.64	0.59	R6	0.70	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c		
富士吉田市	0.51	0.56	0.45	0.61	R6	0.70	0.49	0.52	0.50	0.57	0.48	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
都留市	0.44	0.55	0.31	0.44	R6	0.60	0.21	0.17	0.23	0.14	0.25	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	a	
山梨市	0.21	0.31	0.42	0.36	R6	0.60	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c	
大月市	1.05	0.78	0.48	0.23	R6	0.70	0.36	0.45	0.53	0.45	0.43	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
塩崎市	0.38	0.33	0.36	0.33	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	d	
南アルプス市	0.43	0.30	0.48	0.47	R6	0.70	1.00	0.97	0.92	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
北杜市	0.67	0.51	0.73	0.51	R6	0.70	0.25	0.19	0.17	0.13	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
甲斐市	0.40	0.57	0.50	0.56	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
盲吹市	0.61	0.84	0.56	0.46	R6	0.70	0.97	0.97	1.00	0.98	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
上野原市	0.75	0.81	0.98	0.53	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
甲州市	0.52	0.49	0.65	0.24	R6	0.60	0.00	0.02	0.04	0.04	0.28	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	c	R6	b	
中央市	0.86	0.77	0.33	0.46	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
市川三郷町	1.16	0.91	0.69	0.43	R6	0.70	0.97	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
早川町	0.93	0.52	0.78	0.47	R6	0.70	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
身延町	0.68	0.58	0.64	0.29	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
南都町	0.18	0.39	0.41	1.53	R6	0.50	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
富士川町	0.69	0.85	0.57	0.45	R6	0.70	0.71	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
昭和町	0.26	0.67	0.59	0.50	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
過志村	0.80	0.62	0.56	0.84	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	d	R6	b	
西桂町	1.44	0.00	0.20	0.35	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	b	b	b	a	R6	a	e	e	R6	c	
忍野村	0.25	0.77	0.83	0.59	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
山中湖村	0.14	0.00	0.95	0.00	R6	0.60	0.43	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
鳩沢村	—	0.00	—	0.57	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	b	b	R6	a	
富士河口湖町	0.69	0.43	0.65	0.76	R6	0.70	0.49	1.00	0.47	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
小菅村	0.00	1.21	0.36	0.09	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	d	d	R6	b	
丹波山村	0.17	2.00	0.00	1.41	R6	0.50	0.83	0.00	1.00	1.00	-	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	d	d	R6	c	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

【長野県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																	
	指標①						指標②						指標③						指標④											
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際に対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標		
年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	
長野市	0.70	0.84	0.67	0.61	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	b	b	b	b	R6	b	d	c	R6	a		
松本市	0.45	0.44	0.65	0.53	R6	現状維持	1.00	0.70	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	d	c	R6	b		
上田市	0.83	0.79	0.93	0.75	R6	0.80	0.68	0.88	0.87	0.87	0.83	R6	0.90	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	d	R6	a	
岡谷市	0.61	0.58	0.60	0.61	R6	0.50	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c	
飯田市	0.70	0.52	0.77	0.73	R6	0.90	0.95	0.98	0.99	0.98	0.98	R6	0.95	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
諏訪市	0.56	0.44	0.46	0.63	R6	0.75	0.02	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
須坂市	0.68	0.75	0.74	0.83	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	a	a	a	R6	a	c	c	R6	c	
小諸市	0.67	0.79	0.96	0.57	R6	0.80	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	b	e	d	R6	b	
伊那市	0.78	0.58	0.71	0.48	R6	0.80	発注件数未入力	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c	
駒ヶ根市	1.01	0.49	0.48	0.50	R6	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
中野市	0.46	0.83	0.49	0.50	R6	0.80	集計対象外	0.95	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	c	R6	a	
大町市	0.59	0.60	0.48	0.76	R6	0.80	0.87	1.00	1.00	0.80	0.80	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	a	a	R6	a	
飯山市	1.08	0.75	0.47	0.57	R6	現状維持	0.22	0.30	0.27	0.19	0.65	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
茅野市	0.18	1.13	0.21	0.71	R6	0.90	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	d	R6	a	
塩尻市	0.63	0.52	0.57	0.68	R6	0.80	0.15	0.17	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	d	c	R6	c	
佐久市	0.41	0.57	0.90	0.80	R6	0.70	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	b	
千曲市	1.39	0.93	0.79	0.38	R6	0.80	集計対象外	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	a	a	R6	a	
東御市	0.99	0.47	0.84	1.26	R6	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	b	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c	
安曇野市	0.79	0.50	0.69	0.59	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.94	0.90	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	c	c	R6	a	
小海町	0.40	1.17	2.00	1.20	R6	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	a	a	a	R6	a	e	d	R6	c	
川上村	0.56	0.76	0.73	0.77	R6	1.00	0.00	発注件数集計不可	発注件数集計不可	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	b	b	b	a	R6	a	e	e	R6	c	
南牧村	1.17	0.41	4.00	0.00	R6	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c	
南相木村	0.67	1.02	0.71	1.67	R6	第一四半期に8割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	d	R6	c	
北相木村	0.00	0.38	1.00	0.00	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	a	a	R6	a	
佐久穂町	0.86	0.84	1.05	1.85	R6	0.90	発注件数未入力	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	d	d	R6	c	
軽井沢町	0.74	0.67	0.91	0.84	R6	0.75	1.00	0.99	0.85	0.80	0.97	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	d	d	R6	c	
御代田町	0.89	0.84	0.23	0.58	R6	0.90	1.00	1.00	1.00	1.00	0.93	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	a	a	R3	a	a	a	R6	a	
立科町	2.00	0.94	0.76	0.70	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.97	0.88	0.00	0.94	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	d	d	R6	c	
青木村	1.20	0.00	1.50	0.00	R6	上半期に5割程度の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.29	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	b	
長和町	0.94	0.81	0.35	1.17	R6	現状維持を目標とする	1.00	1.00	0.96	1.00	0.87	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	a	
下諏訪町	1.31	0.31	0.19	0.40	R6	0.70	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	b	e	d	R6	c	
富士見町	0.78	0.52	0.54	0.41	R6	前年度の数値と同じ数値を目標とする	0.93	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
原村	0.73	-	1.00	0.86	R6	上半期に7割の発注を目標とする	1.00	発注件数集計不可	0.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	b	b	b	b	R6	b	e	e	R6	c	
辰野町	0.50	0.67	0.52	0.68	R6	0.90	0.84	0.75	0.77	0.82	0.78	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c	
箕輪町	1.13	0.61	0.47	0.58	R6	現状維持	0.47	0.47	0.41	0.34	0.49	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	b	b	b	b	R6	a	e	e	R6	c	
飯島町	0.81	0.96	0.69	0.65	R6	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	a	R6	a	e	e	R6	c	
南箕輪村	1.64	0.20	0.70	0.54	R6	現状維持	1.00	1.00	0.96	0.59	0.73	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	b	b	b	a	R6	a	e	e	R6	a	

長野県(市町村)

# (参考資料)各発注機関の取り組み状況【工事】

## 【長野県内市町村】

発注機関名	全国統一指標												関東ブロック独自指標																			
	指標①						指標③						指標④						指標⑤						指標⑥							
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況						設計変更ガイドラインの策定・活用状況						市区町村における週休2日対象工事の実施状況							
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R3)	実績値 (R4)	目標				
長野県(市町村)	中川村	0.20	0.85	1.13	0.60	R6	上半期に4割の発注を目標とする	0.06	0.16	0.07	0.02	0.06	R6	0.20	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	(未策定だが、必要に応じて設計変更を実施)	e	e	R6	c
	宮田村	0.64	0.72	0.19	1.00	R6	第一四半期の発注に努める	0.09	0.10	発注件数集計不可	0.10	0.13	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	d	d	R6	a
	松川町	0.91	1.04	0.77	0.68	R6	現状維持を目標とする	0.80	0.92	0.92	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R6年度策定目標)	e	d	R6	a
	高森町	0.68	0.36	0.57	0.68	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	1.00	0.79	0.85	0.88	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	a	a	R6	a	a	d	d	R6	a
	阿南町	0.57	0.40	0.88	0.60	R6	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	c	b	R6	a
	阿智村	0.00	0.32	1.69	0.00	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.23	0.46	0.53	0.38	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	d	R6	c
	平谷村	1.23	0.10	0.67	0.69	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	0.20	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	a	d	d	R6	a
	根羽村	0.00	-	-	-	R6	0.65	発注件数未入力	発注件数集計不可	発注件数集計不可	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	a	b	b	R6	b
	下條村	0.00	-	0.00	0.00	R6	0.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	e	R6	a
	売木村	0.00	0.29	1.20	2.00	R6	上半期の発注に努める	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	b	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	a	e	e	R6	c
	天龍村	1.00	0.40	0.55	0.74	R6	第一四半期の発注に努める	1.00	1.00	0.83	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	b	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	a	e	e	R6	c
	泰阜村	2.18	0.92	1.00	0.00	R6	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(県の設計変更ガイドラインに準じ策定)	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	d	c	R6	b
	鹿木村	0.00	0.00	0.00	0.74	R6	0.60	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	d	c	R6	c
	豊丘村	0.48	1.03	1.05	0.94	R6	0.80	0.98	0.77	0.60	0.23	0.57	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	e	R6	c
	大鹿村	4.00	0.80	-	-	R6	第一四半期に4割の発注を目標とする	0.59	0.29	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	a	(県の設計変更ガイドラインに準じ策定)	e	a	R6	a
	上松町	0.57	0.60	0.52	0.62	R6	0.68	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	a	R6	a	a	d	d	R6	c
	南木曾町	0.72	1.00	0.60	0.62	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.88	0.77	0.82	0.82	0.90	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	d	R6	c
	水祖村	0.55	0.42	0.47	0.96	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	(R2)	(R3)	(R4)	R6	a	a	c	c	R6	b
	王滝村	0.36	0.61	0.54	0.68	R6	第一四半期の発注に努める	発注件数未入力	0.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	b	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	d	R6	c
	大島村	0.82	0.63	0.32	1.05	R6	第一四半期に8割の発注を目標とする	0.86	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	e	R6	c
	水曾町	0.63	0.44	0.58	0.50	R6	第一四半期の発注に努める	0.23	0.26	0.25	1.00	1.00	R6	0.50	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	d	d	R6	a
	麻績村	-	0.00	2.15	-	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	発注件数未入力	発注件数集計不可	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	a	e	e	R6	c
	生坂村	1.04	0.55	1.09	-	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	d	R6	c
	山形村	0.00	0.71	1.50	0.00	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.50	0.67	0.60	0.75	0.50	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	a	e	e	R6	c
	朝日村	0.57	0.77	1.24	0.22	R6	第一四半期の発注を目標とする	0.67	0.57	0.00	0.00	0.38	R6	0.70	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	b	b	R6	a
	筑北村	0.80	0.54	1.17	1.04	R6	第一四半期の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	b	(未策定だが必要に応じて設計変更を実施)	d	d	R6	c
	池田町	0.83	1.02	0.75	0.35	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	集計対象外	0.92	0.87	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	b	(未策定だが必要に応じて設計変更を実施)	d	d	R6	c
	松川村	0.61	0.25	0.09	0.62	R6	0.90	0.96	0.86	0.80	0.91	0.86	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	(H28策定)	c	d	R6	a
白馬村	0.52	0.86	0.98	1.41	R6	0.68	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	d	R6	a	
小谷村	0.76	1.22	0.49	0.74	R6	0.80	0.83	1.00	発注件数集計不可	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	a	a	a	R6	a	a	e	d	R6	c	
坂城町	0.72	0.75	0.88	0.66	R6	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	a	a	R6	a	
小布施町	0.90	1.70	0.55	1.04	R6	第一四半期に9割の発注を目標とする	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	(R5年度運用開始予定)	e	e	R6	c	
高山村	0.66	1.55	0.96	0.64	R6	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	b	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	e	R6	c	
山ノ内町	0.81	0.73	0.71	1.14	R6	0.90	0.00	0.00	0.00	0.37	0.73	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	e	R6	c	
木島平村	1.50	0.21	0.71	0.89	R6	現状維持	0.32	0.37	0.35	0.86	0.88	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	e	R6	c	
野沢温泉村	1.22	1.11	1.50	0.80	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.23	0.17	0.31	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	d	R6	a	
信濃町	1.21	0.83	0.98	0.36	R6	現状維持	0.00	0.44	0.42	0.27	0.23	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	d	R6	a	
小川村	0.68	0.17	0.91	0.49	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	e	d	R6	a	
飯綱町	0.60	0.84	0.76	0.63	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.38	発注件数集計不可	0.52	0.54	0.77	R6	1.00	b	b	b	b	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	b	b	b	b	R6	a	a	e	e	R6	c	
栄村	0.16	0.83	1.23	0.17	R6	第一四半期に7割の発注を目標とする	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a	(改定内容に基づき速やかに対応)	a	a	a	a	R6	a	a	d	d	R6	c	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【業務】

【国】

発注機関名		全国統一指標						関東ブロック独自指標					
		指標①						指標③					
		地域平準化率						ウィークリースタンスの実施					
		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	
年次	目標値					年次	内容						
国	関東管区警察局	—	—	—	—	R6	0.50	c	c	c	a	R6	a
	科学警察研究所	—	—	1.00	—	R6	0.50	c	a	a	a	R6	a
	皇宮警察本部	—	—	—	0.00	R6	0.50	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	東京都警察情報通信部	—	—	—	—	R6	0.50	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	関東財務局	0.75	0.67	0.20	0.75	R6	0.50	c	c	c	c	R6	b
	関東信越国税局	—	—	—	—	R6	早期発注に努める	b	b	b	b	R6	a
	財務省 東京国税局	—	—	1.00	0.00	R6	第3四半期までに完了するよう努める	c	c	c	b	R6	a
	関東農政局	0.76	0.63	0.42	0.70	R6	0.50	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	林野庁関東森林管理局	0.67	0.43	0.38	0.45	R6	0.50	b	b	b	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	関東地方整備局	0.63	0.58	0.61	0.58	R6	0.50	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	国土交通省関東運輸局	1.00	—	1.00	—	R6	0.50	a	a	a	a	R6	a
	国土交通省 東京航空局	0.80	0.61	0.67	0.82	R6	0.50	b	b	b	b	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	国土技術政策総合研究所	0.71	0.61	0.60	0.68	R6	0.50	b	b	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	関東地方環境事務所	0.65	0.67	0.71	0.80	R6	0.60	c	c	c	c	R6	a
	北関東防衛局	0.42	0.39	0.40	0.41	R6	0.50	c	c	c	c	R6	a
	南関東防衛局	0.44	0.29	0.42	0.38	R6	0.50	c	c	c	c	R6	a (受注者へ浸透を図る)
東京高等裁判所	—	—	—	1.00	R6	早期発注に努める	c	c	c	c	R6	a (R6年度までに運用開始予定)	

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【業務】

【特殊法人等】

発注機関名	全国統一指標						関東ブロック独自指標					
	指標①						指標③					
	地域平準化率						ウィークリースタンスの実施					
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	
年次					目標値	年次					内容	
東日本高速道路(株) 関東支社	0.26	0.21	0.16	0.15	R6	0.40	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
中日本高速道路(株) 東京支社	0.25	0.32	0.33	0.39	R6	0.40	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
首都高速道路(株)	0.13	0.19	0.16	0.15	R6	0.40	a	a	a	a	R6	a
成田国際空港(株)	0.25	0.08	0.08	0.17	R6	0.40	c	c	c	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
日本中央競馬会	0.00	0.00	0.00	—	R6	現状維持	c	c	c	c	R6	a
(国研) 科学技術振興機構	—	—	1.00	—	R6	第4四半期に5割の業務が完了することを目標とする。	c	c	c	c	R6	a (R5年度中の運用開始を目指す)
(独) 国際協力機構	0.33	0.36	0.45	0.00	R6	基準値を維持する	c	c	c	c	R6	a (R6年度運用開始予定)
(独) 国立科学博物館	—	—	—	—	R6	0.50	c	c	c	b	R6	b
(独) 国立女性教育会館	—	—	—	0.50	R6	0.50	c	c	c	a	R6	a
(独) 国立美術館 国立西洋美術館	—	—	—	—	R6	第一四半期に5割の発注を目標とする。	b	b	b	b	R6	a (R6年度までに指針等を整備する)
(独) 国立文化財機構 東京国立博物館	—	—	—	—	R6	第一四半期に5割の発注を目標とする	a	a	a	a	R6	a
(独) 国立文化財機構 東京文化財研究所	—	—	—	—	R6	—	c	c	b	b	R6	a
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	0.00	0.00	0.00	—	R6	0.40	c	c	c	c	R6	a

特殊法人等

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【業務】

【特殊法人等】

発注機関名		全国統一指標						関東ブロック独自指標					
		指標①						指標③					
		地域平準化率						ウィークリースタンスの実施					
		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標	
年次	目標値					年次	内容						
特殊法人等	(独) 中小企業基盤整備機構	—	—	—	—	—	—	c	c	c	—	—	
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社	0.27	0.24	0.18	0.55	R6	0.40	c	c	c	b	R6	a
	(独) 都市再生機構	0.31	0.34	0.24	0.28	R6	0.40	c	b	b	b	R6	a
	(独) 日本学生支援機構	—	—	0.00	1.00	稼働件数が極端に少ないため、目標設定は不可能であるが、早期発注に努める。		b	b	b	b	R6	a (R6年度運用開始予定)
	(独) 日本芸術文化振興会	—	—	0.00	1.00	R6	0.50	a	b	b	b	R6	a (R6年度までに運用開始を目指す)
	(国研) 日本原子力研究開発機構	0.75	0.55	0.00	1.00	R6	事業の特性及び予算制度等により、発注時期及び納期のコントロールが困難なものもあるが、平準化に務める。	c	c	c	c	R6	a
	(独) 日本スポーツ振興センター	0.33	0.33	—	0.00	R6	現状維持	c	c	c	c	R6	a (R6までの運用開始を目標とします。ただし、監督官庁の策定状況を踏まえ実施します。)
	(独) 水資源機構	0.51	0.50	0.60	0.47	R6	0.40	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	(独) 労働者健康安全機構	0.50	0.60	—	1.00	R6	年間における新規案件が少ないため目標の設定が困難	b	b	b	b	R6	b
	(国研) 産業技術総合研究所	0.50	1.00	0.83	0.75	R6	必要に応じた、その都度の単年度発注が主な為、数値目標を掲げることが困難	c	b	b	b	R6	a (R6年度運用開始予定)
	(独) 製品評価技術基盤機構	—	—	—	—	対象件数が少ないため、特定年度での目標設定は困難。		b	b	b	b	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	地方共同法人 日本下水道事業団	0.69	0.57	0.67	0.67	R6	0.40	c	c	c	a	R6	a

(参考資料)各発注機関の取り組み状況【業務】

【都県・政令市】

発注機関名	全国統一指標													関東ブロック独自指標						
	指標①						指標②							指標③						
	地域平準化率						低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況							ウィークリースタンスの実施						
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標		
年次					目標値	年次						目標値	年次					内容		
都 県	茨城県	0.44	0.43	0.43	0.48	R6	0.40	0.95	1.00	0.99	0.99	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	栃木県	0.39	0.37	0.37	0.40	R6	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (取組を推進する)
	群馬県	0.40	0.41	0.44	0.45	R6	0.40	未集計	0.92	0.99	0.98	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (ただし災害を除く)
	埼玉県	0.47	0.42	0.44	0.44	R6	0.47	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	千葉県	0.50	0.47	0.48	0.45	R6	0.50	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a (受注者へ浸透を図る)
	東京都	0.59	0.56	0.53	0.54	R6	0.50	0.00	0.00	0.00	0.02	0.06	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	神奈川県	0.48	0.52	0.49	0.46	R6	0.48	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	山梨県	0.51	0.49	0.48	0.47	R6	0.50	0.02	0.01	0.95	0.95	0.96	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	長野県	0.35	0.32	0.38	0.34	R6	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
政 令 市	さいたま市 (埼玉県域)	0.57	0.55	0.58	0.57	R6	0.50	0.99	1.00	0.56	0.99	1.00	R6	1.00	c	c	a	a	R6	a (ルールを整備及び取り組みを実施)
	千葉市 (千葉県域)	0.59	0.55	0.52	0.59	R6	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	横浜市 (神奈川県域)	0.75	0.70	0.68	0.67	R6	0.50	0.94	0.89	0.89	0.98	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a
	川崎市 (神奈川県域)	0.61	0.62	0.60	0.59	R6	0.50	未集計	1.00	0.76	0.87	0.85	R6	1.00	b	b	b	a	R6	a
	相模原市 (神奈川県域)	0.71	0.55	0.72	0.72	R6	0.50	1.00	0.40	1.00	1.00	1.00	R6	1.00	a	a	a	a	R6	a

# 【参考】全国統一指標の令和4年度調査結果について【都県域】

## 地域平準化率【工事】 （発注工事の稼働件数から算出した平準化率）

地域平準化率(件数) =  $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

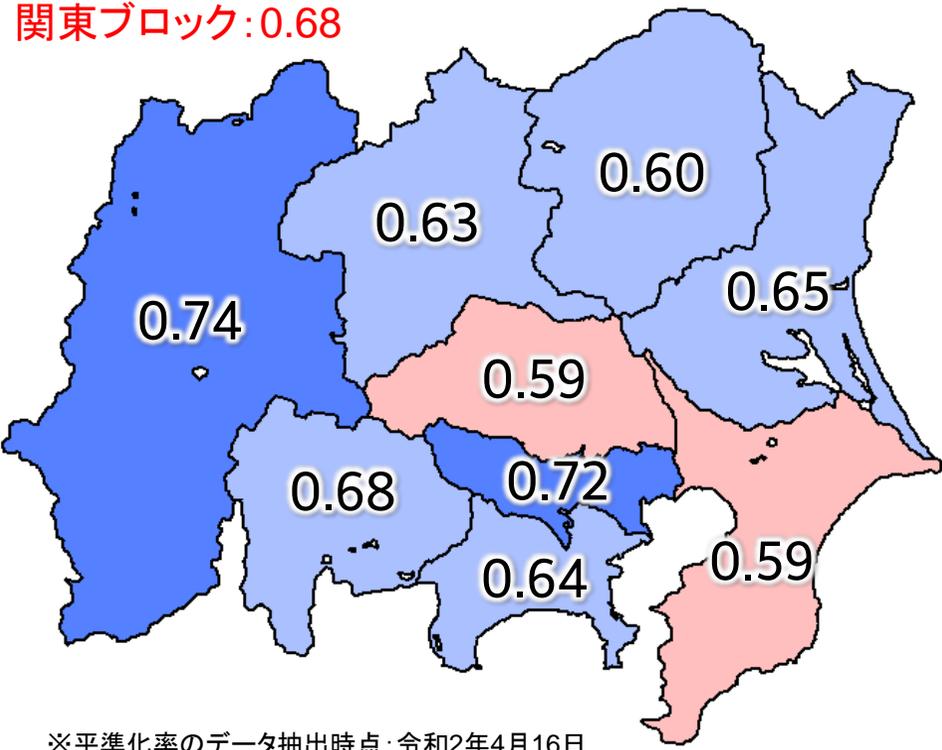
「一般財団法人日本建設情報総合センター」のコリンズに登録されたデータをもとに算出  
 対象: 契約金額500万円以上の工事  
 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出  
 ※ブロック単位は国、特殊法人等の発注機関を含めて算出

凡例	
平準化率0.6未満	赤色
平準化率0.6～0.7	淡青色
平準化率0.7～0.8	青色
平準化率0.8以上	濃青色

### 基準値(令和元年度)

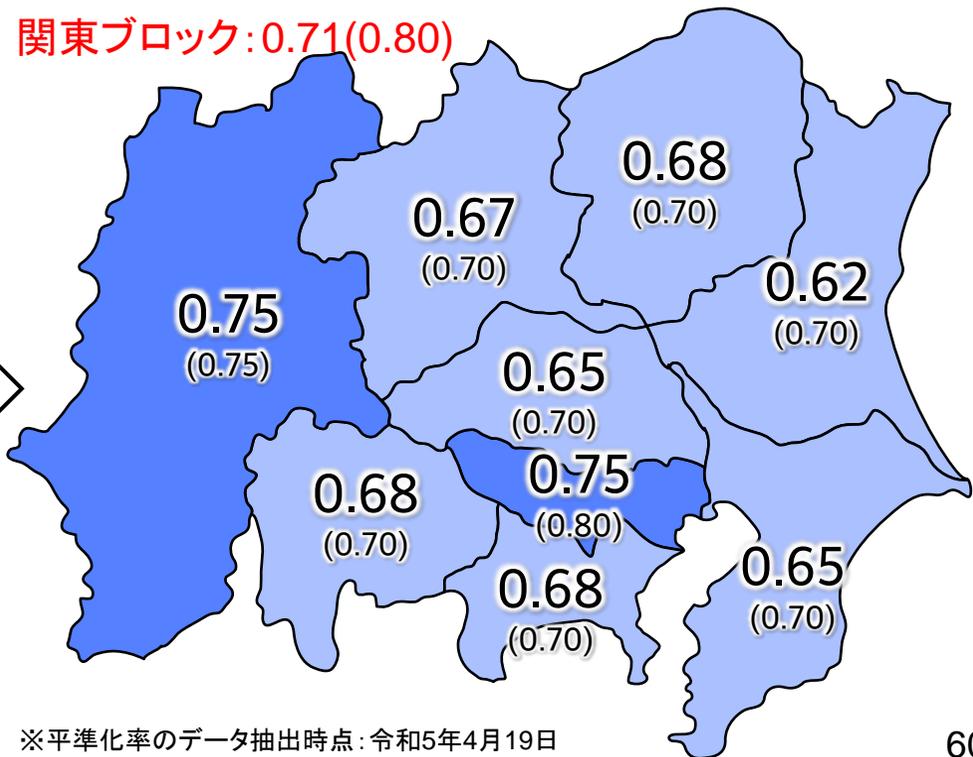
関東ブロック: 0.68



### 実績値(令和4年度)

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック: 0.71(0.80)



※平準化率のデータ抽出時点: 令和2年4月16日

※平準化率のデータ抽出時点: 令和5年4月19日

# 【参考】全国統一指標の令和4年度調査結果について【都県域】

## 週休2日対象工事の実施状況

凡例	
週休2日対象工事率0.5未満	赤色
週休2日対象工事率0.5～0.8	薄青色
週休2日対象工事率0.8～1.0	青色
週休2日対象工事率1.0	濃青色

週休2日対象工事の実施状況 =  $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$

週休2日公告対象件数: 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。  
R3年度より、分母の定義の見直しを行った。  
(R2年度までは全工事件数が分母)

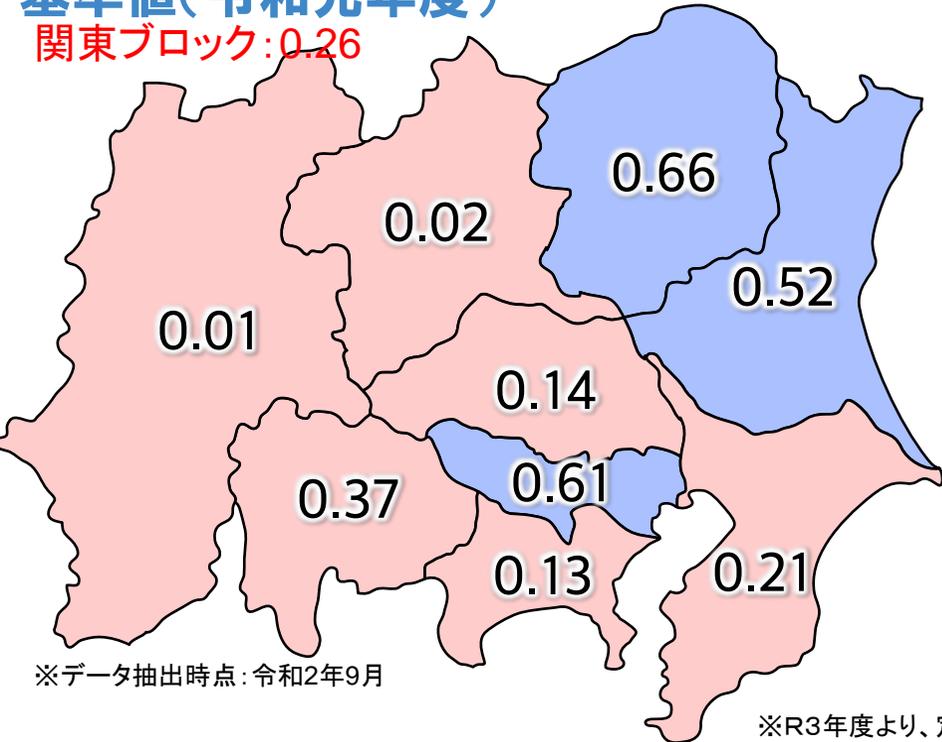
週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間: 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出  
※ブロック単位は国、特殊法人等の発注機関を含めて算出

## 基準値(令和元年度)

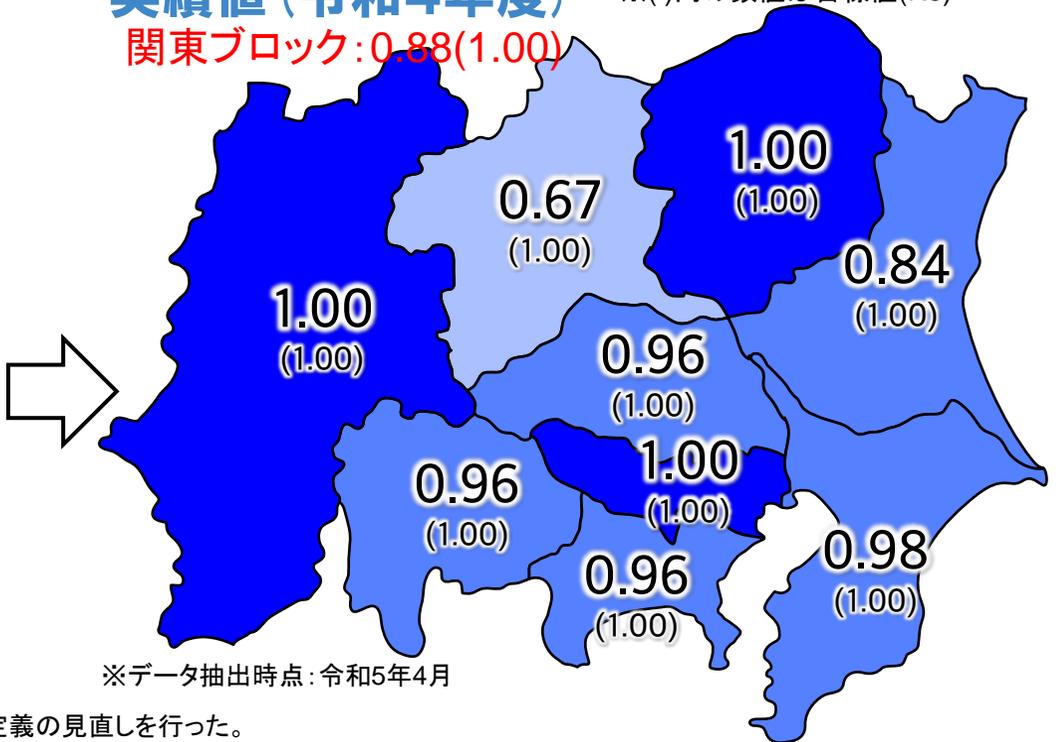
関東ブロック: 0.26



## 実績値(令和4年度)

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック: 0.88(1.00)



※R3年度より、定義の見直しを行った。

# 【参考】全国統一指標の令和4年度調査結果について【都県域】

## 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【工事】 （ダンピング対策）

凡例	
設定率0.8未満	赤色
設定率0.8～0.9	薄青色
設定率0.9～1.0	青色
設定率1.0	濃青色

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の工事発注件数）}}$$

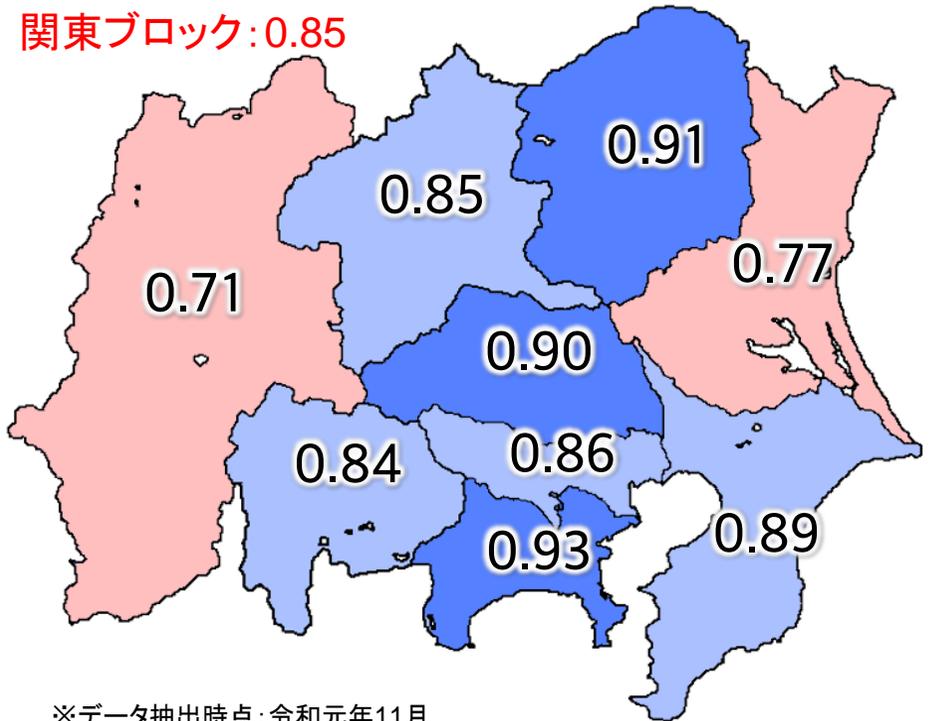
**R2年度まで**：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データをもとに算出  
**R3年度以降**：アンケート調査結果をもとに算出

**対象**：平成30年度：予定価格（設計書金額を含む）が250万円を超える工事（随意契約を除く）  
 令和元年度以降：予定価格（設計書金額を含む）について、都県、政令市については250万円を超える工事、市区町村については130万円を超える工事（随意契約を除く）

※都県域単位：各都県管内の都県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出  
 ※ブロック単位は都県政令市、市区町村の発注機関で算出

## 基準値（平成30年度）

関東ブロック：0.85

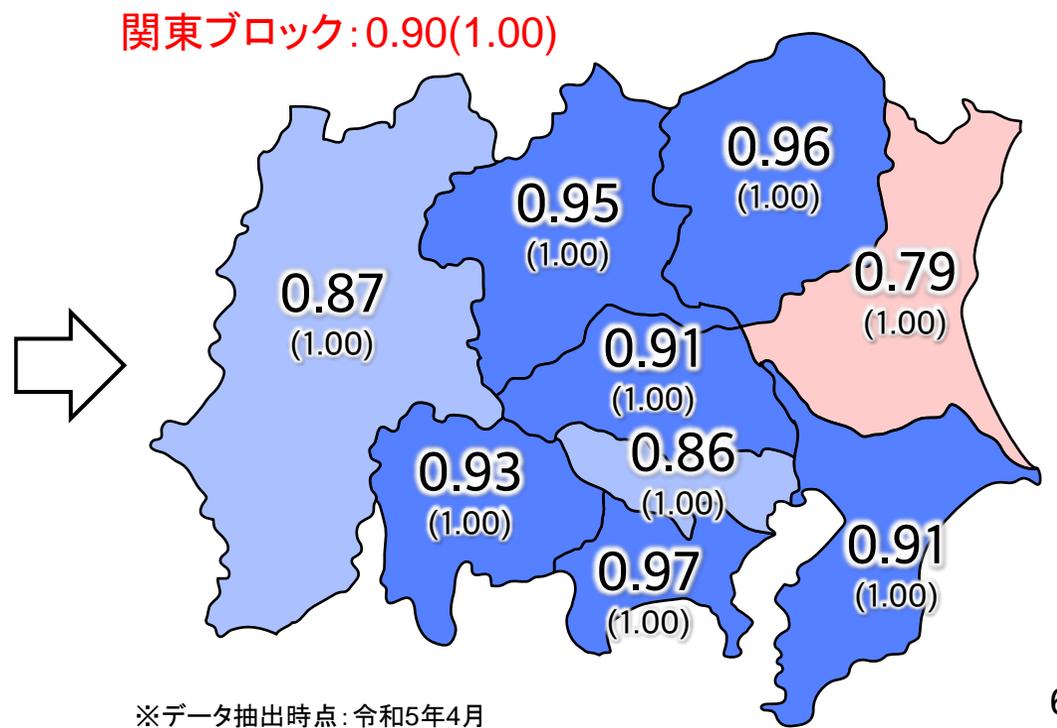


※データ抽出時点：令和元年11月

## 実績値（令和4年度）

※( )内の数値は目標値(R6)

関東ブロック：0.90(1.00)



※データ抽出時点：令和5年4月

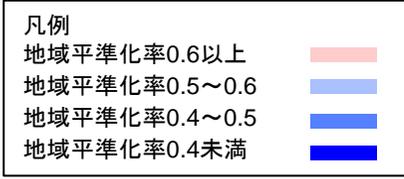
# 【参考】全国統一指標の令和4年度調査結果について【都県域】

## 地域平準化率【業務】 (第4四半期履行期限設定割合)

地域平準化率(件数) =  $\frac{\text{(第4四半期[1~3月])に完了する業務件数}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$

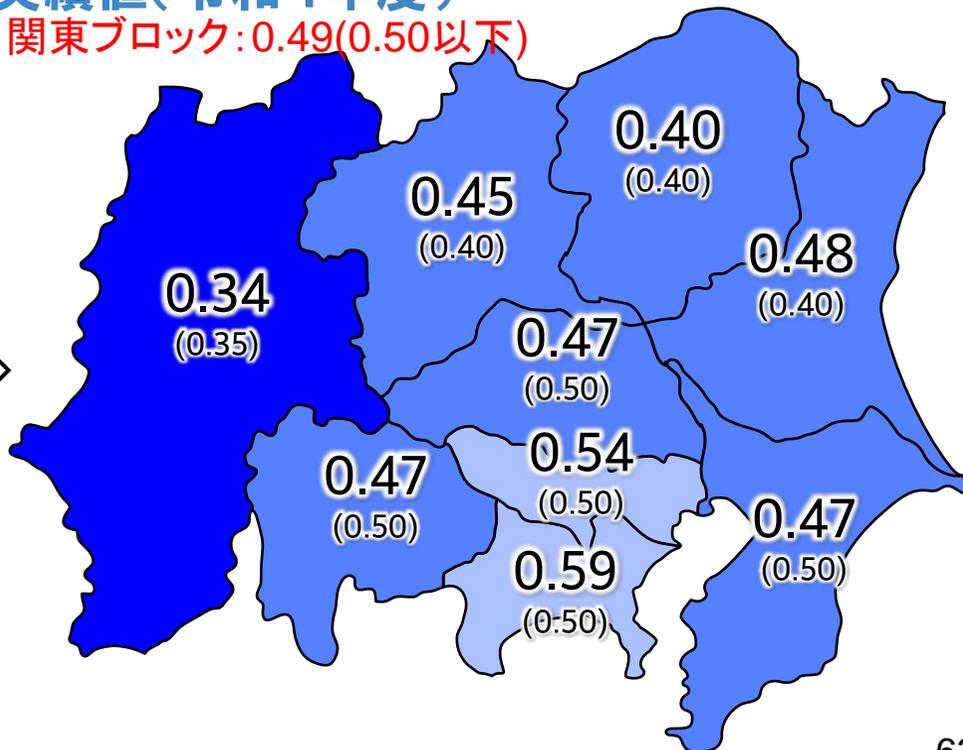
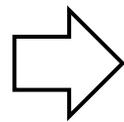
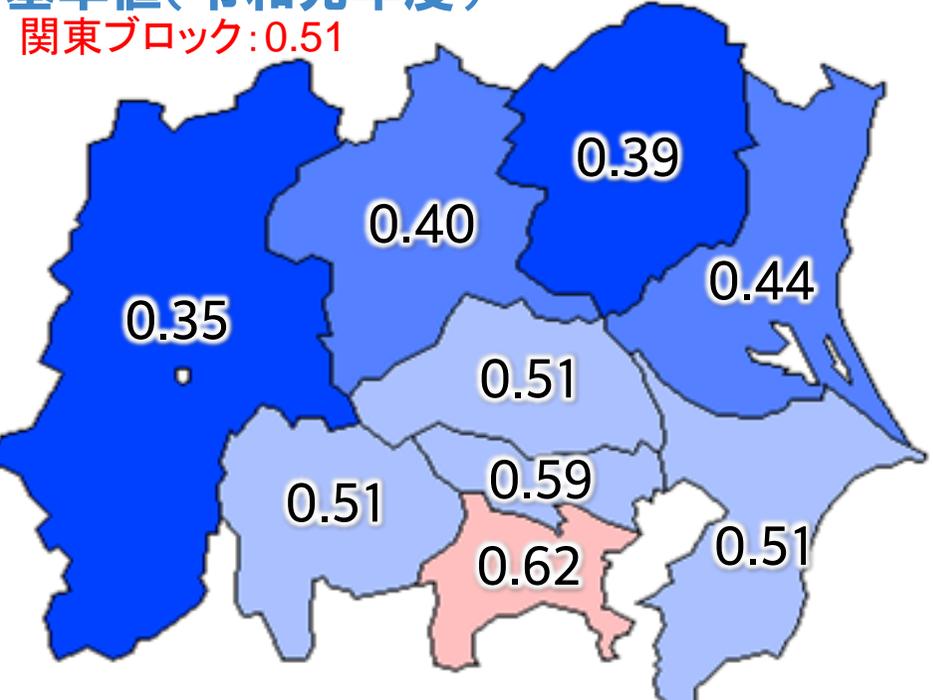
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスおよび「農林水産省関東農政局土地改良技術事務所」の農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータをもとに算出  
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータをもとに算出

対象: 契約金額100万円以上の業務  
 稼働件数: 当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)  
 ※都県域単位: 各都県管内の都県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出  
 ※ブロック単位は国、特殊法人等の発注機関を含めて算出



## 基準値(令和元年度) 関東ブロック: 0.51

## 実績値(令和4年度) ※()内の数値は目標値(R6) 関東ブロック: 0.49(0.50以下)



※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点: 令和2年5月1日  
 ※営繕業務 データ抽出時点: 令和2年6月23日

# 【参考】全国統一指標の令和4年度調査結果について【都県域】

## 低入札価格調査基準又は最低制限価格の 設定状況【業務】 (ダンピング対策)

凡例	
設定率0.8未満	赤色
設定率0.8~0.9	薄青色
設定率0.9~1.0	青色
設定率1.0	濃青色

$$\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務数)}}$$

R2年度まで:「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」データをもとに算出

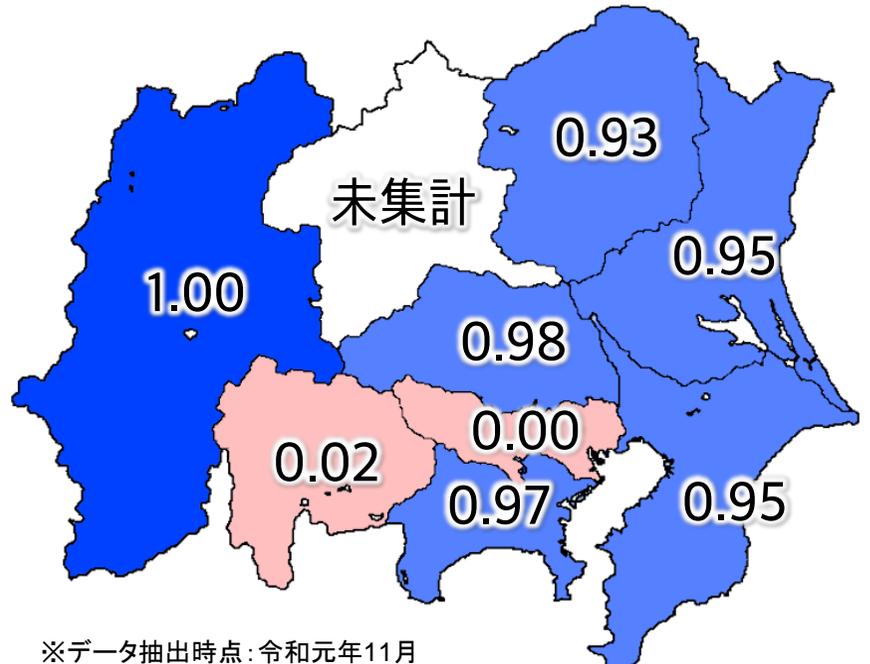
R3年度以降:アンケート調査結果をもとに算出

対象:契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)

※都県域単位:各都県管内の都県、政令市発注の全ての業務を足し合わせて算出

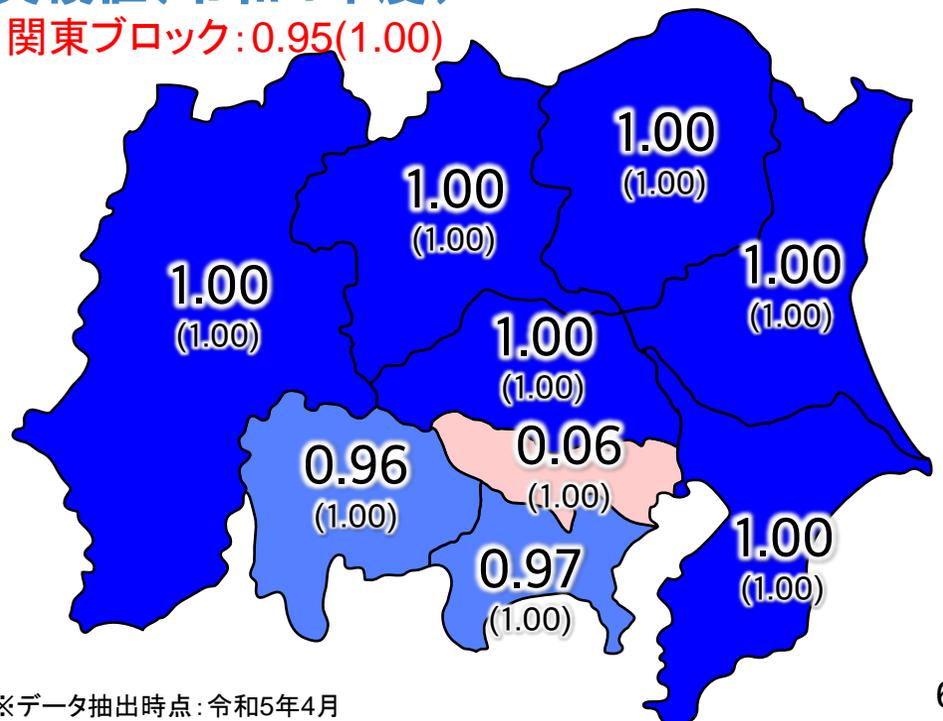
※ブロック単位は都県政令市の発注機関で算出

## 基準値(平成30年度) 関東ブロック:0.75



※データ抽出時点:令和元年11月

## 実績値(令和4年度) ※()内の数値は目標値(R6) 関東ブロック:0.95(1.00)



※データ抽出時点:令和5年4月

# 罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

## 直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
  - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
  - ・工期設定の指針等を見直し
  - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
  - ・新たな経費補正措置の立案を検討
  - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点  
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（宮繕工事、港湾・空港除く）  
 ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

## 民間発注者 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・ 適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- ・ 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ

### <会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・ 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
  - ・ 労働基準監督署での説明会で働きかけ
- ※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

### <モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携

- ・ 調査対象：発注者・元請業者

## 建設業団体 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・ 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・ 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

## 地方公共団体 直接的な働きかけ

### 週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・ 各都道府県・市区町村との会議の場において 各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・ 市町村議会に対する働きかけ

## 一般国民 周知活動による働きかけ

### 【厚労省と連携】PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

- 【動画掲載先】
- はたらきかたススム特設サイト  
URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>
  - 厚生労働省YouTube  
URL(30秒): <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>  
URL(3分20秒): [https://www.youtube.com/watch?v=H\\_7\\_PLvJuNU](https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU)
- 働き方改革推進に係る広報ポスター→



令和6年4月から建設業への適用される罰則付き時間外労働規制に向けて、令和5年度は国土交通省は厚生労働省との連携をさらに強化し、建設業界がしっかりと適用時期を迎えられるよう、主に以下の取組を実施。

## 厚生労働省の取組みに国土交通省が参画

### ①建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、第1四半期より、都県単位で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 構成員：労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体が参画

【各地の開催状況】

東京	5月30日	栃木	6月15日	埼玉	6月27日
神奈川	6月6日	群馬	6月15日	千葉	6月27日
山梨	6月8日	茨城	6月21日	長野	7月24日

### ②建設業に対する労働時間等説明会

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 地方整備局から建設業における働き方改革の推進や、適正な工期設定に関する資料配布を実施

## 国土交通省の取組みに厚生労働省が参画

### ③モニタリング調査

- 令和5年度は、工期・労働時間について主に確認を行うモニタリング調査を実施
- 国土交通省職員と共に、労働基準監督署職員が調査に同行

- 東京労働局では、7月中旬より、建設事業者向けに働き方改革関連法説明会を開催
- 関東地方整備局は、工期に関する基準のリーフレットを参加者へ配布し、参加可能な会場において説明を実施
- 他県労働基準監督署においても、順次説明会が開催される予定
- 日程が決まり次第、各労働局のホームページなどお知らせの予定

## 東京労働局・労働基準監督署の説明会ご案内のチラシ

**厚生労働省** Ministry of Health, Labour and Welfare **東京労働局・労働基準監督署**

時間外労働の上限規制が、令和6年4月から建設事業者にも適用されます。対応に向けた取り組みをお願いします。

**建設事業者** のための **働き方改革関連法説明会** (7~10月実施)

労働基準監督官が、わかりやすく説明します！

所要時間：1時間~2時間程 (会場によって異なります)

**参加費無料**

オンライン開催なので、どこからでも参加可能です

<b>中央監督署</b> 7/27 (木) オンライン開催 Microsoft Teams 使用	<b>渋谷監督署</b> 8/22 (火) オンライン開催 Microsoft Teams 使用	<b>足立監督署</b> 8/29 (水) オンライン開催 Microsoft Teams 使用
<b>亀戸監督署</b> ①7/12 (水) ②8/28 (月) ③9/28 (火) [会場] 亀戸署会議室	<b>三田監督署</b> ①7/21 (金) ②8/8 (火) [会場] 三田署会議室	<b>大田監督署</b> ①7/21 (金) ②8/29 (火) [会場] 大田署会議室
<b>立川監督署</b> 7/26 (水) [会場] 立川署会議室	<b>王子監督署</b> ①7/28 (水) ②8/2 (水) [会場] 王子署会議室	<b>江戸川監督署</b> 7/26 (水) [会場] 江戸川署会議室
<b>八王子監督署</b> ①7/28 (金) ②8/25 (金) ③9/22 (金) [会場] 八王子署会議室	<b>品川監督署</b> ①8/7 (月) ②10/18 (金) [会場] 品川署会議室	<b>新宿監督署</b> ①7/27 (木) ②8/29 (火) ③9/28 (火) [会場] 三鷹署会議室
<b>青梅監督署</b> ①8/23 (水) ②9/21 (木) [会場] 青梅署会議室	<b>町田支署</b> 8/15 (火) [会場] 町田支署会議室	<b>新宿監督署</b> 8/23 (水) [会場] 新宿署会議室
		<b>向島監督署</b> 8/23 (水) [会場] 向島署会議室
		<b>池袋監督署</b> 8/23 (水) [会場] 池袋署会議室
		<b>上野監督署</b> 10/18 (水) [会場] 上野署会議室

進めよう！  
クンゼツの  
働き方改革  
2024

## 各労働基準監督署連絡先

中央労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-5803-7381
上野労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-6872-1230
三田労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3452-5473
品川労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3443-5742
大田労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3732-0174
渋谷労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3780-6527
新宿労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3361-3949
池袋労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3971-1257
王子労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-6679-0183
足立労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3882-1188
向島労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-5630-1031
亀戸労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-3637-8130
江戸川労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：03-6681-8212
八王子労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：042-680-8752
立川労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：042-523-4472
青梅労働基準監督署	連絡先 監督係	電話：0428-28-0058
三鷹労働基準監督署	連絡先 方面係	電話：0422-67-0651
八王子労働基準監督署町田支署	連絡先 監督係	電話：042-718-8610

- 説明内容
- ✓ 時間外労働の上限規制への対応方法 など
- ※説明会によって説明内容に多少変更がございます。

※ 実施日、会場などは変更することがあります。参加方法など、詳細は裏面連絡先の各労働基準監督署までお問い合わせください。

Web方式による開催については、労働局の受付サイトで参加を受け付けています。「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」検索して直接お申し込みください。

※説明会の概ね1か月前から登録可能です。

# 令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

資料2-2

## 「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

### ■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

### ■適用

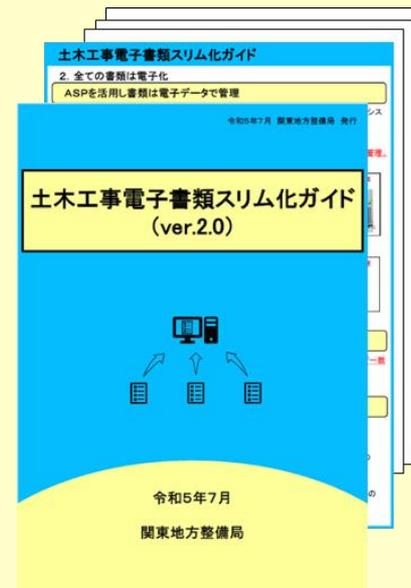
- ・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

### ■バージョンアップのポイント

- ✓ アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓ 発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

### ■主なバージョンアップ箇所

- ✓ 施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓ 設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✓ 臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓ 工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓ オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載



※現在、一部の受注者あてにスリム化ガイドに関するアンケート調査を実施しており、調査結果を踏まえてスリム化ガイドのバージョンアップを行う予定です。

# 国・埼玉県の工事書類統一化の考え方

## 【工事書類統一化の考え方】

- ・ **受注者で記載が必要な内容の統一化**を行うものとし、**様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない**。
- ・ **埼玉県で様式を定めていないもの(任意様式)は、国様式でも提出可**であることから統一化済みとみなす。

**国様式**

様式-9

**工事打合せ簿**

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
工事名					
(内容)					
添付図 業、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。			
		<input type="checkbox"/> その他 [ ]			
		年月日:			
回答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。			
		<input type="checkbox"/> その他 [ ]			
		年月日:			

総括監督員	主任監督員	監督員	

現場代理人	主任(監理)技術者

**埼玉県様式**

様式番号、様式名の統一はしない

(土木工事共通仕様書 1-1-1-2 関係、土木工事監督要綱第16条関係)  
様式1号

**工事記録**

令和 年 月 日

**記載が必要な内容を統一化する**

工事名					
工事場所					
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 ( ) <input type="checkbox"/> 受注者 ( )				
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
回答予定日 ( 令和 年 月 日 )   概算変更増減額 (                  円 )					
回答者	<input type="checkbox"/> 発注者 ( ) <input type="checkbox"/> 受注者 ( )				
処理・回答事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
回答日 ( 令和 年 月 日 )   概算変更増減額 (                  円 )					

※回答予定日は、工事の進捗や協議に対する検討期間を踏まえ、受発注者間で協議して設定する。  
 ※概算変更増減額は、原則として請負額ベースで記載する。  
 ※概算変更増減額は、参考額であり契約変更額を拘束するものではない。

総括監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

**決裁欄の統一はしない**

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

**統一化の対象書類: 26書類**  
**統一化の完了書類: 24書類(92%)**

様式-1	様式-2	様式-3	様式-4	様式-5	様式-6	様式-7	様式-9	様式-10	様式-11	様式-12	様式-13	様式-14	様式-15	様式-16	様式-17	様式-18	様式-19
現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	請負代金内訳書	工程表、変更工程表	建設業退職金共済制度の掛金収納書	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)、請求内訳書(部分払、国債部分払、指定部分払)	VE提案書(契約後VE時)	品質証明員通知書	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	材料確認書	段階確認書	確認・立会依頼書	工事事故速報	工事履行報告書	認定請求書	指定部分完成通知書	指定部分引渡書	工事出来高内訳書	請負工事既済部分検査請求書
△	○	○	△	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○

様式-21	様式-22	様式-23	様式-24	様式-25	様式-26	様式-27	様式-28	様式-29	様式-30	様式-31	様式-32	様式-33	様式-34
修補完了届	部分使用承諾書	工期延期届	支給品受領書	支給品精算書	建設機械使用実績報告書	建設機械借用・返納書	現場発生品調査	完成通知書	引渡書	出来形管理図表	品質管理図表	品質証明書	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○

**【凡例】**

○:統一化完了(R6.3)

△:統一化に向け引き続き調整

-:県では作成義務無し

} 26書類

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## 様式-1 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書 △

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-1

### 現場代理人等通知書

年月日:

(発注者) 殿

(受注者)

年月日 付けをもって請負契約を締結した 工事に

ついて工事請負工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は  
監理技術者氏名※

監理技術者補佐

専門技術者氏名

※「資格者証(写し)」を添付する。

引き続き調整

(標準請負契約款第10条関係)  
様式4号(土木)

### 現場代理人等通知書

令和 年 月 日

(あて先)

発注者

住所

受注者

氏名

下記工事の現場代理人等を定めましたので埼玉県建設工事標準請負契約款第10条第1項の規定により経歴書を添えて通知します。

記

工事名			
工事場所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
請負代金額			
技術者分類	技術者氏名	技術者従事期間 (西暦) ※2	備考
現場代理人	フリガナ	年 月 日 ~ 年 月 日	
主任技術者 [専任・非専任] 監理技術者 (特例監理技術者を含む) ※1	フリガナ <b>県独自の 確認項目あり</b>	年 月 日 ~ 年 月 日	

建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を委任すること。なお、請負代金額が4,000万円(標準一次工事は8,000万円)以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を、下請代金の額の総額が4,500万円(標準一次工事は9,000万円)以上となる場合、主任技術者には「監理技術者」を委任すること。  
※1) 主任技術者又は監理技術者に○を付けること。専任又は非専任に○を付けること。  
※2) 技術者従事期間が工期と異なる場合は記入すること。  
注) 「監理技術者補佐を配置」、「専門技術者を配置」又は「技術者を複数配置」する場合は記入欄を追加すること。  
建設業法第26条の2に該当する「専門技術者」を要する工事の場合は、備考欄に技術者を置いて施工する建設業法上の区分を記入すること。  
技術者を複数配置する場合は、備考欄に個々の技術者の職務分担を記載し発注者に説明すること。

【発注者確認欄】 ※以下、受注者は記入しないでください。

令和 年 月 日

○発注者の技術者専任等確認結果 (請負代金額500万円以上の工事で実施)

- 1 疑義がなかったため、受注者に工事実績情報システム(CORINS)の登録を指示します。
- 2 技術者に関して以下の項目について疑義が生じたので、状況を報告します。
  - i) 直接的雇用 ii) 従事中工事 iii) 技術者要件 iv) 恒常的雇用 v) 専任技術者 vi) 技術者講習

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－1 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書 △

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－1 (2)

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

現 住 所

生 年 月 日

\*最 終 学 歴

資格及び資格番号

\*職 歴

\*工 事 経 歴

---

\*は、必要により記載する。

引き続き調整

(標準請負契約款第10条関係)  
様式5号(土木)

経 歴 書

氏 名		生年月日 (西 暦)	年 月 日
所属業者 (※1)		入社年月日 (西 暦)	年 月 日
資 格 (※2)		監理技術者 資格証番号 (所有者は記入)	
最終学歴 (※3)			
実務経験 (※4)	実務経験の内容(工事名)	請負代金額 (千 円)	実務経験 年数(西暦)
			年 月～年 月
	合計		年 月
工事に関し、上記の実績を有することに相違ないことを証明します。 年 月 日 証明者			
現在従事 している 工事	工 事 名	請負代金額 (千 円)	発注者 職 名

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日  
氏名

**【記入要領、添付書類】**

(※1) 専任の主任技術者及び監理技術者においては、請負建設業者との相違的(3ヶ月以上)雇用関係が必要となる。

(※2) 技術者(主任技術者・専門技術者)の要件が**建設業法第7条第2号ハ【資格等】**に該当する場合は、要件を満たす資格を記載し、**資格を証明する写し**を添付すること。  
 技術者(監理技術者)の要件が**建設業法第16条第2号イ、ロ及びハ**に該当する場合は、要件を満たす監理技術者証の業種及び資格者証交付番号を記載し、**監理技術者資格証(既開票)及び監理技術者資格者証交付書の写し**を、それぞれ添付すること。

(※3) 技術者(主任技術者・専門技術者)の要件が**建設業法第7条第2号イ、ロ【学歴、実務経験】**に該当する場合は、**要件を満たす学歴、実務経験を記載**すること。**建設業法第7条第2号ハ【資格等】**に該当する場合は記載不要。なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。

(※4) 請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事については8,000万円以上)の工事については、営業所の専任技術者と兼務をしていないものの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の**専任技術者監理書の写し**等を添付すること。

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－1 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書 △

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

年月日:

(発注者) 殿  
(受注者)

現場代理人等変更通知書

工事名

年 月 日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記  
のとおり変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

※「資格者証(写し)」を添付する。

(注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式－1に準ずる。

2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する

- ・現場代理人
- ・主任技術者
- ・監理技術者
- ・監理技術者補佐
- ・専門技術者

引き続き調整



現場代理人等通知書の  
様式を流用





# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－４ 建設業退職金共済制度の掛金収納書 △

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－４ **掛金収納書(電子申請方式)**  
(共済契約者が免状者へ)

共済契約者番号	[Redacted]									
共済契約者名 (個人または事業主氏名)	[Redacted]									
JVの場合は 共同企業体名	[Redacted]									
掛金収納書番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)										
[Redacted]										
収納年月日	[Redacted]									
退職金ポイント購入額										
単価	購入日数		購入額							
310円 (中小企業用)	日		円							
310円 (大企業用)	日		円							
合計	日		円							
工事情報										
工事の区分	会社名									
会社	元請契約の工事番号および工事名									
業種										
その他										
総工事費			円		当該工事の退職金ポイント購入の考え方					
[Redacted]										

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。  
 控除記録には使用できません。  
 また、公共工事を受け負った場合には、発注要件等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

**(参考)**  
**建設キャリアアップシステム登録情報**  
 本工事を施工する下請負人を含めた建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無)  
 元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID [Redacted]  
 本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 (有) (無)  
 本現場の建設キャリアアップシステム現場ID [Redacted]  
 本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有) (無)

作成義務無しのため  
統一化対象外

作成義務無しのため  
統一化対象外



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－４ 建設業退職金共済制度の掛金収納書 △

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

引き続き調整



様式-4

発注者 様

工事書号および工事名

建設キャリアアップシステム取場ID

発注者(元請)

住所

名称

共済契約者数等

建設キャリアアップシステム事業者ID

共済証紙購入額

掛金収納書提出用台紙

掛金収納書を貼る(発注者から発注者用)

当該工事における共済証紙購入の考え方(該当する□に✓をチェックして下さい)

□1. 発注者の指示のとおり

□2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

対象労働者数 × 就労日数 × 掛金率 = 掛金額

□3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

対象労働者数 × 購入率 × 掛金率 = 掛金額

□4. その他

購入額の概算を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

引き続き調整

(土木工事共通仕様書 1-1-1-47関係)  
様式 6号

年 月 日

様

住所

受注者 氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工事名	契約年月日	年	月	日	請負金額	円
共済証紙購入の考え方から 了た参考額	土木一式工事	×	_____	×	対象工事における労働者の繰上金制度加入率 (%)	円
	請負金額	1,000	×	70%		
その他工事	×	_____	×	対象工事における労働者の繰上金制度加入率 (%)	円	
	請負金額	1,000	×	70%		
共済証紙購入額					円	

(掛金収納書の貼付がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由)

掛金収納書(発注官庁用)貼付欄

のりしろ

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式-5 請求書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-5 (1)

年月日:

請求書 ( )

支出官又は資金前渡官吏 (官職氏名)  
殿

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額 ¥ .....

ただし、次の工事の( )として

工事名

契約日

契約金額 ¥

振込希望金融機関名 ○銀行 ○金庫 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式



- (注) 1. ( )には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。  
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書(部分払の場合又は国債部分払の場合)を添付すること。  
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書(指定部分払の場合)を添付すること。

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－6 VE提案書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者 氏 名	TEL FAX
契約締結日：		
VE提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－6 (1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式番号、様式名の統一はしない

(契約後VE方式仕様書第3条関係)  
様式1号 (土木)

年月日：

契約後VE提案書

(受注者) 殿

(発注者)

統一化済みであったため記載内容変更無し

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者 氏 名	TEL FAX
契約締結日：		
VE提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－6 (1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

(契約後VE方式仕様書第3条関係)  
様式1号 (土木)

年月日：

契約後VE提案書

(受注者) 殿

(発注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者 氏 名	TEL FAX
契約締結日：		
VE提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－6 (1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－6 VE提案書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－6 (2)

番号	項目内容
(1) 設計図書のとめる内容上、VE提案の内容の対比	
【現状】 _____ 略図等	【改善案】 _____ 略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)	
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)	
(5) その他	

統一化済みであったため記載内容変更無し

番号	項目内容
(1) 設計図書のとめる内容上、VE提案の内容の対比	
【現状】 _____ 略図等	【改善案】 _____ 略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)	
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)	
(5) その他	



番号	項目内容
(1) 設計図書のとめる内容上、VE提案の内容の対比	
【現状】 _____ 略図等	【改善案】 _____ 略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)	
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)	
(5) その他	



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－6 VE提案書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－6(4)

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

統一化済みであったため記載内容変更無し

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)



番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－7 品質証明員通知書 ー

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－7

品質証明員通知書

年月日:

(発注者) 殿

(受注者)

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した 工事の  
品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

生年月日

資格

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
計			

※「資格者証(写し)」を添付する。

作成義務無しのため  
統一化対象外



作成義務無しのため  
統一化対象外

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－9 工事打合せ簿 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－9

### 工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名 (内容)			
添付図 案、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		年月日:	
		年月日:	
	総括監督員 <input type="text"/>	主任監督員 <input type="text"/>	監督員 <input type="text"/>
	現場代理人 <input type="text"/>	主任(監理)技術者 <input type="text"/>	

様式番号、様式名の統一はしない

(土木工事共通仕様書 1-1-1-2 関係、土木工事監督要綱第16条関係)  
様式 1号

### 工事記録

記載内容の統一化

		令和 年 月 日	
工事名			
工事場所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 ( ) <input type="checkbox"/> 受注者 ( )		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
回答者		回答予定日 (令和 年 月 日)	概算変更増減額 ( 円 )
<input type="checkbox"/> 発注者 ( ) <input type="checkbox"/> 受注者 ( )			
処理・回答事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	回答日 (令和 年 月 日)	概算変更増減額 ( 円 )	
	総括監督員 <input type="text"/>	担当監督員 <input type="text"/>	現場代理人 <input type="text"/>
		主任(監理)技術者 <input type="text"/>	

発注者側で記載する項目のため削除しない。  
なお、国様式に記載欄は無いが、国工事でも概算変更増減額の記載は実施している。

決裁欄の統一はしない

(土木工事共通仕様書 1-1-1-2 関係、土木工事監督要綱第16条関係)  
様式 1号

### 工事記録

		令和 年 月 日	
工事名			
工事場所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 ( ) <input type="checkbox"/> 受注者 ( )		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
回答者		回答予定日 (令和 年 月 日)	概算変更増減額 ( 円 )
<input type="checkbox"/> 発注者 ( ) <input type="checkbox"/> 受注者 ( )			
処理・回答事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	回答日 (令和 年 月 日)	概算変更増減額 ( 円 )	
	総括監督員 <input type="text"/>	担当監督員 <input type="text"/>	現場代理人 <input type="text"/>
		主任(監理)技術者 <input type="text"/>	



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式-11 段階確認書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-11

### 段階確認書 施工予定表

年月日:

特記仕様書第 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

受発注者間で何度かやりとりが必要(報告)

工事名

受注者名:  
担当代理人名:

種別	細別	確認時期項目	施工予定時期	記事

県様式には記載無し

年月日:

### 通知書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

受発注者間で何度かやりとりが必要(通知)

監督職員名:

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

県様式には記載無し

年月日:

### 確認書

上記について、段階確認を実施し確認した。

受発注者間で何度かやりとりが必要(確認)

監督職員名:

県様式の方が簡素化されているため統一化済みとする

(土木工事共通仕様書 1-1-1-22関係)  
様式 4号

### 段階確認検査一覧表

番号	工種(細別)	予 定		実 施		確認者
		段階確認予定時期	確認事項	段階確認実施日	確認事項	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

施工計画書提出時に記入し提出  
段階確認実施後に適宜記入し提出

国様式には記載無し

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－12 確認・立会依頼書 ー

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－12  
確認・立会依頼書

主任 監督員	監督員	現場主任 (監理) 代理人 技術者

確認・立会事項

工事名 \_\_\_\_\_ 年月日: \_\_\_\_\_

下記について 確認・立会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希望日時		時

確認立会員		
実施日時		時
記 事		

国県で運用が異なるため  
統一化対象外

工事記録や電話、メールで  
対応



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－13 工事事故速報 ー

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－13

**事 故 速 報 (第 報)**

情報の通報者名 (受注者名、第三者名等) \_\_\_\_\_

年 月 日 時 分受出


発信者 \_\_\_\_\_ 受信者 \_\_\_\_\_

事故発生日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) 時 分 天候(温度)

事故発生場所 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

工期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで 契約区分 \_\_\_\_\_ 本 官 ・ 分 官

受注者名 \_\_\_\_\_

氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備 考(病院名等)

事故の概況

※事故の原因、経緯、処置等

備考

※関係機関(労働基準監督署、警察等)対応状況  
 ・被災者の装備、自然環境の状況(河川水位等)  
 ・下請負人等の商号又は名称  
 ・物的被害の場合は、規模、被害額等  
 ・連絡先等

国県で運用が異なるため  
統一化対象外

国のように速報ではなく  
最終報告書として提出

(土木工事共通仕様書1-1-1-35関係)  
様式5号

**工 事 事 故 報 告 書**

年月日:

(あて先) 発注者 \_\_\_\_\_

受注者名  
現場代理人 \_\_\_\_\_

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
事故の発生日時	
事故の発生場所	
事故発生の建物及び設備	
事故の状況等	

※ ①事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。  
 ②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で速次報告するものとする。



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－15 認定請求書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－15

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）  
殿

（受注者）

### 認 定 請 求 書

工事請負契約書第34条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日

工 事 名

工 期 自  
至

工 事 場 所

請 負 代 金 額 ￥

---

（注）国庫債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の  
出来高予定額を記入すること。  
【記載例】

（出来高予定額）	○○年度	￥	△△△
	}		}
	□□年度	￥	×××

様式番号の統一はしない

（標準請負契約約款第34条関係）  
様式12号（土木）

### 認 定 請 求 書

年月日：

（あて先）  
発注者

受注者名  
現場代理人

埼玉県建設工事標準請負契約約款第34条第3項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を  
請求します。

記

契 約 日

工 事 名

工 期 自  
至

工 事 場 所

請 負 代 金 額 ￥

---

（注）債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の  
出来高予定額を記入すること。  
【記載例】

（出来高予定額）	○○年度	￥	△△△
	}		}
	□□年度	￥	×××

（標準請負契約約款第35条関係）  
様式12号（土木）

### 認 定 請 求 書

令和 年 月 日

（あて先）  
発注者

受注者名  
現場代理人

埼玉県建設工事標準請負契約約款第35条第3項に基づき、下記工事の中間前  
金払の認定を請求します。

記

契 約 日 令和 年 月 日

工 事 名

工 期 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

工 事 場 所

請 負 代 金 額 金 円





# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－17 指定部分引渡書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－17

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）  
殿

（受注者）

### 指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を工事請負契約書第38条第1項に基づき引渡します。

工 事 名	
指 定 部 分	
全 体 工 期	自 至
指定部分に係る工期	自 至
請 負 代 金 額	¥
指定部分に係る請負代金額	¥
指定部分に係る検査年月日	

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式





# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－19 請負工事記載部分検査請求書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－19

年月日:

支出又は分任支出負担行為担当官(官職氏名) 殿

(受注者)

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。

記

工 事 名			
工 期	自		
	至		

様式番号、様式名の統一はしない

(標準請負契約約款第37条関係)  
様式14号(土木)

部分払検査請求書

年月日:

記載内容を変更し統一化

(あて先) 発注者

受注者名  
現場代理人

埼玉県建設工事標準請負約款第37条3項の規定により下記工事の部分払検査を請求します。

記

工 事 名			
工 期	自		
	至		
契約書記載の部分払の回数			回
今回請求回数	第		回

「請求回数」は必要のため残す

(標準請負契約約款第38条関係)  
様式14号(土木)

部分払検査請求書

令和 年 月 日

(あて先) 発注者

受注者名  
現場代理人

埼玉県建設工事標準請負約款第38条第2項の規定により下記工事の部分払検査を請求します。

記

工 事 名			
工 期	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで		
契約書記載の部分払の回数			回
今回請求回数	第		回

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－21 修補完了届 ー

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－21

年 月 日

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

### 修 補 完 了 届

年 月 日 の（ ）検査において、指示されました

修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名

契 約 額

工 事 場 所

契 約

年 月 日

期 限

年 月 日

完 了

年 月 日

修補、改造箇所及び補修内容

-----  
（注）本文（ ）内には検査種類を記入する。

作成義務無しのため  
統一化対象外



作成義務無しのため  
統一化対象外

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－22 部分使用承諾書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－22

年月日：

受信者：「受注者名」又は『支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）』  
殿

発信者：「支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）」又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項  
に基づき（協議・承諾）する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自 至
4. 使用者
5. その他

(注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。  
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「支出又は分任支出  
負担行為担当官（官職氏名）」として、発信者が作成する。  
3. 承諾の場合は、受信者を『支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏  
名）』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－23 工期延期届 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－23

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）  
殿

（受注者名）

### 工期延期届

工事請負契約書第21条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契 約 月 日	
工 期	自 至
延 長 工 期	自 至
理 由	

(注)

- 1 必要により下記書類を添付すること。
  - a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入）
  - b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄気象台等の証明等をうけること。
  - c 写真、図面等
- 2 理由は詳細に記入すること。

様式番号の統一はしない

(標準請負契約款第10条関係)  
様式7号(土木)

### 工期延期届

年月日：

(あて先)  
発注者

住所  
受注者  
氏名

埼玉県建設工事標準請負契約款第21条の規定による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契約年月日	
工 期	自 至
延 長 工 期	自 至
理 由	

(標準請負契約款第22条関係)  
様式7号(土木)

### 工期延期届

令和 年 月 日

(あて先)  
発注者

住所  
受注者  
氏名

埼玉県建設工事標準請負契約款第22条の規定による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
延長工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
理 由	

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－24 支給品受領書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－24

### 支給品受領書

物品又は分任物品管理官(官職氏名)  
殿

年月日:  
受注者(住所)

(氏名)  
(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を受領しました。

記

品目	規格	単位	数量			備考
			前回まで	今回	累計	

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－25 支給品精算書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－25

支 給 品 精 算 書

年月日:

物品又は分任物品管理官(官職氏名)  
殿

受注者(住所)

(氏名)  
(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を精算します。

記

工 事 名		規 格		単 位	数 量			備 考
					支給数量	使用数量	残数量	
※ 主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。 年月日: (官職氏名)						※物品管理簿登記	

(注) ※は主任監督員が記入する。

任意様式  
(国様式でも提出可)



任意様式

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－26 建設機械使用実績報告書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-26

建設機械使用実績報告書

平成 年 月 分 至 日

工事名  
建設機械の貸付契約年月日  
監督職員の認印

借受人(氏名)  
作成者(氏名)

建設機械名	建設機械番号	おもな作業内容	稼働状況		維持修理費	修理箇所等	備考
			運転日数	運転時間			
			日	時間	千円		
			日	時間	千円		
			日	時間	千円		
			日	時間	千円		
			日	時間	千円		
			日	時間	千円		

(注)  
1. おもな作業内容の欄は、貸付機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。  
2. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄を記入した作業の作業量を測定できるものに記入する。  
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。  
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－27 建設機械借用・返納書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－27

年月日:

物品又は分任物品管理官(官職氏名)  
殿

受注者 (住所)

(氏名)  
(現場代理人氏名)

建設機械借用・返納書

本工事における使用建設機械を機能現況確認の上、下記のとおり  借用  返納 しました。

工事名		付属品				引渡しを受けた場所	備考
建設機械名	型式	機械番号	名称	規格	数量		

引渡し立会者  
国土交通省 (官職氏名)  
借受人 (氏名)

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式





# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－29 完成通知書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－29

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）  
殿

（受注者）

### 完 成 通 知 書

下記工事は、年 月 日 をもって完成したので工事請負契約書  
第31条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名
2. 請負代金額 ￥
3. 契約年月日
4. 工 期 自 至

（注）本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

様式番号、様式名の統一はしない

（標準請負契約約款第31条関係）  
様式9号（土木）

### 工 事 完 成 通 知 書

記載内容を変更し統一化

年月日：

（あて先）  
発注者

受注者名  
現場代理人

下記工事は、年 月 日 をもって完成したので  
埼玉県建設工事標準請負契約約款第31条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名
2. 請負代金額 ￥
3. 契約年月日
4. 工 期 自 至

（注）本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

（標準請負契約約款第 32 条関係）

様式 9 号（土木）

### 工 事 完 成 通 知 書

令和 年 月 日

（あて先）  
発注者

受注者名  
現場代理人

下記工事は、令和 年 月 日 をもって完成したので埼玉県建設工事標準請負契約約款  
第 32 条第 1 項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名
2. 請負代金額 金 円
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 工 期 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

## ・様式－30 引渡書 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－30

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）  
殿

（受注者）

### 引 渡 書

下記工事を工事請負契約書第31条第4項に基づき引渡します。

1. 工事名
2. 請負代金額 ￥
3. 検査年月日

様式番号、様式名の統一はしない

（標準請負契約約款第31条関係）  
様式11号（土木）

### 工 事 目 的 物 引 渡 書

年月日：

記載内容を変更し統一化

（あて先）  
発注者

受注者名  
現場代理人

下記工事は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第31条第2項の規定による検査に合格したため、同条第4項に基づき引渡します。

1. 工事名
2. 請負代金額 ￥
3. 検査年月日

（標準請負契約約款第32条関係）  
様式11号（土木）

### 工 事 目 的 物 引 渡 書

令和 年 月 日

（あて先）  
発注者

受注者名

現場代理人

下記工事は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第32条第2項の規定による検査に合格したため、同条第4項に基づき引渡します。

記

1. 工 事 名
2. 請負代金額
3. 検査年月日

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式-31 出来形管理図表 ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-31 出来形管理図表

工種 \_\_\_\_\_

種別 \_\_\_\_\_ 測定者 \_\_\_\_\_

測点	測定項目												備考
	測定項目			測定項目			測定項目			測定項目			
設計値との差	規格値	計測値	差										
	平均値												
最大値													
最小値													
変動係数													
標準偏差													
標準誤差													

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式

様式-31-2 出来形適合判定記録表

工種 \_\_\_\_\_ 測点 \_\_\_\_\_

種別 \_\_\_\_\_ 適合判定結果 \_\_\_\_\_

測定項目	規格値	判定	測点	適合判定結果	
				合格	不合格
文部 標準偏差	平均値				
	最大値(%)				
	最小値(%)				
	変動係数				
	標準偏差				
法務 標準偏差	平均値				
	最大値(%)				
	最小値(%)				
	変動係数				
	標準偏差				

■ +100  
■ +50  
■ +20  
■ +5  
■ -5  
■ -20  
■ -50  
■ -80  
■ -100

欠測

任意様式  
(国様式でも提出可)

任意様式



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－33 品質証明書 ー

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-33

年月日： \_\_\_\_\_

品質証明書

工事名： \_\_\_\_\_

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所  
氏名

作成義務無しのため  
統一化対象外

作成義務無しのため  
統一化対象外



# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## 様式-34 創意工夫、社会性等に関する実施状況(説明資料) ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式-34(1)  
創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	項目	評価内容	受注者名	実施内容
□創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術力	□施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫</li> <li>・コンクリート二次製品等の代替材の適用</li> <li>・施工方法の工夫、施工環境の改善</li> <li>・仮設備計画の工夫</li> <li>・施工管理の工夫</li> <li>・ICT(情報通信技術)の活用 等</li> </ul>		
	□新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NETIS登録技術のうち、</li> <li>・「少実績優良技術」の活用</li> <li>・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用</li> <li>・「少実績優良技術」以外の新技術の活用</li> </ul>		
	□品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工、設備、電気の高品質上の工夫</li> <li>・コンクリートの材料、打設、養生の工夫</li> <li>・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫</li> <li>・配筋、溶接作業等の工夫 等</li> </ul>		
	□安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫</li> <li>・仮設備の工夫</li> <li>・作業環境の改善</li> <li>・交通事故防止の工夫</li> <li>・環境保全の工夫 等</li> </ul>		
□社会性等 地域社会や住民に 対する貢献	□地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境への配慮</li> <li>・現場環境の周辺地域との調和</li> <li>・地域住民とのコミュニケーション</li> <li>・災害時など地域への支援・行政などによる救援活 動への協力 等</li> </ul>		

様式番号の統一はしない

(土木工事成績評定要領第5条関係)  
様式1号(1)

記載内容を追加し  
統一化

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	項目	評価内容	受注者名	実施内容
□創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術力	□施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫</li> <li>・コンクリート二次製品等の代替材の適用</li> <li>・施工方法の工夫、施工環境の改善</li> <li>・仮設備計画の工夫</li> <li>・施工管理の工夫</li> <li>・ICT(情報通信技術)の活用 等</li> </ul>		
	□新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NETIS登録技術のうち、</li> <li>・「少実績優良技術」の活用</li> <li>・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用</li> <li>・「少実績優良技術」以外の新技術の活用</li> </ul>		
	□品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工、設備、電気の高品質上の工夫</li> <li>・コンクリートの材料、打設、養生の工夫</li> <li>・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫</li> <li>・配筋、溶接作業等の工夫 等</li> </ul>		
	□安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫</li> <li>・仮設備の工夫</li> <li>・作業環境の改善</li> <li>・交通事故防止の工夫</li> <li>・環境保全の工夫 等</li> </ul>		
□社会性等 地域社会や住民に 対する貢献	□地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境への配慮</li> <li>・現場環境の周辺地域との調和</li> <li>・地域住民とのコミュニケーション</li> <li>・災害時など地域への支援・行政などによる救援活 動への協力 等</li> </ul>		

様式なし

# 国・埼玉県で統一化が完了した様式

## ・様式－34 創意工夫、社会性等に関する実施状況(説明資料) ○

国様式

埼玉県様式  
(統一化後)

埼玉県様式  
(統一化前)

様式－34(2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	項目	評価内容
提案内容		
(説明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別表とする

様式番号の統一はしない

(土木工事成績評定要領第5条関係)  
様式1号(2)

統一化済みであったため  
記載内容変更無し

工事名	項目	評価内容
提案内容		
(説明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別表とする

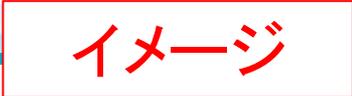
(土木工事成績評定要領第5条関係)  
様式1号(2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	項目	評価内容
提案内容		
(説明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別表とする





## 操作手順書【使用者用】

【Step1】「関東ブロック 工事書類の統一様式」(xlsx形式)を起動 ← 発注機関の様式を選択・抽出するためのマクロ入りファイル

### 関東ブロック 工事書類の統一様式 R6.41版

\* 関東地方整備局、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※統一様式に発行中の様式は、「統一様式に発行中」と記載しております。(令和6年度中に発行予定です)

①発注機関:

②様式の表示: **選択**

③様式の抽出: **シート保存(抽出)**

ドロップダウンリストより  
← 発注機関を選択

※「詳細」を選び「選択」を押すと詳細画面に戻ります

選択・抽出した発注機関の様式  
[Excelファイル(xlsx形式)]を使用し  
工事関係書類を作成

※抽出したファイルは、通常のExcelと同じように使用できます。

---

ご使用前に、以下の【使い方】と【注意事項】を確認ください

#### 【使い方】

- ①「■」のセル(または▼)をクリックして発注機関をリストから選ぶ
- ②「**選択**」をクリックすると、選択された発注機関の様式(シート)が表示される
- ③「**シート保存(抽出)**」をクリック
- ④保存する抽出ファイルに名前を付けて保存(※保存先も選択可能)
- ⑤本ファイルを開ける
- ⑥抽出ファイル(④で保存したファイル)を開く
- ⑦抽出ファイル(⑥で保存したファイル)の「基本情報」シートに「工事名」「当初契約日」「起工番号・工事番号等」を入力

#### 【注意事項】

- ・本ファイルでの**シート削除、追加、移動、複製は廃止**です
- ・本ファイルのシート名を変更することはできませんが、**シート名に「Sheet」または「sheet」の文字列を含まない**ようにしてください。
- ・このシート(発注機関選択)は**加工(行・列・セルの挿入や削除)しないで**ください
- ・選択する**発注機関のリストを変更(追加や削除)しないで**ください

(注意) 本ファイル(xlsx形式)について

- ・発注機関の「様式を選択・抽出」で使用します。
- ・工事関係書類の作成は、抽出したExcelファイル(xlsx形式)を使用してください。→【Step2】参照

①セル(または▼)をクリックすると発注機関のリストが表示される

②クリックするとドロップダウンリストで選択した発注機関の様式が表示される

※詳細は次ページ

③クリックすると表示された発注機関の様式が、別ファイル(Excelファイル)にて保存(抽出)される

### ⑦基本情報シート

**【基本情報入力】(黄色で着色されたセルに入力してください)**

工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
当 初 契 約 日	令和○年○月○日
起工番号・工事番号	○○○-○○○-○○○○○

◆着色セルに入力された内容が、様式の該当箇所に自動で反映されますので正確に記入願います。  
◆「当初契約日」は元号表記にて記入願います(例:令和○年○月○日)。ただし、発注者が西暦表記を認めている場合はこの限りではありません。  
◆工事名や工事番号等が長くなる場合は、様式により文字が見切れる場合がありますので、その際は適宜調整願います。

願って【注意事項】に示す操作等を実施した場合

- ◆保存せず再度ファイルを開くまたは
- ◆ダウンロードしなおす

【Step2】抽出したExcelファイル(xlsx形式)を使用し工事関係書類を作成 ←

- ・選択した発注機関の様式(シート)が、別ファイルとして「xlsx形式(マクロ削除、必要シートのみで構成)」で保存される。
- ・保存したExcelファイル(xlsx形式)を立ち上げ、**次ページに示す書式の調整**を行う。
- ・“基本情報”シートに工事名等を入力(⑦)し、工事関係書類を作成する。

# 国・埼玉県の工事書類様式作成ファイルを開発

イメージ

The screenshot displays a Microsoft Excel spreadsheet titled "工事関係書類の標準様式一覧" (Standard Template List for Construction Documents). The spreadsheet lists various document types (e.g., Notice to Site Agent, Request for Payment, etc.) and their corresponding template numbers. A red box highlights a preview window for "様式-1" (Template 1), which is the "Notice to Site Agent" form. The preview shows the form's layout, including fields for dates, names, and a table for project details. A red box also highlights the "様式-1" button in the bottom navigation bar, which is selected. Below the spreadsheet, two red boxes with text provide instructions: "①選択した発注機関に応じて様式が出力される" (The template is output according to the selected issuing agency) and "②更に、様式を選択すると当該発注機関の様式が表示される" (Furthermore, selecting a template displays the template for that issuing agency).

No.	書類名称	備考
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	
様式-2	請負代金内訳書	
様式-3	工程表、変更工程表	
様式-4	掛金収納書提出用台紙 ※電子申請を使用しない場合 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	様式-4-1 様式-4-2
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)、 請求内訳書(部分払、国債部分払、指定部分払)	
様式-6	V V提案書(契約後V時)	
様式-7	品質証明員通知書	
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	
様式-10	材料確認書	
様式-11	段階確認書	
様式-12	確認・立会依頼書	
様式-13	工事事故速報	
様式-14	工事履行報告書	
様式-15	認定請求書	
様式-16	指定部分完成通知書	
様式-17	指定部分引渡書	
様式-18	工事出来高内訳書	
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	
様式-21	修補完了届	
様式-22	部分使用承諾書	
様式-23	工期延期届	
様式-24	支給品受領書	
様式-25	支給品精算書	
様式-26	建設機械使用実績報告書	
様式-27	建設機械借用・返納書	
様式-28	現場養生品調書	
様式-29	完成通知書	
様式-30	引渡書	
様式-31	出来形管理図表	
様式-32	品質管理図表	
様式-33	品質証明書	
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	

# 工事現場環境改善実施要領

## 1. 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンスを推進しているが、これに加えて、計画的に工事を履行しつつ、非効率なやり方の工事現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

## 2. 対象工事

全ての工事(災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合及び港湾空港、営繕工事を除く)

## 3. 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するために、以下の取組を設定し、工事現場環境の改善を行う。

### 1) 標準項目

- ①依頼日・時間及び期限に関すること
- ②会議・打合せに関すること
- ③業務時間外の連絡に関すること

### 2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認の上、決定しても良い。

## 4. 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。  
工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。  
施工計画書に取組内容を記載すること。

## 5. 参考（取組例）

### ①依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

### ②会議・打合せに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)。  
・打合せはWEB 会議等の活用に努めること。

### ③業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等含む)。  
・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

工事監督におけるワンデーレスポンスについて（平成21年4月）

ワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)

工事監督におけるワンデーレスポンスについて

ワンデーレスポンス実施の手引き

平成21年4月

令和5年12月

関東地方整備局  
企画部 技術調査課

関東地方整備局  
企画部 技術管理課

## 第1編 目的

国土交通省直轄工事等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」（以下、「発注懇中間とりまとめ」という。）が報告されている。

この「発注懇中間とりまとめ」では、各種取組について具体化したものから順次実現させるとされており、小循環（個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み）を構築するための具体的な取組の項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスは、監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

### 1 意義と目的

#### （1） 問題解決の迅速化

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

#### （2） 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

## 第1編 目的

公共事業の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化した上で実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

また、工事及び業務等の発注、施工（履行）、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

ワンデーレスポンスは、監督職員、調査職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとし、工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

### 1 品質確保への取組強化

発注者の品質確保への取組強化として、工事及び業務の現場等において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、必要な対処について、発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事及び業務等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

### 2 工事及び業務の効率化

公共事業の受発注者に課せられた使命は、「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の工事及び業務の現場等において、受発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保した上で、受発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事及び業務を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

## 第2編 実施方法

### 1 ワンデーレスポンスの実施方法

ワンデーレスポンスとは

発注者は、受注者からの協議等に対する指示、通知は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。

ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答をその日のうちに行うことである。

ア 受注者からの協議等に対する回答（回答日の通知も含む）は、基本的に「その日のうち」に実施するものとする。

イ 「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。

ウ 主任監督員または監督員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

エ 主任監督員または監督員で措置できない内容の場合は、事務所等発注担当課に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。

カ 通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。

キ 回答及び回答日の通知は、原則、書面により行うものとする。

ク 「その日のうち」の回答が主任監督員及び監督員の不在などにより困難な場合は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答日を通知することも可とする。なお、後日、書面により回答日を通知するものとする。

### 2 実施における留意点

ア ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

#### ①受注者

・施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。

・受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員に報告するものとする。

#### ②発注者

### 第2編 実施における対象工事及び業務の範囲

ワンデーレスポンスの取組を、全ての工事及び測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。

### 第3編 実施方法

基本は「即日対応」とする。

1) 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。

ワンデーレスポンスは、全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。

2) 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、通知すること。

なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。

3) 通知した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を通知する。

4) 回答に重要な判断が必要となる場合は、事務所内の統一見解の確認や本局に相談するなど、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められることには変わらない。

5) 「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和5年3月改定）に基づき、ASP（情報共有システム）を活用するなどしてワンデーレスポンスの取組を推進し、受発注者間の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。

6) ASP（情報共有システム）の活用の他、工事及び業務等の執行の効率化を図るため、受注者の意向を確認した上で、遠隔臨場やWEB会議等の活用について、積極的に取り組む。

7) 受注者からの確かな状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

工事監督におけるワンデーレスポンスについて（平成21年4月）	ワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)
<p>・工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。</p> <p>イ ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。</p> <p>3 対象工事の取扱い</p> <p>平成21年4月1日以降に入札公告を行う工事については、特記仕様書に以下の内容を記載し、ワンデーレスポンス対象工事であることを明確にすること。</p> <p>また、平成21年3月31日以前に入札公告又は契約を行った工事については、打合せ記録簿により請負者に対してワンデーレスポンス対象工事である旨を速やかに通知すること</p> <div data-bbox="210 688 1380 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(特記仕様書 記載例)</p> <p>第〇条 ワンデーレスポンス</p> <p>1 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。</p> <p>2 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。</p> <p>3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。</p> </div>	<p><b>第4編 実施における留意点</b></p> <p>ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工及び業務履行の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事及び業務等の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。</p> <p><b>ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等の迅速な提出を求めるため、以下の1及び2について留意すること。</b></p> <p><b>1 工事については、特記仕様書に次の文を記載すること。</b></p> <div data-bbox="1567 520 2736 1285" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(特記仕様書 記載例)</p> <p>第〇条</p> <p>1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。</p> <p>・「ワンデーレスポンス」とは</p> <p>受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知を等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。</p> <p>3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、<b>差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</b></p> <p>4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html</a> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。</p> <p>5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。</p> </div> <p><b>2 測量業務、地質調査業務及び土木関係建設コンサルタント業務については、共通仕様書(案)の「第●条 打合せ等」に明記された事項に留意すること。</b></p> <div data-bbox="1567 1417 2736 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(測量業務共通仕様書(案)より抜粋)</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。</p> <p>なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> </div>

# 建設業における2024年問題に関する取組について

長野県 建設部 技術管理室

資料 2 - 6

## 1 長野県の取組について

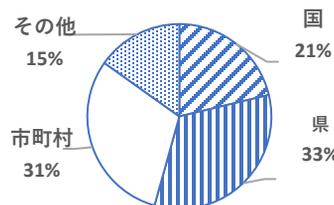
分類	主な取組内容
適正工期の確保	○債務負担行為等の様々な取組で「平準化率」は全国トップレベル
<b>週休2日工事の実施</b>	○全案件原則「発注者指定型」(R5.10.1～) ○ <b>市町村</b> への導入促進
現場の生産性向上	○ICTの活用(小規模工種へ拡大) ○遠隔臨場の活用(調査業務へ拡大) ○BIM/CIM活用(実務者会議、部会、現場見学等の実施推進)
書類の簡素化	○電子契約の活用(R4.11.1～) ○工事書類の3割を簡素化

## 2 「週休2日工事」の市町村への導入促進について

長野県内における公共事業費の割合

### (1) 現況

- 長野県内の公共事業費のうち約3割は**市町村**(全77市町村)
- **市町村**は週休2日工事導入が進んでいない。(未実施57市町村)



【令和4年度】

### (2) 令和5年度取組内容

- 市町村長に対し直接「**週休2日工事**」導入を要請
- 国土交通省のハンズオン支援を活用し**市町村**への「**週休2日工事**」導入を促進
- 長野県から随時**市町村**へ助言(お出かけ技術管理室)

日付	会議名	対象者	会議での主な内容
4/20	市長会	首長	「週休2日工事」導入を要請
4/25	町村長会	首長	「週休2日工事」導入を要請
5/17	県・市土木部長会議	部長級	ハンズオン会議参加を要請
8/25	県発注者協議会 県公契連総会	市町村職員 (土木及び契約部署)	○2024年問題への長野県の取組事例の紹介 ○入札契約適正化に向けた現状把握(週休2日工事,ダンプ等)
7/31 他3日	第1回ハンズオン会議	市町村職員 (土木及び契約部署)	○長野労働局と連携した時間外労働上限規制への対応要請 ○各市町村における入札契約適正化への個別具体的な課題の把握
10/11	第2回ハンズオン会議	市町村職員 (土木及び契約部署)	○週休2日工事導入に向けた事例紹介(県内2市から発表) ⇒庁内合意形成方法、地元事業者との意見交換状況、要領の作成等
11/22	第3回ハンズオン会議	市町村職員 (土木及び契約部署)	○週休2日工事導入への進捗度合をロードマップで共有 ⇒全77市町村が取組の遅れや課題を認識(見える化)
2/9 (予定)	第4回ハンズオン会議	市町村職員 (土木及び契約部署)	○全77市町村の「週休2日工事」導入時期を再確認 ○入札契約適正化に向けた改善目標(ロードマップ)の再確認
随時	お出かけ技術管理室 (電話・メール・出張)	市町村職員 (土木及び契約部署)	県の制度等の紹介を通じ、市町村の個別課題解決の助言を実施

令和6年4月から国・県・**市町村**が足並みを揃えた「**週休2日工事**」実施を目指す

令和5年度 建設業団体・都県建設業協会との意見交換会が全て終了しました。

資料3

<p><b>建設業団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月15日 日本建設業連合会(日建連)</li> <li>・ 6月29日 建設産業専門団体連合会(建専連)</li> <li>・ 9月22日 日本橋梁建設協会(橋建協)</li> <li>・10月23日 プレストレスト・コンクリート建設業協会(PC建協)</li> <li>・12月12日 日本道路建設業協会(道建協)</li> </ul>	<p><b>都県建設業協会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月 2日 群馬県建設業協会</li> <li>・10月11日 埼玉県建設業協会</li> <li>・10月16日 山梨県建設業協会</li> <li>・10月27日 神奈川県建設業協会</li> <li>・10月30日 茨城県建設業協会</li> <li>・11月 1日 長野県建設業協会</li> <li>・11月 6日 栃木県建設業協会</li> <li>・11月 8日 東京建設業協会</li> <li>・11月 9日 千葉県建設業協会</li> </ul>
<p><b>コンサル系団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月28日 建設コンサルタンツ協会(建コン協)</li> <li>・10月20日 全国測量設計業協会連合会(全測連)</li> <li>・12月 7日 全国地質調査業協会連合会(全地連)</li> </ul>	

## 2024年4月から適用される時間外労働の上限規制に関する意見・要望

### ■週休二日制の取り組み

- ・日本建設業連合会
- ・建設産業専門団体連合会
- ・プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・日本橋梁建設協会
- ・埼玉県建設業協会
- ・長野県建設業協会
- ・神奈川県建設業協会

### ■適正な工期の確保

- ・日本建設業連合会
- ・建設産業専門団体連合会
- ・日本橋梁建設協会
- ・茨城県建設業協会
- ・栃木県建設業協会
- ・埼玉県建設業協会
- ・千葉県建設業協会
- ・東京建設業協会
- ・神奈川県建設業協会
- ・建設コンサルタンツ協会

### ■生産性向上(DX、工事書類の削減・簡素)

- ・日本建設業連合会
- ・日本橋梁建設協会
- ・栃木県建設業協会
- ・埼玉県建設業協会
- ・東京建設業協会
- ・神奈川県建設業協会
- ・山梨県建設業協会
- ・建設コンサルタンツ協会
- ・全国測量設計業協会連合会
- ・全国地質調査業協会連合会

# 建設業団体との意見交換会 テーマとりまとめ

日本建設業連合会	令和5年5月15日(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)働き方改革と担い手の確保(待たなしの時間外労働削減に向けて)</li> <li>2)品確法の的確な運用(入札・契約に関する改善)</li> <li>3)生産性向上(新技術・新工法の活用)</li> <li>4)公共工事の適正かつ効率的な実施(適切な設計変更と現場業務の効率化・各取組みの横展開と現場への徹底)</li> </ol>
建設産業専門団体連合会	令和5年6月29日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)建設現場の完全週休二日制の導入について</li> <li>2)時間外労働の上限規制への対応について</li> <li>3)建設技能者賃金の5%アップについて</li> </ol>
日本橋梁建設協会	令和5年9月22日(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)現場安全対策の取り組み(安全性の向上)</li> <li>2)鋼橋事業の深化と継承(未来を守る強靱化事業の推進)</li> <li>3)鋼橋DXの推進(生産性の向上)</li> <li>4)鋼橋メンテナンス事業の推進(持続可能な環境整備)</li> </ol>
プレストレスト・コンクリート建設業協会	令和5年10月23日(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)年度工事量の安定的な確保</li> <li>2)働き方改革の推進</li> <li>3)生産性向上の推進</li> <li>4)PC橋の長期保全の推進</li> <li>5)PC建築(PCaPC造の建築)の推進</li> </ol>
日本道路建設業協会	令和5年12月12日(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)公共工事予算の安定的・持続的な確保</li> <li>2)道路舗装工事における労働環境の改善</li> <li>3)道路舗装工事におけるi-Pavementと新技術開発の推進と普及</li> <li>4)入札・契約制度の改善</li> <li>5)工事積算の改善</li> <li>6)道路舗装のメンテナンスサイクルの確立</li> <li>7)道路空間の環境改善</li> <li>8)その他</li> </ol>
建設コンサルタンツ協会	令和5年9月28日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)担い手確保・育成のための環境整備</li> <li>2)技術力による選定</li> <li>3)品質の確保・向上</li> <li>4)DX推進の環境整備と成長と分配の好循環の実現</li> </ol>
全国測量設計業協会連合会	令和5年10月20日(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)地域を支える測量業の魅力を増し、人材を確保するための施策の要望及び経営安定化のための事業創出について</li> <li>2)入札参加要件における、地元業者を「本店」とする地理的条件設定業務の増加について</li> <li>3)道路のDXに向けたGISプラットフォームの早期構築と三次元データ整備の発注について</li> </ol>
全国地質調査業協会連合会	令和5年12月7日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)地質調査業務の安定的な発注量の確保について</li> <li>2)地質調査業の働き方改革と生産性向上への取り組みについて</li> <li>3)BIM/CIM推進における地質調査業の役割強化について</li> <li>4)地質リスク調査検討業務の建設事業各段階での発注について</li> <li>5)現場条件に見合った仮設等の適切な費用計上について</li> <li>6)高品質な分析・解析結果の提出について</li> <li>7)最低制限価格の引き上げ・新規工種の設計変更について</li> </ol>

# 各都県建設業協会との意見交換会 テーマとりまとめ

群馬県建設業協会	令和5年10月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 真夏日での現場作業について</li> <li>2) 建設キャリアアップシステムについて</li> <li>3) 首都直下地震における群馬県建設業協会の役割について</li> </ul>
埼玉県建設業協会	令和5年10月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共事業予算の増額確保と地元企業向け工事の増額について</li> <li>2) 「働き方改革」の推進について</li> <li>3) 建築工事における課題について</li> <li>4) 総合評価について</li> <li>5) その他</li> </ul>
山梨県建設業協会	令和5年10月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共事業予算の確保について</li> <li>2) 効果的な道路事業の推進について</li> <li>3) 賃金引上げへの対応と賃上げ期間に関する定義の変更について</li> <li>4) 諸経費(率分)の改訂について</li> <li>5) 治水の安全性向上と「河川防災ステーション」について</li> <li>6) 担い手育成に向けた書類簡素化の更なる推進について</li> </ul>
神奈川県建設業協会	令和5年10月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共事業予算の拡充と早期執行について</li> <li>2) 市町村への品確法運用指針の徹底について</li> <li>3) 入札契約制度・運用の改善について</li> <li>4) 働き方改革への対応について</li> <li>5) 適切な現場対応について</li> <li>6) DXの推進について</li> </ul>
茨城県建設業協会	令和5年10月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共事業費予算の安定的・持続的な確保について</li> <li>2) 民間工事の適正な工期確保について</li> <li>3) 今後の建設業におけるSDGsの運用について</li> <li>4) 熱中症対策の更なる充実について</li> </ul>
長野県建設業協会	令和5年11月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進について</li> <li>2) 低入札調査基準の見直しについて</li> <li>3) 資材価格高騰に対する受注者負担割合の見直しについて</li> <li>4) 週休2日制の普及について</li> </ul>
栃木県建設業協会	令和5年11月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共事業予算の確保と最優先事項である国土強靱化の推進について</li> <li>2) 広域道路網の強化について</li> <li>3) 建設業の2024年問題の対応について</li> </ul>
東京建設業協会	令和5年11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 国土強靱化の推進</li> <li>2) 働き方改革の推進</li> <li>3) 生産性向上・DXの推進</li> <li>4) 高騰する建設資材価格への対応</li> <li>5) 建設キャリアアップシステムへの対応</li> <li>6) カーボンニュートラル(CN)に向けた取組み支援</li> </ul>
千葉県建設業協会	令和5年11月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 建設業の分業化について</li> <li>2) 働き方改革に伴う工事への対応について</li> <li>3) 積算基準について</li> <li>4) Cランク発注案件について</li> <li>5) 一般競争での賃金アップに対する加点措置について</li> </ul>

# 日本建設業連合会

## 土日現場閉所による完全週休二日

建設業の担い手(技術者・技能労働者)を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現は不可欠である。国土交通省直轄工事(道路・河川)では、土日閉所を基本とした4週8閉所が58%と他の発注機関に比べ進んでいるが、今後、既契約を含む全ての工事でも土日閉所による週休2日制工事の導入を基本とされたい。

また、整備局以外の発注機関においても、統一土曜閉所の取組みの拡大等を通じ、週休2日制工事の導入を拡大されたい。

## 建設キャリアアップシステムの普及拡大

2023年度からの民間工事も含めた「あらゆる工事でのCCUS完全実施」(国土交通省2020年3月決定)の実現に向け、国土交通省においては、自治体及び都道府県建設業協会に対する更なる協力要請や、CCUSレベル別年収の明示、ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」などを通じた、CCUSの一層の普及・活用に取り組むと共に、直轄工事を始めとした公共工事でのCCUS義務化や地方公共団体等への更なる働きかけを強力に推進されたい。

また、国土交通省の技術的支援のもと、整備局以外の発注機関においてもモデル工事の導入を含め、CCUSの活用促進を積極的に推進されたい。

## 建設業界全体の賃金上昇

日建連では2018年9月に「労務費見積り尊重宣言」を策定、取組みを進めている。また、本年3月の国土交通大臣との建設業4団体の意見交換で、技能労働者の賃金の概ね5%上昇を目指すことになったことを踏まえ、地方整備局等においては「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の大幅な拡大、整備局以外の発注機関においては同モデル工事の導入をお願いしたい。

## 入札手続きの充実

入札手続き中の質問に対する回答頻度が低いと、各応札企業から同じような質問が多くなり、受発注者双方の負担が増大することから、入札契約手続きの簡素化を図るため、質問の都度回答及び設計成果品の電子開示を図られたい。さらに、設計図書の不備を低減するため、設計成果品の質を高めることが必要である。

また、国土交通省以外の発注機関については、契約済工事の「工事設計書(設計内訳書、一式当たり内訳書、1次単価表、下位単価表、請負工事費計算書等)」の開示を国土交通省に準じてお願いしたい。

## 資材価格高騰への対応

昨年来、円安やウクライナ情勢に伴う資材価格高騰が続いているものの、全体で約4割の現場では予定価格へ資材価格が適切に反映されていない。資材価格の予定価格への適切な反映を徹底されたい。また、国土交通省に比べて他発注機関における発注工事では、スライド条項適用率が低いことから、適時、適切なスライド条項の適用をお願いしたい。全ての発注機関のスライド協議について、「発注者の理解・経験不足による対応不備」や「手続きの簡素化・書類の削減」に係る要望が多いことから、改善に向けた取組みを強化されたい。さらに、資材の供給不足に対応した適切な工期延期を徹底されたい。

## 地方公共団体発注の建築工事における設計図書の適正化等

地方公共団体等が発注する建築工事において、設計図書の完成度が低いまま発注され、施工段階で施工者に余分なコスト・工期が発生している課題について、昨年度の意見交換会を踏まえ、国土交通省(官庁営繕部)が講じた改善策につき、本省及び各地方整備局等で、その普及の取組み等をお願いしたい。

また、国土交通省の営繕工事における働き方改革の取組みが広く公共建築工事に展開されるよう、自治体等への助言、支援をお願いしたい。具体的には、適正な工期設定、週休二日促進工事の実施、ICTの活用、生産性向上技術の活用などの働き方改革の取組みの推進、および営繕積算方式による予定価格の適正な設定、入札時積算数量書活用方式の採用を推進されたい。

## 書類の削減と簡素化

時間外労働の理由の約6割が「書類作成」に関わる事項であり、発注者に対し提出書類の削減を求める声が多く出ている。書類作成業務を軽減するため、地方整備局等では書類スリム化ガイドなど書類の簡素化に取り組んでいるものの、「書類作成マニュアル」に反した書類作成業務が依然として発生している。マニュアルが現場に確実に徹底されるよう指導されたい。また、国土交通省発注工事でのASP統一等による書類の削減など、ICTツールのフル活用による業務の簡素化に取り組まれたい。さらに、国土交通省にて制度化されている検査書類限定型工事の実施は約6割に留まっており、効果が高いことから、更なる実施拡大を図られたい。

整備局以外の発注機関においては検査書類限定型工事を早急に導入するとともに、情報共有システム(ASP)、電子検査等の導入により、受発注者間の書類のデジタル化及びオンライン電子納品を推進されたい。

## 取組みの横展開と現場への徹底、広報の強化

今年度の意見交換に当たっては、社会の要請に適切に対応しつつ、担い手確保に向け新4Kの魅力溢れる業界を目指す取組み、2024年4月に迫った時間外労働時間の上限規制への対応、社会資本整備の着実な推進とその重要性の発信(広報)を重点方針としている。意見交換会での議論を踏まえ、まずは公共工事諸課題の解決を図り、その取組みを民間工事にも波及させることが重要である。このため、日建連支部との意見交換会の継続実施、自治体も参加するブロック別の各種連絡会議を通じて国交省以外の発注機関へ国の取組みの横展開を図るとともに、現場への徹底を推進されたい。また、担い手確保や働き方改革の取組みに関する社会の理解促進と建設業の魅力発信のための現場見学会の活発化など、受発注者協働による取組みをお願いしたい。

# 建設産業専門団体連合会

## 建設現場の完全週休二日制の導入について

大手元請では、建設現場は稼働していても社員の就業は週休2日になっていると認識している。しかし、中小以下の企業では、工期も関連はするが、現場が稼働していれば週休2日を確保して休むことは困難なため、建設現場(公共・民間とも)の完全週休2閉所に向けた意識改革はできないか。体力を消耗する夏場(7・8・9月)だけでも試験的に導入することを産業行政面から指導又は推奨していただくことは如何か。

## 時間外労働の上限規制への対応について

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることとなるが、会社・現場間の往復移動時間や現場作業後の後片付け・整理(時間内に行う必要あり)等により、日常的に時間外労働が発生し、その対応策が見出せない業種(機械施工・クレーン・コンクリート圧送等の直行直帰不可業種)もある。「適正な工期」は、当然ながら当該規制に抵触しないことが前提であるため、現場での作業時間を相応に短縮する必要がある、それを考慮した工期の設定をお願いしたい。(自治体工事や民間工事に周知・啓蒙していただきたい。)

# プレストレスト・コンクリート建設業協会

## 総労働時間の削減

週休2日の完全実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの周知をお願いします。

# 日本橋梁建設協会

## 働きがいのある職場とするために

- ・協会内では完全週休二日・残業時間削減に向けた取組みに対して、かなり進んできている状況
  - ・残業時間削減、休暇取得の推進を定着させ週休二日を含めた4週8休を推進するためには、作業時間に応じた工程が必要となる
  - ・発注時の短工期設定、受注後指示による工期短縮は働き方改革に逆行
  - ・高速道路会社工事では、直轄工事に比べ検査等資料の削減が不十分
  - ・建設業就業者に対する時間外労働規制が厳格化されることに伴い、時間外労働時間の削減、週休二日制の推進等を図るとともに、担い手の育成や確保に向けた環境整備などの諸活動を行うため、「働き方改革特別委員会」を設置
- 確実な実施のため、案件の実情に則した適切な工事期間、その工事期間に見合った工事費の設定を要望
- 高速道路会社、地方公共団体への指導を要望

# 埼玉県建設業協会

## 週休2日制の推進について

いよいよ来年度から適用となる時間外労働の罰則付き上限規制に対し、週休2日制適用工事の発注、必要な経費の計上、建設工事の適正な工期の確保をするための基準の策定など、様々な取り組みが行われていますが、建設就業者の高齢化や入職者の減少などもあり、明確な先行きが見通せない状況となっています。

このような状況の中、国や県の発注工事では、週休2日制が浸透してまいりましたが、市町村や民間事業者の発注工事では、週休2日制の確保については、まだまだ不十分な状況にあります。今後、建設業の担い手を確保していくためには、週休2日の実現は必要不可欠です。

そこで、国交省から市町村や特に民間事業者に対し週休2日制の推進について、強い指導、改善をお願いします。

## 改正品確法の市町村への徹底について

令和2年1月に改正品確法22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（運用指針）が改正され発注者が必ず実施すべき事項の追加などが行われましたが、特に、地域建設業に密着に関連している市町村において、品確法及び運用指針が十分浸透していない状況が見受けられます。

このため、全ての市町村において品確法及び運用指針に基づき次の事項が適切に実行されるよう国による指導徹底をお願いします。

- ①市場における労務、資機材などの取引価格、施工の実態などを的確に反映した予定価格の適切な設定
- ②最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な設定・運用によるダンピング対策の強化
- ③施工時期の平準化と適正な工期の確保
- ④設計変更ガイドラインの義務化と適切な運用

## ASPの地方自治体への展開について

国交省工事でのASP標準化を受けて、まだ課題はあるものの本年度から県工事でも県土整備部発注工事では原則3,000万円以上の工事ではASPが適用となりました。

また、市町村ではASPを採用している自治体はほとんどない状態です。

ASPの適用により相当量の事務の省力化が図られるので、地方自治体工事でのASP適用の拡大、ASPの適切な運用について、国交省から地方自治体に対して適切な指導をお願いします。

## 設計審査会について

国交省工事では設計変更の際は、設計審査会が設置され設計変更ガイドラインに基づいて判断する事によりスムーズな設計変更が行われています。

一方、県や市町村などの地方自治体では同様のシステムがないために工事毎に設計変更の進捗に大きな差異がある状態です。

地方自治体に対して、適切な設計変更の実施とともに設計審査会の設置など適切なルールづくりについて国交省からの指導をお願いします。

## 山梨県建設業協会

### 担い手育成に向けた書類簡素化の更なる推進について

関東地方整備局におかれましては、令和2年度の関東甲信越ブロック会議における山梨県からの要望事項である「工事書類の必要最小限化と工事工程の円滑化について」に関し「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」の改定の中で、工事検査は「検査書類限定型」をすべての工事に適用いただき、工事検査前の書類の作成及び整理作業が大幅に改善されたこと大変感謝しております。

今後は、働き方改革に資する新たな担い手の確保・育成のためにも一層の現場での長時間労働是正等、受発注者相互が互いに効率化できるよう、工事検査における一層の書類の限定と、本運用に際しては出先事務所に対するご指導等周知と徹底をお願いするとともに、地方自治体(県・市町村)に対しても、スリム化ガイドの導入及び積極的な取り組みの推進についてお願いいたします。

## 長野県建設業協会

### 週休2日制の普及について

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることになっており、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題となっております。

働き方改革の取り組みの一つに「週休2日制の普及」がありますが、長野県におかれましては、工事発注に当たり、「施工者希望型」、「発注者指定型」のいずれにおいても、当初から割増の経費補正をして発注されております。

この程、長野県において、市町村を対象に「週休2日工事实施状況」調査を実施された結果、週休2日工事を導入済み(一部試行も含む)の市町村が25%であったのに対して、導入予定がない団体が27%も存在するという結果でした。そこで、下記のとおり要望をいたします。

①週休2日制の普及を進めるために、国におかれましても地方自治体、特に市町村へ積極的な週休2日工事の実施について、働きかけていただきますようお願いいたします。

# 神奈川県建設業協会

## 市町村への品確法運用指針の徹底について

「発注関係事務の運用に関する指針」では、発注者が必ず実施すべき事項に「予定価格の適正な設定」及び「施工時期の平準化」、「適正な工期設定」などが位置づけられていますが、市町村の発注については、最低制限価格の算定式において、いまだ最新の中央公契連モデルの水準に至っていないなど、まだまだ課題のあるのが現状です。

地域の安全・安心を守る一翼を担う地元建設業者が健全に事業継続を行っていくためにも、市町村において運用指針を遵守し、適切な発注を行っていただくことが重要です。

①現在、国では最低制限価格の設定や低入札調査基準などで課題のある市町村について、個別に指導を行っていただいていることは承知していますが、これまで以上に市町村に対して強く働きかけをしていただくようお願いします。

②施工時期の平準化について、慢性的技術者不足、技能者不足の回避のために、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を市町村発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。

③2024年から実施される時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革は、若手人材の確保という面からも必ず実行していかなければならない課題です。国や県などでは働き方改革への実現に向け対応いただいておりますが、一部の市町村では対応されていない団体もありますので、強い働きかけをお願いします。

## 公共建築工事における働き方改革の対応について

国においては、働き方改革、時間外労働規制への対応として、週休2日制、CCUSの適用やDX推進の取組みを活用した発注工事の導入など様々なモデル工事に取り組んでおられますが、これらが適用される工事のほとんどは土木工事が対象となっており、建築工事については案件の発注が少なく、あまり進んでいないのが現状です。

また、地方公共団体の発注に係る公営住宅や学校施設等の新築・改築の建築工事の占める割合が比較的多いにもかかわらず、週休2日制やDXの取組みは、国と同様、ほとんど進められていない状況です。

つきましては、働き方改革を推進するため、公共建築工事においても、積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体への働きかけをお願いします。

## DXの推進について

国土交通省では、働き方改革への対応として生産性の向上に向けたICT施工やASP・遠隔臨場、BIM/CIM等を推進しておりますが、神奈川県内では、今年度ようやく県、政令市においてASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模ICT施工の試行も始まりました。

つきましては、ICT施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況でありますので、DX普及、推進を図るため、資機材等の購入に係る経費について見積による負担措置の対応について、県・市町村への周知徹底の上、DX事業を推進するとともに、小規模ICT工事の積算基準の明確化をお願いします。

# 建設コンサルタンツ協会

## 受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

・「ワークライフバランス」の全業務への適用、実施計画および実施報告による確実な推進と地方自治体への展開

## 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

- ・災害申請作業の合理化・適切化
- ・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算

## 地方自治体における発注方式の改善

- ①業務の内容や地域の実情等に応じたプロポーザル方式・総合評価落札方式による発注量の増加
  - ・国の「斜め象限図」の周知と適用促進
  - ・技術力・品質に優れた企業が選定されず、くじびきによる選定が多発する価格のみによる一般競争入札の撤廃（不良不適格業者の排除、簡易な技術競争の導入促進）
  - ・ブロック発注者協議会での技術力を基本とする発注方式の議論
- ②見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示
- ③最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）
- ④国土交通省方式の業務成績評定や業務・技術者表彰の導入と活用の促進（増加と公表）
- ⑤業務分野に応じた有資格者（技術士・RCCM等）・建設コンサルタント登録制度の適確な活用の促進

## 地方自治体のメンテナンス事業の促進

- ・技術支援や包括的な契約の導入による効果的な建設コンサルタントの活用
- ・点検・診断等業務に関わる登録技術者資格（RCCM等）の活用
- ・道路橋メンテナンス技術講習達成度試験合格者、河川維持管理技術者、河川点検士の活用促進
- ・地方自治体のメンテナンス事業への地域コンサルタントの積極的な活用

## 受発注者協働による働き方改革に資するDX推進

- ・電子入札システム、電子契約システムを活用した「書類の電子化（電子決済、ペーパーレス化）」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動・郵送等の時間短縮」の促進
- ・情報共有システム（ASP）を積極的に活用した「事業・業務の情報等に関する電子化」「情報共有化」の促進
- ・WEB会議等を積極的に活用して「移動時間や待ち時間の解消」「現場情報の共有化」の促進
- ・テレワークガイドライン（案）の活用、発注者のテレワーク環境整備の加速化、各種技術基準類の電子化・WEB公開などの推進
- ・自治体を含む、各発注機関のインフラDX推進計画や実施状況等の情報の公開

# 全国測量設計業協会連合会

## 道路・河川等の公共インフラ強靱化のための3次元台帳整備事業の提案

・新しい国土強靱化基本計画（素案）を拝見すると、国土交通省の実施する施策として、無電柱化や沿道建物倒壊防止などの緊急輸送道路等に関連する施策、中小河川も含めた河川整備に係る計画の作成・見直しなどの流域治水に関連する施策等、公共インフラの強靱化を進めるものが多くみられます。道路台帳、河川台帳の整備は法律で定められ、それぞれ管理者により実施されているところですが、公共インフラの強靱化を着実かつ効率的に進めるには、国の進めている「3次元データを活用した河川管理」の手法を地方自治体においても実施することが有益と考えます。

については、まずは緊急輸送道路や氾濫の危険のある河川を優先して、UAVや3次元スキャナ、MMS等を用いた3次元道路台帳（地下埋設物も含めて）・河川台帳を作成することを地方自治体においても義務付け、あわせてその予算措置（補助金）を検討いただくこと。